第二次川越市環境基本計画

みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち

川越市

第二次川越市環境基本計画

目　次

第１章　基本的考え方 ---------- 1
1．計画策定の背景 ---------- 2
2．計画の目的 ---------- 3
3．目標年度 ---------- 4
4．対象とする環境の範囲 ---------- 4
5．計画の位置付け ---------- 5
6．計画の構成 ---------- 6
7．計画の推進体制 ---------- 7
8．計画の進行管理 ---------- 9

第２章　環境の現状と課題 ---------- 11
1．あらまし ---------- 12
2．将来動向 ---------- 14
3．第一次計画の現状と評価 ---------- 17
4．市民意識と市民参加の状況 ---------- 34
5．今後の課題 ---------- 39

第３章　計画の目標 ---------- 41
1．望ましい環境像と環境目標 ---------- 42
2．基本方針と施策の体系 ---------- 43

第４章　施策内容 ---------- 49
1．地球温暖化対策の推進 ---------- 50
2．資源循環型地域社会の形成 ---------- 56
3．人と環境にやさしい交通体系の確立 ---------- 62
4．化学物質の拡散防止 ---------- 67
5．身近な水辺環境の保全 ---------- 71
6．湧水の復活（水の循環） ---------- 75
7．武蔵野の面影を残す自然的環境の保全 ---------- 80
8．身近な生き物の生育環境の保全・創造 ---------- 84
9．歴史的文化的遺産の継承 ---------- 88
10．都市のうるおいの創造 ---------- 92
11．環境教育・学習の推進 ---------- 99
12．協働のしくみづくり・人づくり ---------- 103
第二次川越市環境基本計画の重点施策 ---------- 106

資料編 ---------- 107

あいさつ

川越市長 舟橋功一

地球温暖化をはじめとする地球環境問題は、今世紀最大の課題となっています。本市におきましては、このような課題の解決に向けて、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成 10 年 3 月に「川越市環境基本計画」を策定いたしました。これに基づき、「１％節電プラス１（ワン）運動」において、元祖クールビズとも言える「エコ・カジュアルマンス」を実施するなど、率先して環境保全活動を実践してまいりました。

これらの活動を基に、平成 11 年 11 月には、県内の市町村で最初に ISO14001 を認証取得いたしました。そして、「住宅用太陽光発電システム設置事業補助」「エコチャレンジファミリー」などの事業を展開し、環境先進都市として地域から地球環境の保全に努めてまいりました。

また、平成 12 年 8 月には、市、市民、事業者及び民間団体で構成する「かわごえ環境ネット」が設立され、現在、そのネットワークを活用した、さまざまな環境保全活動や啓発活動が展開されています。

そのような中、国内外では、平成 17 年 2 月の京都議定書の発効を契機に、地球温暖化防止に向けた国際的な取り組みが活発に進められています。また、ごみ問題解決のため、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から脱却し、循環型社会の形成に向けた法整備が行われています。さらに地方自治体においては、住民や事業者と一体となった地域における環境保全へのしくみづくりが強く求められています。

そこで、本市では更なる環境の保全の推進を目指して、市、市民、事業者及び民間団体等の責務を明らかにし、各主体が協働して環境保全活動に取り組んでいくため、平成 18 年 9 月に「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」を制定し、それに基づき、この「第二次川越市環境基本計画」を策定しました。

本計画では、『持続可能な地域社会づくり』『市民の健康と健やかな暮らしの確保』『自然環境の保全と継承』『快適な都市環境の創造』そしてこれらを推進するための『協働の仕組みづくり』を環境目標に掲げ、これらの目標を達成することにより、望ましい環境像として定める「みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」の実現を目指すこととしています。

今後は、市民、事業者及び民間団体との協働の下、望ましい環境像の実現に向けて、日々努力を重ねてまいりたいと考えております。これからも、皆様のご指導ご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成 19 年 3 月

第１章

基本的考え方

1. 計画策定の背景
2. 計画の目的
3. 目標年度
4. 対象とする環境の範囲
5. 計画の位置付け
6. 計画の構成
7. 計画の推進体制
8. 計画の進行管理

1 計画策定の背景

本市は、城下町として栄えてきた歴史から、今日でも蔵造りを中心とした商家の町並みなど歴史的文化的遺産に恵まれています。そして、荒川、入間川、伊佐沼等の水辺空間、武蔵野の面影を残す雑木林等、広大な水田や畑など自然的な環境資源も本市の特徴に挙げられます。また、首都 30km 圏の埼玉県南西部地域に位置し、農業、商業、工業といった各産業が発展してきました。戦後急増した人口は、平成 18 年 4 月現在で約 33 万人となっています。

一方、都市化の進展や、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムやライフスタイルの浸透に伴って、エネルギー・資源の消費増大と廃棄物の増加、自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、近隣騒音などの都市・生活型公害が深刻化してきました。更に、こうした日常生活や通常の事業活動に伴う環境負荷の増大は、地域での環境問題にとどまらず、地球温暖化*などの地球環境問題*の原因となっています。

第一次川越市環境基本計画（以下、「第一次計画」といいます。）を策定した平成 10 年以降は、各種環境保全施策の推進と、市民や事業者、民間団体及び市の各主体による取組が具体的に進み、確実にその成果が現れつつあります。他方、本市の人口増加率はピークを過ぎ、少子高齢化と緩やかな人口増加が進んでいます。市民の意識にも変化がみられます。快適な都市機能と良好な環境を兼ね備えたまちづくりに対するニーズが高まるとともに、市民、事業者、民間団体及び行政がパートナーシップ*を組み、協働による環境保全の取組もはじまっています。

世界での動きに目を転じると、人口増加や経済成長に伴ってエネルギー・資源の消費増大や地球温暖化などの問題が深刻化しています。

特に、地球温暖化問題については、気温・海面の上昇、洪水や干ばつなどの異常気象の増加など、人の健康や経済社会にも深刻な影響を及ぼすことが懸念されることから、平成 17 年 2 月の「京都議定書*」発効を契機に、国際的な取組が進んでいます。

地球温暖化
人の活動に伴い二酸化炭素などの「温室効果ガス」が増加することにより、地球全体の平均気温が上昇する現象。

地球環境問題
地球規模で広がり、人類の将来にとって脅威となっている環境問題。複数の問題が複雑に絡みあっている。

パートナーシップ
様々な人々や団体が、公平な役割分担を基本として、協力や連携を行うこと。

京都議定書
大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、第 1 約束期間（2008～2012 年）の間に、先進国等に対して温室効果ガスを 1990 年比で一定数値（日本は 6%）以上削減することを義務付けた、国家間の合意文書。

国においては、持続可能な社会（健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会）を目指し、平成 18 年 4 月に第三次環境基本計画を策定しました。

このような中、この第二次川越市環境基本計画（以下、「第二次計画」といいます。）は、川越市良好な環境の保全に関する基本条例（平成 18 年条例第 36 号）に基づいて策定しました。なお、第二次計画は、第一次計画の成果と課題を踏まえ、上位計画である第三次川越市総合計画との整合を図りながら、本市をとりまく環境や社会状況の変化などへ的確に対応していきます。

2 計画の目的

第二次計画は、川越市良好な環境の保全に関する基本条例に基づき、本市の良好な環境を保全・創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的とします。市民、事業者、民間団体及び市が、力と知恵を出し合い、みんなで、川越の将来の望ましい環境像を実現することを目指します。

3 目標年度

平成 17 年度を基準年度として、目標年度は平成 27 年度とします。ただし、地球環境問題など長期的視点が必要な分野もあるため、21 世紀半ばをも展望します。

また、本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に応じて、必要な場合は適宜見直しを行います。

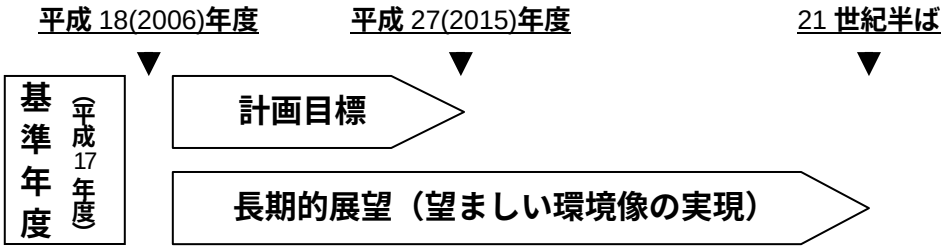

4 対象とする環境の範囲

第二次計画は、次に示すように、足元の日常生活から地球環境まで幅広くとらえた範囲を対象とします。

地球環境	地球温暖化（資源、エネルギー）、酸性雨*、その他の地球環境問題、国際的取組　等
生活環境	典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）、都市・生活型公害、化学物質、廃棄物　等
自然環境	地形・地盤、生物の生育・生息環境、自然景観（水田、畑、雑木林等）、水の循環　等
快適環境	都市のみどり、水辺、都市景観、歴史・文化　等

酸性雨

硫黄酸化物、窒素酸化物が雨と作用し、雨水が酸性化され、pH5.6 以下になったもの。土壌や湖沼の酸性化、樹木の枯死、建築物の劣化等の影響をもたらす。

5 計画の位置付け

第二次計画は、川越市良好な環境の保全に関する基本条例に基づく計画であり、地方自治法に基づく第三次川越市総合計画を上位計画と位置付け、整合を図っています。また、市が定める個別計画に対して、環境の保全・創造の基本的な方向を示します。

また、市民、事業者及び民間団体に対しては、将来の望ましい環境像の実現に向けて、日常生活や事業活動における環境の保全・創造のための環境配慮行動計画などを別途策定します。

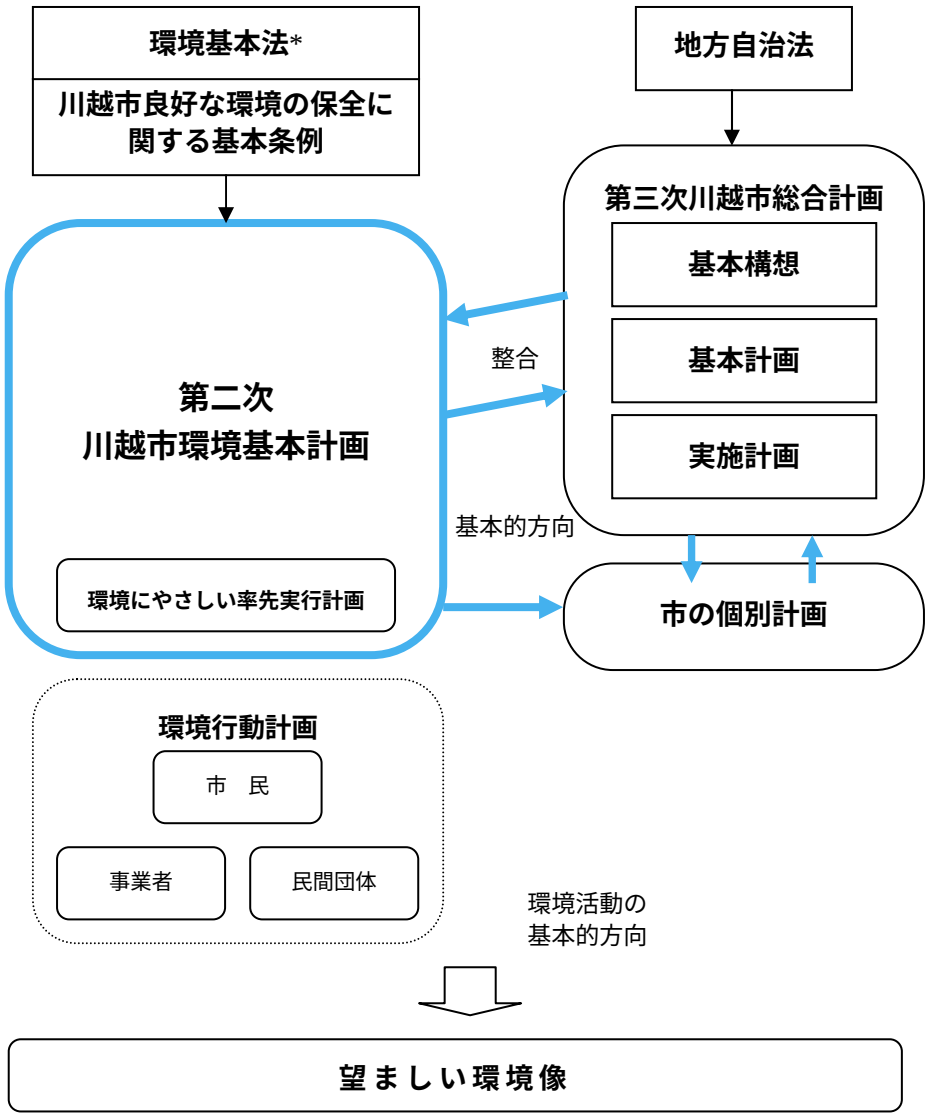

環境基本法
国の環境政策の枠組みを示す基本的な法律。平成5年11月に施行された。

6 計画の構成

第１章　基本的考え方

・計画の目的、目標年度、対象とする環境の範囲、計画の位置付け、推進体制や進行管理を明示しています。

第２章　環境の現状と課題

・第一次計画の現状と評価を総括した上で、将来の動向を見据え、市民意識を踏まえながら今後の課題を考えます。

第３章　計画の目標

・望ましい環境像と環境目標を示した上で、基本方針と施策の体系を明らかにしています。

第４章　施策内容

・環境目標及び基本方針に基づいた「12 の施策」に関して、指標・目標値を掲げ、それを実現するための具体的施策を示しています。

7 計画の推進体制

7-1　各主体の役割と責務

将来の望ましい環境像の実現に向けて、市、市民、事業者、民間団体及び滞在者の各主体がそれぞれの役割と責務に応じて行動し、計画を推進していくことが期待されます。

◆市◆

市は、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務があります。また、計画推進の先導役として、率先して市民、事業者等の模範となるよう、市の事務事業や公共事業、施設管理などにおいて、環境負荷の低減を実践するとともに、必要な制度の整備等に努めます。

更に、市は環境の保全及び創造のための広域的な取組が必要な場合は、国及び他の地方公共団体と連携・協力し計画を推進していきます。

◆市民◆

市民は、日常生活における環境への負荷を少なくするようライフスタイルの改善が求められています。そのために、環境について学び、理解を深め、良好な環境保全及び創造のための積極的な行動を実践するように努める責務があります。

更に、地域での環境保全活動に主体的に参画することが求められています。

◆事業者◆

事業者は、環境関連法令に基づく規制基準等を順守する責務があります。また、業種・規模等に応じて、資材・原料の調達、製造・加工、流通・販売など、事業活動の各段階において、環境負荷の低減を行い、環境配慮型の製品やサービスの開発・販売、社員に対する環境教育及び環境保全活動の奨励、環境保全の取組の公表などを通じて、地域の環境や社会に貢献するように努める責務があります。

◆民間団体◆

民間団体*は、それぞれの団体の特徴を生かした環境保全及び創造のための活動を自主的、積極的に実践するとともに、その活動に伴う環境への負荷の低減に努める責務があります。

また、他の団体や市民、事業者等との情報交換に努めるとともに、市との連携を密にし、公益的視点に立った多様な活動をすることが求められています。

民間団体
行政や企業活動とは異なる、非営利の民間の立場から、社会貢献に向けた活動を行う団体。

◆滞在者◆

川越市を訪れた観光者及びその他本市に滞在する人は、前述の市民、事業者の役割と同じように、市内での生活や事業活動において、環境への負荷の低減に努めるとともに、環境保全及び創造に協力するように努める責務があります。

7-2　協働による計画の推進体制

計画の推進に当たっては、各主体の行動が原動力となることはもちろんですが、同時に、各主体が互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え協力しあう「協働」の視点が大切です。

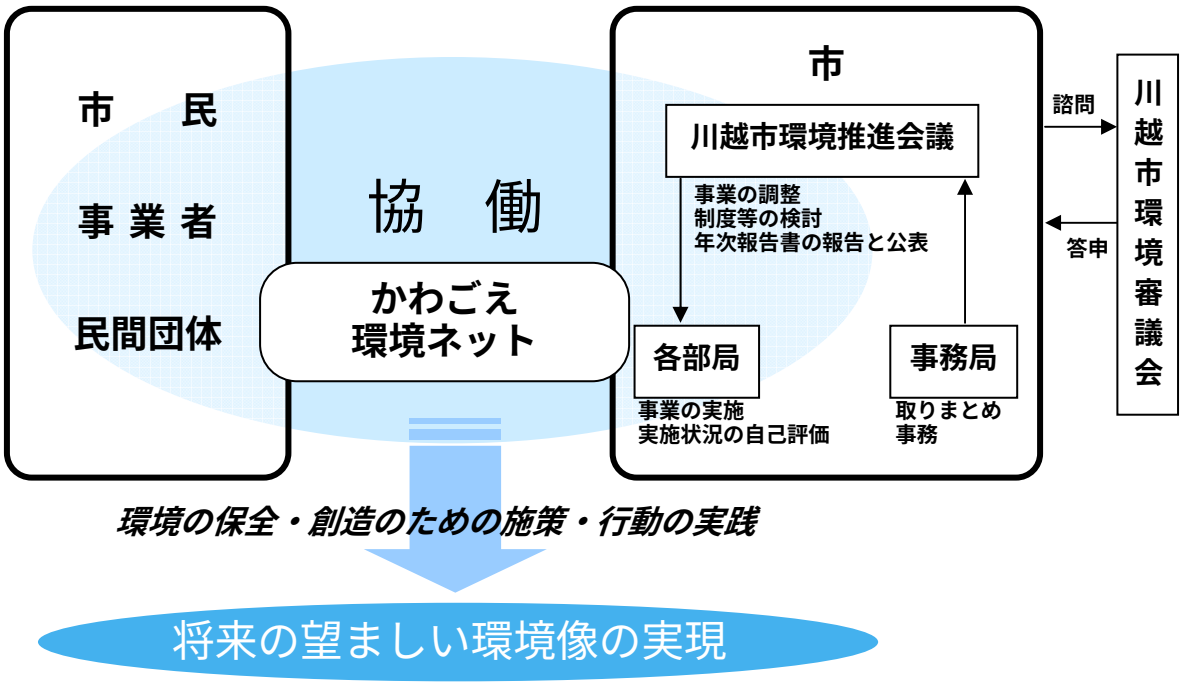

◆川越市環境推進会議◆

市の組織において、各部局の役割分担と同時に、横断的な推進体制を構築し、本計画に基づく施策・事業を実施します。

この会議では、計画の進ちょく状況や制度等の検討、複数の所管による関連事業の調整などを行います。

◆かわごえ環境ネット◆

「かわごえ環境ネット」は、市民、事業者、民間団体及び市がパートナーシップを形成し、それぞれが役割を理解しつつ、協働して環境保全活動を行い、「望ましい環境像」を実現していくための組織として、平成 12 年 8 月に設立されました。

第二次計画の推進において、かわごえ環境ネットと協働し、環境に関する活動や調査研究、提案や活動成果の発表、意見交換などを行い、各主体が一体となった取組を展開していきます。

8　計画の進行管理

8-1　進行管理の考え方

第二次計画の進行管理は、計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価・公表（Check）→改善（Action）という PDCA サイクルを基本とし、計画内容や計画に基づく施策・事業の継続的な改善を図ります。

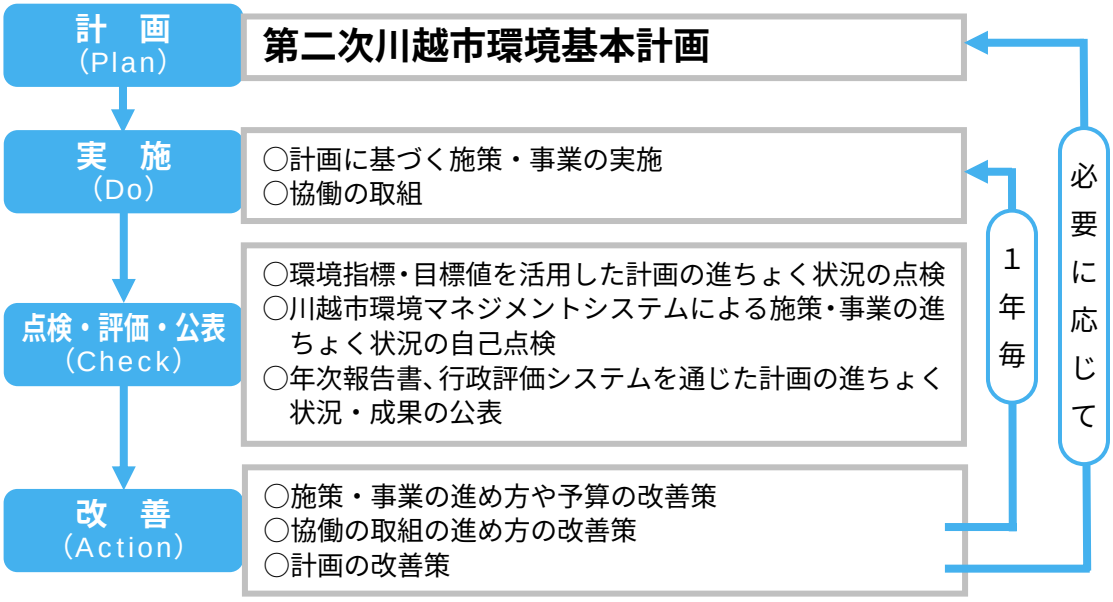

8-2　進行管理のポイント

◆環境指標・目標値の活用◆

第二次計画は、環境指標*・目標値を活用した、全体の進ちょく状況の点検を行います。

環境指標
環境の状態を表す物差し。代表的なものとしては環境基本法に定められた環境基準がある。

◆川越市環境マネジメントシステムの活用◆

市は、計画に基づく施策・事業の実施にあたり、国際規格ISO14001*に適合した川越市環境マネジメントシステム*を活用して、毎年度、目的・目標・実施計画を策定し、進ちょく状況の自己点検を行います。

環境マネジメントシステム
組織が、環境に与える影響を継続的に改善していくための、組織経営の仕組み。

ISO14001
国際標準化機構（ISO）が定めた、環境マネジメントシステムの国際規格。計画と検証を繰り返すPDCAサイクルを特徴とする。

◆年次報告による公表、評価◆

市は、毎年度、計画の進ちょく状況の点検結果などについて、川越市環境審議会*に報告するとともに、年次報告書「かわごえの環境」、広報、インターネットホームページなどを通じて、市民等に公表し、評価を受けます。寄せられた提案や意見は、施策・事業の推進と、計画見直しに反映させていきます。

また、計画に基づく施策・事業の成果・課題についての透明性の確保や予算等への評価結果の反映を図るため、行政評価システムを活用します。

環境審議会
市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法第44条に基づき設置される機関。

◆計画の見直し◆

本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に応じて、市民等の意見を反映させながら、川越市環境審議会に諮り、環境指標や目標値などの見直しを行います。また、必要に応じて、計画を見直します。

第 2 章

環境の現状と課題

1. あらまし
2. 将来動向
3. 第一次計画の現状と評価
4. 市民意識と市民参加の状況
5. 今後の課題

1 あらまし

1-1　埼玉県南西部地域の中核都市

本市は埼玉県南西部地域に含まれ、面積は 109.16km²、首都 30km 圏内に位置しています。鉄道路線の充実により都心への通勤・通学の便がよいことから、ベッドタウンとして発展しました。古くから交通の要衝として栄えており、現在も鉄道のほか、関越自動車道、国道 16 号などの幹線が交差し、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の建設も進んでいます。

また、近隣市町で構成される協議会等を通じて広域調整や連携を進めるなど、県内南西部地域の中核都市としての役割も担っています。

平成 15 年 4 月に中核市*に移行し、環境をはじめ、福祉、保健衛生、都市計画などの分野において、大幅に事務処理権限が拡大し、自立した都市の運営を進めています。

中核市
政令指定都市の他に、人口 30 万人以上の、規模や能力などが比較的大きな都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度。

1-2　バランスのとれた産業構造

本市の産業は、農業、商業、工業がバランスよく構成されています。

◆農業◆

大消費地である首都圏に位置するという地理的条件に恵まれており、また、農家戸数、耕地面積及び農業産出額は県内で上位を占めています。しかし、農業従事者の高齢化と農業後継者の不足が問題となっています。

◆商業◆

商店数及び年間販売額は、県内で上位であるものの、ともに平成 3 年度をピークに減少しています。長引く景気の低迷による購買力低下や大型商業施設の進出による商業集積が進んだことが考えられます。

◆工業◆

本市には、3 つの工業団地と 2 つの工場適地があり、市全体の製造品出荷額等が県内上位を占める有数の工業都市でもあります。市内事業所の約 80%は従業員数 30 人以下の中小企業であり、景気の低迷等により、10 年前と比べて総事業所数は、25%減少しています。

1-3　自然環境共生型の都市構造

本市の南部から北西部にかけての丘陵地には、循環型の農業生活様式に根ざした集落と畑地、樹林地が一体となった風景が広がっています。樹林地は連続した雑木林で構成され、武蔵野の面影を現在に伝えています。

また、低地部を網の目のように流下する河川沿いには広大な水田地帯が広がり、入間川、伊佐沼などの水辺環境にも恵まれています。

丘陵地から低地にかけてのこのような自然環境が市街地を取り囲んでいることによって、さわやかな風、虫や鳥などを市民が身近に感じることができます。また、このような環境には防災上の効果や、ヒートアイランド*の抑制効果などがあり、人口や都市機能集中によるさまざまな弊害を緩和する働きもあります。更に農地は農産物を生み出し、まさに自然環境と共生*したまちの構造を有しています。

ヒートアイランド
都市の気温が周辺部よりも上昇する現象。エネルギー利用に伴う発熱と、建造物の蓄熱が原因。地表の等温線が島状になる。

共生
人の営みが自然環境を荒廃させることなく、全体の調和が保たれること。

小江戸
江戸時代に栄え、その伝統や文化が現在まで受け継がれているまち。

1-4　歴史と伝統文化の薫るまち

「小江戸*」という呼称に代表されるように、江戸時代からの伝統や文化が今なお息づいているのも本市の特徴のひとつです。歴史的建造物や町並みのほか、国・県・市の指定文化財が多くあり、文化財の宝庫ともいえます。国の重要文化財に指定されている喜多院、仙波東照宮、日枝神社本殿、大沢家住宅（蔵造りの商家）などが代表的な文化財です。また、川越まつり、小江戸川越春まつり、小江戸川越花火大会などの観光事業なども地域の魅力を高めており、年間約 500 万人の観光客が訪れます。

1-5　川越台地と荒川水系がつくる地形

本市の地形は、武蔵野台地を構成する川越台地の北端部と、これをまわりこむように流れる入間川などの荒川水系の河川によって秩父から流運された砂礫が堆積して形成した扇状地によって形成されています。川越台地は第四紀更新世の地層からなり、武蔵野段丘、下末吉段丘、立川段丘堆積層がみられます。市内を流れる河川は荒川水系に属し、入間川と小畔川、荒川改修時に隅田川へ付け替えられた新河岸川と不老川などが挙げられます。

2 将来動向

2-1　人口フレーム

平成 17 年 4 月 1 日現在の本市の人口は 332,247 人、世帯数は 129,055 世帯です。第三次川越市総合計画では、今後人口増加率の伸びは小さく、平成 27 年の将来人口は 34 万人と想定しています。

人口の推移

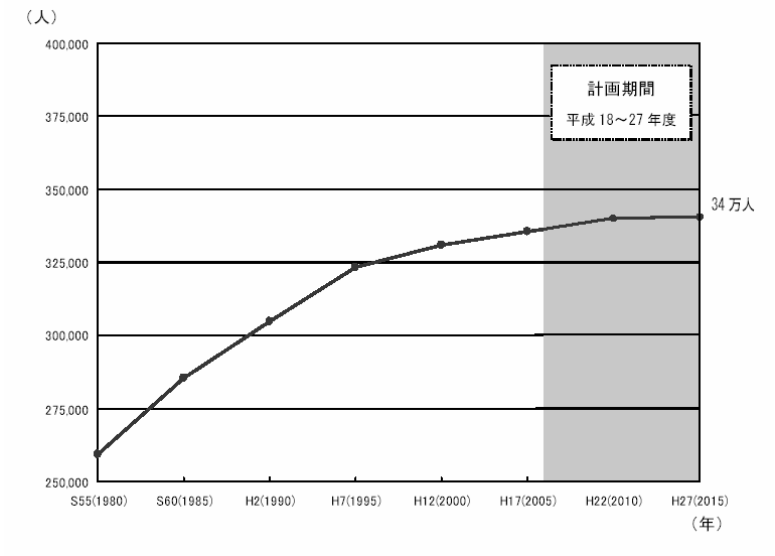

（資料：第三次川越市総合計画）

2-2　土地利用

第三次川越市総合計画（基本構想）では、次のような土地利用構想を示しています。

土地は、すべての市民にとって限られた貴重な資源であり、生活を支え、社会経済活動等を展開する基盤となるものです。

このような認識のもと、自然環境の保全、育成、創造に努め、安全性、利便性、快適性、そして地域の特色を考慮した自然と調和のとれた魅力ある都市を創造していくため、総合的かつ計画的な土地利用を進めていく必要があります。

特に行政は、土地の用途を転換する際、自然や公共の福祉等に十分配慮し、全体として調和のとれた土地利用を図ります。

2-3　都市構造

本市の均衡ある発展を図るため、歴史的な文化的遺産と近代的な都市機能が集積されている地域を「都心核」に、交通条件等によって地域生活の中心として構成されている地域、あるいは、大規模なプロジェクトが計画されている地域を「地域核」と位置付け、望ましい土地利用の誘導や都市活動を支える交通体系の整備、地域ごとの特性や魅力を生かした都市機能の適正配置を図り、それぞれの核をネットワーク*化して都市の骨格を構築します。

また、市域を取り囲む河川や樹林地、湿地や緑を「緑・アメニティ*拠点」として位置付け、保全、活用、創造に努めます。

更に、埼玉県南西部地域の拠点都市の形成に向けて、近隣の地域が相互に円滑に交流できるよう有機的な連携を図ります。

ネットワーク
構成要素が連結され、網のようにつながっていること。

アメニティ
心地よさや快適さの質、居住地の魅力やその価値を意味する。

2-4　都市環境的土地利用及び自然環境的土地利用

新しい都市の発展に向けて、将来都市構造を踏まえ、本市の歴史と自然を守り育て、豊かで潤いのある自然と人が共生する都市を整備するため「都市環境的土地利用」及び「自然環境的土地利用」により、総合的かつ計画的にまちづくりを進めます。また、無秩序な開発を防止し、良好な生活環境の向上を図るための適切な諸施策を実施します。

◆都市環境的土地利用◆

○住宅地

市民生活の安定と福祉の向上を図るため、高齢者や障害のある人等にやさしい住環境の整備に努めます。

○商業地

市民が親しめる魅力ある商業環境を育成し、生活の利便を確保して地域経済の活性化を図るため、都心核については広域的な商業地として、また、地域核についてはそれぞれの特性に合った商業地として、育成を図ります。

○業務地

三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区の都心核は、中核的な業務ゾーンとして、また地域核には市民生活に密着した業務施設の整備誘導を図り、都市機能の向上に努めます。

○工業地

生産環境と周辺の環境を調和させ、生産性の向上と地域経済の活性化を図り、本市にふさわしい新しい都市型工業の育成に努めます。

○公園・緑地等

人に潤いと安らぎを与えるとともに、生物の生息空間に配慮し、積極的に緑やオープンスペース*の確保を図ります。

オープンスペース
都市の中の建物がない空間のことで、快適性や防災に欠かせないものとして公共的な価値が位置付けられる。

◆自然環境的土地利用◆

農地や樹林地等の自然環境的な土地利用がなされる土地については、無秩序な開発を防止するとともに、自然環境の保全を図るため整備を行い、適切に維持管理します。

自然環境を保全し、はぐくむための観点から水辺環境や樹林地等については、積極的な対応を図るとともに、人と自然とのふれあいの場として、その整備、創造に努めます。

市民生活や都市活動等により、新たな土地利用を進める場合は、農地や樹林地等の自然環境と生態系*を十分考慮し、計画的な土地利用を図ります。

生態系
あらゆる生き物と、それらを取り巻く大気、水、土等の無機的な環境とを総合した系（システム）。

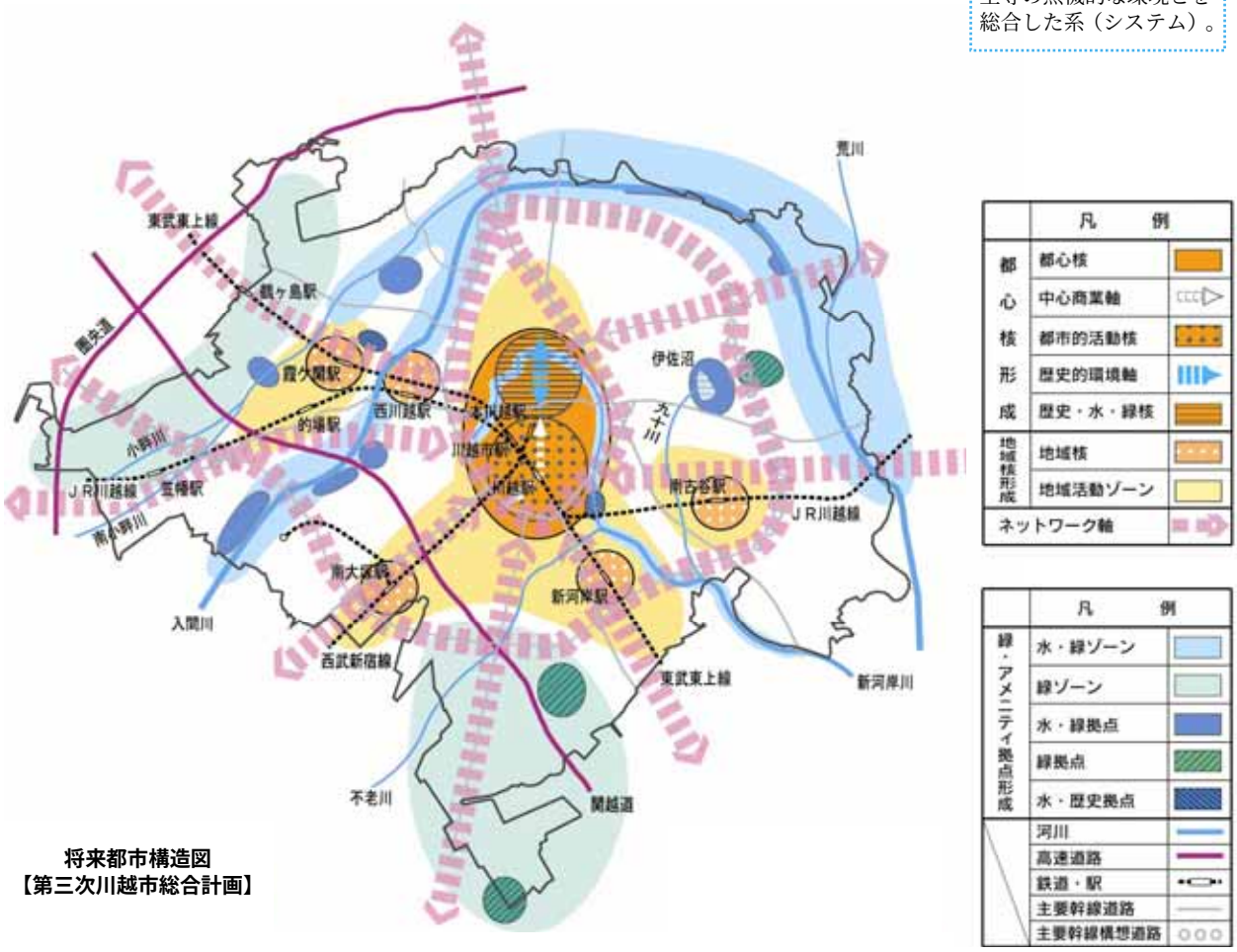

将来都市構造図
【第三次川越市総合計画】

3 第一次計画の現状と評価

3-1　市の取組の進展

本市においては、環境行政の総合的かつ計画的な施策展開を図るため、環境基本法*第 36 条を踏まえ、平成 10 年 3 月に第一次計画を策定しました。また、平成 11 年 11 月には、環境マネジメントシステム*の国際規格である ISO14001*を埼玉県内の市町村として初めて認証取得しました。平成 13 年 7 月には、平成 11 年 2 月策定の「川越市環境にやさしい率先実行計画（資源の有効利用及び省エネルギー・新エネルギー編）」を改定し、「同（公共事業における環境配慮編）」と併せて、市民・事業者の模範となるよう率先して環境改善を図るため「地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

なお、第一次計画の進行管理として、計画の進ちょく状況について市民等に公表し、今後の取組に意見の反映を図るため、環境の現状と主な施策の実施状況について取りまとめた年次報告書「かわごえの環境」を毎年度発行してきました。

環境基本法
国の環境政策の枠組みを示す基本的な法律。平成 5 年 11 月に施行された。

環境マネジメントシステム
組織が、環境に与える影響を継続的に改善していくための、組織経営の仕組み。

ISO14001
国際標準化機構（ISO）が定めた、環境マネジメントシステムの国際規格。計画と検証を繰り返す PDCA サイクルを特徴とする。

◆第一次計画の概要◆

○計画の目的

第一次計画は、本市の良好な環境を保全・創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しました。行政のみならず、本市で暮らし、または活動するすべての市民、事業者及び民間団体*の参加によって、将来の望ましい環境を実現することを目指しています。

民間団体
行政や企業活動とは異なる、非営利の民間の立場から、社会貢献に向けた活動を行う団体。

○計画の目標年度

計画の実効性を確保するため、第二次川越市総合計画との連携を考慮し、平成 7 年度を基準年度として、目標年度は、平成 17 年度としました。ただし、地球環境問題*など長期的視点が必要な分野もあるため、21 世紀半ばをも展望しています。

地球環境問題
地球規模で広がり、人類の将来にとって脅威となっている環境問題。複数の問題が複雑に絡みあっている。

○対象とする環境の範囲

対象とする環境の範囲は、地球環境、生活環境、自然環境、快適環境として足元の日常生活から地球環境まで幅広くとらえています。

○計画の位置付け

第一次計画の位置付けは、環境基本法第 36 条の趣旨を踏まえつつ、地方自治法に基づく第二次川越市総合計画と補完しあう関係としました。市が定める個別計画で環境に関する部分については、第一次計画を基本として策定しています。

○計画の目標

第一次計画では、良好な環境の中で市民生活が営まれ、市民一人ひとりが住みよいと感じることができる環境となるよう、本市が目指す将来の望ましい環境像を、「みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」としています。

3-2　第一次計画の現状と評価

第一次計画では、望ましい環境像の実現に向けて、5 つの環境目標を設定したうえで、環境目標に沿った 12 の施策、222 の具体的取組を示しています。また、計画の進行管理を行う際にチェックする項目として、25 項目の目標値と 55 項目の環境指標*を設定しています。

ここでは、便宜的に第一次計画の評価をするため、①25 項目の目標値の達成状況と②55 項目の環境指標のうち目標値設定のない 30 項目に関する進ちょく状況（以下「30 項目の環境指標」という。）と③環境目標達成に向けた 222 項目の具体的取組の実施状況といった 3 つの視点から、平成 7 年度を基準年度として、平成 17 年度までを評価しました。

環境指標

環境の状態を表す物差し。代表的なものとしては環境基本法に定められた環境基準がある。

◆評価区分及び評価点

25 項目の目標値の達成状況

評価区分	評価記号	数	率
目標値の達成	○	5	20.0%
目標値の未達成	×	20	80.0%
計		25	

目標値の未達成 20 項目の進ちょく状況

評価区分	評価記号	数	率
状況の改善が見られるもの	↗	15	75.0%
状況の改善が見られないもの	↘	5	25.0%
計		20	

30 項目の環境指標の進ちょく状況

評価区分	評価記号	数	率
状況の改善が見られるもの	↗	21	70.0%
横ばいなもの	→	2	6.7%
状況の改善が見られないもの	↘	7	23.3%
計		30	

具体的取組の実施状況

評価区分	表現	数	率
完了	**完了**	6	2.7%
着手し順調に進んでいる	**順調**	175	78.8%
着手しているがやや遅れている	**遅れ**	18	8.1%
未実施	**未実施**	23	10.4%
		222	

25 項目の目標値の達成状況、30 項目の環境指標の進ちょく状況及び 222 項目の具体的取組の実施状況は、次表に示すとおりです。

◆25 項目の目標値の達成状況・30 項目の環境指標の進ちょく状況

25 項目の目標値の達成状況は、達成済みが 5 項目で 20%と低くなっていますが、未達成の 20 項目の 4 分の 3 は改善傾向にあり、おおむね良い方向に推移していると思われます。30 項目の環境指標の進ちょく状況は、改善に向かっているものが 21 項目で 70.0%となっており、おおむね良い方向に推進されています。今後とも環境指標のあり方の見直しを図り、より進展していくために、市民がライフスタイルを見直すための施策などが不可欠であると考えられます。また、財政的措置が確保されないと実施が進まない事業もあるため、最少費用で最大効果を得る行財政運営も求められます。

施策		25 項目の目標値の達成状況		20 の未達成項目進ちょく状況		30 項目の環境指標の進ちょく状況		
		達成	未達成	改善	改善が見られない	改善	横ばい	改善がみられない
環境目標 1 地球にやさしく、環境負荷の少ない循環型地域社会をつくる	1.地球環境問題への取組	0	3	2	1	4	0	0
	2.資源の有効利用とリサイクルの推進	1	1	1	0	1	0	0
環境目標 2 市民の健康を守り、すがすがしい日常生活を確保する	3.人と環境にやさしい交通体系の確立	3	0	—	—	2	0	2
	4.有害化学物質の拡散防止	1	2	1	1	—	—	—
	5.身近な水辺環境の保全	0	5	3	2	—	—	—
環境目標 3 自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継いでいく	6.湧水の復活（水の循環）	0	3	3	0	4	1	0
	7.武蔵野の面影を残す自然的環境の保全	0	1	0	1	1	0	2
	8.身近な生きものの生育環境の保全・創造	—	—	—	—	2	0	0
環境目標 4 歴史と文化を生かし、快適でうるおいのある都市環境を創造する	9.歴史的文化的遺産の継承	0	2	2	0	1	0	0
	10.都市のうるおいの創造	0	3	3	0	1	0	2
環境目標 5 すべての人が、環境づくりに主体的に取り組むしくみをつくる	11.環境教育・学習の推進	—	—	—	—	4	0	0
	12.パートナーシップの形成	—	—	—	—	1	1	1
合計		5	20	15	5	21	2	7
達成状況及び現状値の進ちょく状況		20.0%	80.0 %	75.0 %	25.0 %	70.0 %	6.7%	23.3 %

◆222 項目の具体的取組の実施状況

222 項目の具体的取組の実施状況は、完了及び順調が約 8 割を占め、おおむね順調に推進していると考えられます。一方、未着手は 23 項目で 10.4%となっており、その原因を調査するとともに施策そのものを見直す必要があります。特に、未着手項目の多い「人と環境にやさしい交通体系の確立」については、当初予定していた事業が中止になったり、また経済状況の影響を受け進んでいない分野もあり、時代のニーズに即した取組が望まれます。また「都市のうるおいの創造」については、社会や経済状況の影響を受けているものもあるため、本市の実情にあった取組へ修正していくことが求められます。

施策		222 項目の具体的取組の実施状況				
		施策数	完了	順調	遅れ	未着手
環境目標 1 地球にやさしく、環境負荷の少ない循環型地域社会をつくる	1.地球環境問題への取組	23	1	18	2	2
	2.資源の有効利用とリサイクルの推進	19	0	17	0	2
環境目標 2 市民の健康を守り、すがすがしい日常生活を確保する	3.人と環境にやさしい交通体系の確立	31	0	20	3	8
	4.有害化学物質の拡散防止	12	1	10	1	0
	5.身近な水辺環境の保全	16	2	13	1	0
環境目標 3 自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継いでいく	6.湧水の復活（水の循環）	19	1	17	0	1
	7.武蔵野の面影を残す自然的環境の保全	12	0	10	2	0
	8.身近な生きものの生育環境の保全・創造	12	0	10	0	2
環境目標 4 歴史と文化を生かし、快適でうるおいのある都市環境を創造する	9.歴史的文化的遺産の継承	16	1	13	0	2
	10.都市のうるおいの創造	35	0	25	6	4
環境目標 5 すべての人が、環境づくりに主体的に取り組むしくみをつくる	11.環境教育・学習の推進	15	0	11	2	2
	12.パートナーシップの形成	12	0	11	1	0
合計		222	6	175	18	23
222 項目の具体的取組の実施状況			2.7%	78.8%	8.1%	10.4%

3-3　12 の施策別の取組結果

施策 1　　地球環境問題への取組

市内電力使用量については、年を追うごとに増加傾向にあり、平成 17 年度実績では年間 1,828,826 千 kWh となっています。平成 7 年度実績と比較すると 24.7%の伸び率となっており、目標値から乖離している状況にあります。課題としては、家庭におけるエネルギーは電力だけでなく、都市ガスについても使用量が増大しており、今後、二酸化炭素排出量の削減に向けて取り組むためには電力に加えて、都市ガスの消費量を指標として捉えていく必要があります。

これに対して市役所の電力使用量は、1%節電プラス 1（ワン）運動等の省エネ活動を展開した結果、電力使用量の減少が図られ、平成 7 年度と平成 17 年度を比較すると 2.34%の節電となりました。しかし、依然として目標値を達成できていない状況にあります。これからも新たな目標値を掲げ、達成に向けて取組を強化する必要があります。

新エネルギー*の普及に向けた取組として、平成 9 年度から住宅用太陽光発電システム設置費の補助を始め、平成 17 年度末現在では累積で 842 件（その内 827 件が市の補助）となっています。全体として増加傾向で推移しており、二酸化炭素排出量の削減に貢献しています。

なお、フロンガス*回収については、平成 13 年 4 月施行の家電リサイクル法に基づいて、メーカーの責任により処理しているため、市施設での回収は終了しています。

新エネルギー
石油代替エネルギーとして「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」の政令により定められている。具体的には、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマス燃料製造などがある。

フロンガス
冷蔵庫等の冷媒や電子部品の洗浄用等に広く使われていた化学物質。オゾン層を破壊するため、国際的な削減策が進められている。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7 年度実績	H17 年度実績	評価	
市内電力使用量（千 kWh／年）	1,407,861 以下	1,466,522	1,828,826	×	↘
市役所の電力使用量（千 kWh／年）	43,415 以下	48,238	47,108	×	↗
家庭用太陽光発電システム設置数（件）	1,000 以上	4	842	×	↗
フロンガス回収量（kg／年）	－	226.3	－	↗	
市役所の環境配慮商品購入率（%）	－	3.2	56.7	↗	
公共施設新エネルギー利用施設数（施設）	－	6	89 市以外の公共施設を含む	↗	
エコストア・エコオフィス*登録件数（件）	－	－	199	↗	

エコストア・エコオフィス
簡易包装やはかり売りの推進、ごみの減量や分別の徹底、節電や雨水利用など環境への負荷の低減を積極的に行っている店や事業所を、市が認定するもの。

市は、率先実行として、1%節電プラス１（ワン）運動や ISO14001 に基づく川越市環境マネジメントシステムに取り組んできました。また、環境への負荷が少ないエネルギーを大切に使うという取組を全市に展開し、地球温暖化*の防止に貢献するため、エコチャレンジファミリー、エコチャレンジスクール、エコチャレンジイベントといった各種認定事業を実施しています。

地球温暖化
人の活動に伴い二酸化炭素などの「温室効果ガス」が増加することにより、地球全体の平均気温が上昇する現象。

施策２　資源の有効利用とリサイクル*の推進

第一次計画における１人当たりのごみ排出量については、平成 17 年度末現在で 857ｇとなっており、目標値の 800ｇ以下は達成されておりません。しかし、平成７年度と比較すると、約 75ｇ減少しており、ごみの減量化は改善されている状況にあります。なお、現在の目標値及び実績には、一部算入されていない品目があるため、排出量の算出方法の見直しを行う必要があります。

ごみのリサイクル状況については、分別回収の品目の拡充、集団回収促進事業、布類拠点回収事業及び焼却灰の再資源化事業等のリサイクル施策の展開により、年を追うごとにリサイクル率が向上し、平成 14 年度以降、目標値である 20%に到達した状況にあります。

小畔の里クリーンセンター及び埼玉県環境整備センターにおいて焼却残渣･破砕残渣を埋立処分している量は、ごみ減量化施策の展開、市民や事業者の協力によりリサイクル率が向上した結果、年を追うごとに減少しています。

また、平成 14 年 12 月からの新基準をクリアするため、各清掃センターにおける排ガス高度処理施設整備工事を実施し、ダイオキシン類*の削減に努めています。

リサイクル
廃棄されるものを原料・材料・燃料等として再生すること。

ダイオキシン類
極めて毒性が強い有機塩素化合物で、ダイオキシン類特別措置法に定めるものは、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニル。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7 年度実績	H17 年度実績	評価	
1 人当たりごみ排出量（ｇ／日）	800 以下	932	912	×	↗
リサイクル率（%）	20 以上	13.9	26.6	○	
埋立処分量（トン／年）	－	17,297	9,084	↗	

市は、ごみの減量・資源化を更に推進するため、平成 14 年度より焼却灰の再資源化を開始しました。また、平成 13 年度から一部地域で実施していたその他プラスチック製容器包装類の分別収集については、平成 16 年 10 月から全市展開しています。更に、出前講座などにより各種普及啓発事業を展開し、廃棄物の発生抑制に努めてきました。

施策 3　　人と環境にやさしい交通体系の確立

沿道の浮遊粒子状物質濃度（SPM*濃度）については、自動車排出ガス中の粒子状物質等の影響により、これまで環境基準*を達成することができませんでしたが、国・県のディーゼル車規制の効果もあって、平成 15 年度以降は基準を達成することができました。

二酸化窒素濃度（NO_2*濃度）については、平成 7 年度～11 年度においては、目標値をクリアできない年度が続きましたが、平成 12 年度以降については比較的安定して環境基準値である 0.06ppm 以下を維持しています。

市役所における低公害車（八都県市指定車*、電気自動車、天然ガス車）導入率は、平成 7 年度の 5.4%と比較すると着実に上昇し、平成 17 年度においては 49.6%となりました。保有台数の 490 台中、243 台が低公害車となり、その中には電気自動車 2 台、天然ガス車 44 台が含まれています。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7 年度実績	H17 年度実績	評価	
沿道の CO*濃度（ppm）	2.1 以下	2.1	1.0	○	
沿道の SPM 濃度（mg／m³）	0.1 以下	0.175	0.084	○	
沿道の NO_2 濃度（ppm）	0.06 以下	0.067	0.052	○	
市役所の低公害車導入率（%）	－	5.4	49.6	↗	
自転車駐車施設利用台数（台／年）	－	25,082	23,060	↘	
都市計画道路整備率（%）	－	31.5	36.5	↗	
交通事故件数（件／年）	－	8,343	10,025	↘	

SPM
大気中に浮遊する粒子状物質。主に、工場、自動車等から排出される。大気中に比較的長時間滞留し、高濃度で肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす恐れはあると言われている。

環境基準
環境基本法第 16 条で、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められている。

NO_2
二酸化窒素。物の燃焼により NO が発生し、大気中で酸化されて NO_2 となる。高濃度で呼吸器に影響を及ぼす恐れがあると言われている。

八都県市指定車
関東の 8 つの都県市が、八都県市低公害車指定制度により指定した低公害車。

CO
一酸化炭素。主に物の不完全燃焼により発生する。血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害する等の影響を及ぼすと言われている。

市は、冬期の 11 月から 1 月までの水曜日をノーカーデーとして、自動車交通量を減らすよう率先して公用車の利用を控えています。また、公用車への電気自動車「スマイル号」の導入、市内循環バス「川越シャトル」の運行などを実施しています。

一方、交通事故件数については、平成 7 年度以降、年々増加傾向となっております。

施策 4　有害化学物質の拡散防止

大気環境基準適合割合（一般環境）は、平成 7 年度～17 年度において、二酸化硫黄（SO_2*）と二酸化窒素（NO_2）については毎年度、すべての局で環境基準に適合しています。浮遊粒子状物質（SPM）については、平成 16 年度以降すべての局で環境基準に適合しました。オキシダント*については毎年度、すべての局で環境基準に適合していない状況です。

水質環境基準適合割合（健康項目*）は、不老橋において平成 12 年度に鉛、平成 16 年度には鉛及び亜硝酸・硝酸性窒素*、平成 17 年度には亜硝酸・硝酸性窒素の環境基準値超過があったものの、他年度については環境基準を満たし比較的安定した状況です。

地下水環境基準適合割合については、県概況調査、県モニタリング*調査、市モニタリング調査を行い、地下水の状況の把握に努めています。平成 7 年度からの推移を見ると、数箇所で有機塩素系化合物*が環境基準に適合せず、また、新たに環境基準が設定された亜硝酸性・硝酸性窒素の基準値超過が見られる傾向にあります。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7 年度実績	H17 年度実績	評価	
大気環境基準適合割合（%）	100	50	75	×	↗
水質環境基準適合割合（健康項目）（%）	100	100	100	○	
地下水環境基準適合割合（%）	100	79	69	×	↘

市は、大気汚染や水質汚濁の監視をはじめ、大気や土壌、河川水質、底質、地下水水質のダイオキシン類調査を実施しました。

SO_2
無色、有刺激臭の有毒な気体で、人体の粘膜質、特に気道を刺激する。亜硫酸ガスとも言い、硫黄分の燃焼に伴って生じる。

オキシダント
光化学スモッグの原因物質で、オゾン・PAN 等の総称。大気中の NO_2 や HC が強い紫外線により光化学反応を起こして発生する。

健康項目
水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質。

亜硝酸・硝酸性窒素
ここでは、水中に溶け込んだ NO_2、NO_3 を意味する。高濃度では、血液中のヘモグロビンに作用する等による健康被害をもたらす。

モニタリング
日常的、継続的に監視を行い、記録に残すこと。

有機塩素系化合物
塩素を含む有機化合物の総称で、溶剤や農薬等のために人工的に製造されるものが多い。代表的なものとしては、トリクロロエチレン、ダイオキシン類、PCB 等。

施策５　　身近な水辺環境の保全

生活雑排水*処理率は、公共下水道、農業集落排水処理施設*及び合併処理浄化槽*の整備を推進することにより、平成７年度から着実に伸びていますが、目標値としていた95%に届かない状況です。

本市では、公共用水域の水質汚濁の状況を監視するため、入間川、新河岸川、不老川、伊佐沼などで、定期的に水質調査を実施しています。

水素イオン濃度（pH*）の環境基準適合割合については、平成７年度から数値を見ると、平成15年度のみ100%の達成となっています。

浮遊物質量（SS*）の環境基準適合割合については、平成７年度からの数値ではおおむね100%の達成となっています。

生物化学的酸素要求量（BOD*）については、年々改善の傾向にあり、環境基準適合割合については、入間川、小畔川、新河岸川で達成し、類型指定が変更されましたが、不老川では環境基準付近で推移しています。

大腸菌群数の環境基準適合割合については、環境基準が設定されている入間川、小畔川の３地点においていずれも達成できていない状況です。

生活雑排水
家庭からの排水のうち、し尿を除いたすべての排水を指す。

農業集落排水処理施設
農業集落のし尿や生活雑排水を、集落全体で処理するために整備する浄化槽や排水管等の施設。

合併処理浄化槽
し尿と生活雑排水を併せて浄化処理する設備。

pH
水素イオン濃度。酸性やアルカリ性を示す指標で、７が中性、７未満は酸性、７を超えるとアルカリ性を示す。

SS
浮遊物質量。水中に浮遊する直径2mm以下の固形物の量を示す指標。

BOD
生物化学的酸素要求量。水中の微生物により有機物が酸化・分解される際に酸素が消費されることから、有機物による汚濁が進むと、微生物が求める酸素の量も増える。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7 年度実績	H17 年度実績	評価	
生活雑排水処理率（%）	95 以上	77.9	89.2	×	↗
水質環境基準適合割合（生活環境項目）pH（%）	100	97	99	×	↗
水質環境基準適合割合（生活環境項目）SS（%）	100	100	99	×	↘
水質環境基準適合割合（生活環境項目）BOD（%）	100	69	85	×	↗
水質環境基準適合割合（生活環境項目）大腸菌群数（%）	100	74	8	×	↘

不老川浄化対策、伊佐沼関連水質浄化対策などを実施しました。平成 17 年度からは、伊佐沼の水質保全と周辺整備を一体的に、かつ地域住民と協働を図りながら推進するため、新たに「川越市伊佐沼及び伊佐沼周辺整備推進委員会」及び「同推進会議」を設置し、水質浄化を進めています。

なお、水質環境基準適合割合のうち大腸菌数の平成 17 年度実績が大幅に低くなっていますが、これは類型指定が変更になったことによります。

施策 6　　湧水の復活（水の循環）

市での節水啓発の結果、一人当たりの上水使用量は年々減少しています。全国平均値は 325 ﾘｯﾄﾙ／日、埼玉県内平均値は 312 ﾘｯﾄﾙ／日となっています。

公共施設雨水利用施設数は、平成 17 年度までに、西文化会館、市立川越高校、総合福祉センター、総合保健センター、川越中央消防署、市民聖苑やすらぎのさと、霞ケ関北小学校、川越駅東口図書館、川越まつり会館、市立美術館、北部地域ふれあいセンター、川越市保健所、川越西消防署名細分署、菅間学校給食センター、下水道管理センターの計１５箇所に設置されています。

下水道雨水貯留浸透事業数については、実施箇所数がわずかの増加にとどまり、目標値の達成ができていない状況にあります。

家庭雨水貯留槽設置数は、平成 9 年度から補助制度を開始し、年々設置数が増え、平成 17 年度末現在で 330 基設置されていますが、目標値の 3 分の 1 に届かない状況です。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7 年度実績	H17 年度実績	評価	
市内湧水の箇所数（箇所／年）	－	26	26	→	
湧水湧出量【龍池弁財天】（m³／日）	－	160（H8）	280	↗	
湧水湧出量【八幡神社】（m³／日）	－	120（H8）	180		
湧水湧出量【青林寺付近】（m³／日）	－	1,200（H9）	1,300		
一人当たり上水使用量（ℓ／日）	－	336	318	↗	
公共施設雨水利用施設数（箇所）	－	3	15	↗	
公共施設雨水貯留浸透対策量（m³）	55,000 以上	34,308	40,685	×	↗
下水道雨水貯留浸透事業数（箇所）	60 以上	3	15	×	↗
開発による雨水流出抑制対策量（m³）	－	128,166	243,643	↗	
家庭雨水貯留槽設置数（基）	1,000 以上	－	330	×	↗

市は、水の大切さについての一層の理解と節水意識の高揚を図るため、浄水場施設開放、水道キャンペーン、節水コマの無料配布などの各種啓発事業を展開しています。また、雨水の流出抑制及び有効利用を図るため雨水対策施設の設置に対する補助などを実施しています。

施策７　　武蔵野の面影を残す自然的環境の保全

二酸化炭素を吸収する意味でも大切な雑木林等が、所有者の高齢化に伴い管理できないことや、相続税の納付のために売買されたこと、開発行為等により伐採されてしまうことにより年々減少しています。

雑木林等の公有地化面積については、（仮称）川越市森林公園計画地内公有化を進め、平成７年度は 10,368 m² だったものの、年々増加し平成 17 年度には平成７年度のおよそ７倍に当たる 69,194m² を公有化しました。また、公有地の有効利用を図るため、（仮称）川越市森林公園計画地内「森のさんぽ道」の整備を進めています。

市民の森*など法令等による指定箇所数については、その内の保存樹林*について指定拡充が進められず、逆に伐採等による指定解除件数が増えてきている関係で、指定箇所数が毎年減少しています。

市民の森

緑の環境を保全するため、川越市民の森指定要綱により指定し、市が管理しながら市民に公開している。おおむね 3,000 平方メートル以上の雑木林等が対象。

保存樹林

緑の環境を保全するため、市内各地に存在する樹木の集団で特に必要と認めたものを、川越市緑化推進要綱により指定している。

市民の森など法令等による指定面積については、指定箇所数の減少と同様の原因により、指定面積が減少しています。平成 17 年度までに目標値である 1,700,000 m² に到達することはできませんでした。

市民の森、保存樹林、ふるさとの緑の景観地、ふるさとの森については、自然保護、また環境教育の観点からも大切に残していくことが重要と考えます。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7 年度実績	H17 年度実績	評価	
雑木林等の面積（m²）	―	5,180,000	4,420,000	↘	
雑木林等の公有地化面積（m²）	―	10,368	69,194	↗	
市民の森など法令等による指定箇所数（箇所）	―	171	143	↘	
市民の森など法令等による指定面積（m²）	1,700,000 以上	1,066,705	974,691	×	↘

市は、保存樹木・樹林を指定し、所有者に対し維持管理費の一部として補助金を交付しました。また、緑地保全及び市民の良好な生活環境を確保するため、市民の憩いの場を提供するとともに、民有緑地の高度利用を図ることを目的として、市民の森指定事業などを実施しました。

施策 8　身近な生きものの生育環境の保全・創造

平成 9 年度に菅間緑地がオープン、平成 10 年度には富士見六地蔵公園を拡張、そして平成 13 年度に三ツ又沼ビオトープ*が開設されました。加えて、平成 16 年度に仙波河岸史跡公園がオープンし、市内計 4 箇所において、ビオトープの保全･創造事業が実施されています。

荒川、不老川、小畔川等で水生生物等の多様な野生生物の生息・生育環境を保全するため、三面コンクリート護岸を見直し、自然型工法を採用する多自然型*護岸の整備に努め、平成 7 年度の 3,500mから順調に推移し、平成 17 年度末で累計約 18,800mとなりました。

現在、世界中では未確認のものも含め、1,300 万種もの生物がいると推定されています。これらの生物種は、自然の絶滅速度を上回る速度で急速に絶滅しており、年間 4 万もの種が絶滅しているとも言われています。生物種の多様性を崩さないためにも、早急な対応が望まれます。

ビオトープ
野生の生き物の繁殖・生育や餌とり、休息・移動等に必要とされる空間。

多自然型
自然の働きや生き物の生息が保たれるような配慮がなされる工法。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7 年度実績	H17 年度実績	評価
ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数（箇所）	―	0	4	↗
多自然型護岸の延長（m）	―	3,500	18,806.08	↗

市は、仙波河岸史跡公園などにおけるビオトープの整備、市内河川などでの多自然型護岸の整備などを実施しました。

施策 9　　歴史的文化的遺産の継承

都市景観重要建築物等の指定数は、平成 11 年度の 4 件から着実に増加し、平成 17 年度末現在で累計 62 件となりましたが、目標値である 100 件以上には未だ到達しない状況です。

市内における指定文化財の数は、平成 7 年度の 182 件から微増で推移し、平成 17 年度末現在では 220 件が指定されています。平成 17 年度までの指定数の内訳は、国指定文化財 16 件、県指定文化財 37 件、市指定文化財 167 件となっています。また、平成 11 年度には、川越市川越伝統的建造物群保存地区*が、国から重要伝統的建造物群保存地区として選定されました。

登録有形文化財とは、残していきたい貴重な建造物を活用しながら保存していくもので、建築後 50 年以上が経過し、地元に広く親しまれ歴史を反映するような特有な形状を有する建造物が対象となっています。市内においては平成 8 年度に 1 件登録され、その後は微増で推移し、平成 17 年度末現在で累計 7 件となりましたが、目標値である 50 件以上の到達にはほど遠い状況にあります。

伝統的建造物群保存地区
城下町，宿場町，門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存を図るための制度。文化財保護法及び都市計画法により、市町村が指定する。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7 年度実績	H17 年度実績	評価	
都市景観重要建築物等の指定数（件）	100 以上	0	62	×	↗
指定文化財の数（件）	―	182	220	↗	
登録有形文化財の数（件）	50 以上	―	7	×	↗

市は、川越市都市景観条例に基づき、川越の都市景観を形成する上で重要な価値があると認められる建築物、工作物、樹木または樹林を「都市景観重要建築物等」として指定しています。また、文化財の維持及び調査事業、伝統的建造物群保存地区の指定などを実施しました。

施策 10　都市のうるおいの創造

電線類の地中化については、平成 17 年度末現在において、ほぼ毎年地中化延長が実施され、順調に都市景観に配慮した町並みが形成されつつあります。しかしながら、目標値である 7,000m には到達できませんでした。

公害苦情件数については、平成 11 年度をピークとして減少しており、平成 17 年度は、ピーク時の約半数になっています。

保存樹木数については、おおむね同等の本数で推移しており、また緑化本数については、年度によって多少の増減はあるものの、順調に事業を実施しています。平成 17 年度の内訳としては、苗木配布事業 2,300 本、公共施設緑化事業 91 本、緑の募金（家庭募金）交付金緑化事業 99 本、緑の募金（一般分）緑化事業 220 本、市民の森第 1 号施設修繕工事の樹木 345 本となっています。

一人当たりの都市公園面積は、平成 17 年度までにおいて、順調に数値は伸びているものの、目標値である 5.5 m^2 には届きませんでした。一人当たりの都市公園面積の全国平均値は 9.1 m^2、埼玉県内平均値は 6.2 m^2（平成 18 年 3 月末現在）であり、本市は各平均値よりも低い値となっています。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7 年度実績	H17 年度実績	評価	
都市景観形成地域の指定数（地域）	8	0	2	×	↗
電線類の地中化延長（m）	7,000 以上	2,563	6,491	×	↗
公害苦情件数（件／年）	―	203	148	↗	
保存樹木数（本）	―	297	274	↘	
緑化本数（本／年）	―	3,312	3,055	↘	
1 人当たりの都市公園面積（m^2）	5.5 以上	3.79	4.45	×	↗

市は、安全で快適な道路空間の確保、都市防災機能の向上、優れた都市景観の創造を図るために電線類の地中化延長を実施しました。また、緑化推進のため、毎年春と秋には苗木配布を行っています。更に、生け垣設置補助金交付、市民花壇指定、みんなで育てる緑のパートナ

ー制度などについては、市民と市がパートナーシップ*を組み、事業を進めています。公園の整備については、地域の身近な公園として街区公園などの公園を積極的に整備しています。

パートナーシップ
様々な人々や団体が、公平な役割分担を基本として、協力や連携を行うこと。

施策 11　環境教育・学習の推進

多目的に学習のできる施設として、市内には公民館 18、同分室 1、さわやか活動館 1、高階北学習情報館 1、女性会館 1、図書館 3、博物館 1、生活情報センター1、農業ふれあいセンター1、美術館 1、川越まつり会館 1、こどもの城 1、東口児童館 1、計 32 施設あるものの、環境に特化した施設がないのが現状です。

市内の公民館等において、多種多様にわたる環境問題への関心の高まりから、そのニーズに応えるために、ごみ問題から自然環境までと幅広く講座が企画され実施されていますが、平成 10 年度より講座参加者数は、おおむね横ばい傾向にあります。

次の世代を担う子どもたちが楽しく環境学習・環境保全活動を行うため、環境省が平成 7 年度から実施しているこどもエコクラブ*については、平成 12 年度までは順調にクラブ登録数も増加し、子どもたちによる自主的な環境保全活動が行われてきました。その後、若干減少傾向になったものの、学校クラス単位での加入があり、近年再び増加に転じてきています。

こどもエコクラブ
地域の身近な環境活動に自主的に取り組んでいる、幼児から高校生までの環境活動クラブで、環境省が支援している。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7 年度実績	H17 年度実績	評価
環境学習施設数（施設）	－	26	32	↗
環境学習講座数（件／年）	－	34	72	↗
環境学習講座参加者数（延べ人／年）	－	3,306	7,083	↗
こどもエコクラブ登録数（団体／年）	－	2	20	↗

市は、平成 7 年度より環境意識向上のための体験型学習の一つとして、市民とともに身近なテーマについての市民環境調査を実施しています。平成 16 年度には、ワークショップを通じて市民の協力を得ながら「川越グリーンマップ」を作成しました。また、毎年 6 月に「環境月間ポスターコンクール」、毎年 10 月に「3R 推進とごみの散乱防止ポスターコンクール」、小・中学校の児童・生徒を対象とした出前講座などを実施しています。更に、発表会等の開催を通じてこどもエコクラブの活動を支援しています。

施策 12　パートナーシップの形成

環境に係る人材の登録件数は、おおむね横ばいで推移していますが、近年は増加の傾向にあります。平成 17 年度は、環境に関する講師として、社会教育関係講師名簿に 43 件、埼玉県環境アドバイザー*に 2 件、彩の国環境大学修了者人材リストに 8 件、埼玉県環境教育アシスタント*に 8 件、環境カウンセラー登録*簿に 11 件登録されています。

平成 12 年度に、市民、事業者、民間団体、行政によるネットワーク型組織「かわごえ環境ネット」が設立され、パートナーシップ及び各主体による環境保全活動が積極的に行われています。かわごえ環境ネットは、平成 17 年度末現在、個人 83、事業者 32、民間団体 31、行政 1 により構成され、各主体が環境問題に高い意欲を示し、川越の環境を良くするために各種活動を展開しています。

埼玉県環境アドバイザー
埼玉県が進めている事業で、環境に関する有識者や活動実践者を登録し、講演会や観察会等に講師として派遣する制度。

埼玉県環境教育アシスタント
埼玉県が進めている事業で、小･中･高校における環境教育やこどもエコクラブの環境保全活動を支援する指導助言者を登録する制度。

環境カウンセラー登録
環境省が進めている事業で、市民や事業者等に対して環境保全に関する助言を行う人材を登録し、人材活用を図る制度。

環境指標、目標値の進ちょく状況

環境指標	目標値	H7 年度実績	H17 年度実績	評価
人材登録件数（件／年）	－	35	72	↗
環境活動団体数（団体／年）	－	－	31	↗
グラウンドワーク事業実施数（件／年）	－	1	1	→

グラウンドワークとは、1980 年代に英国の都市周縁部で始まった、パートナーシップによる地域での実践的な環境改善活動のことをいい、本市においては昭和 58 年度より、公共の場の快適な環境づくりを推進するため、クリーン川越市民運動（ごみゼロ運動）を実施しています。

平成 17 年度は、延べ 615 団体、130,981 人が参加し、190.26ｔのごみが回収されました。

また、平成 16 年度には 10 市 3 町（当時）で構成する埼玉県西部第一広域行政推進協議会環境部会において、市民とのパートナーシップのあり方について研究しました。

4 市民意識と市民参加の状況

4-1　川越市民環境意識調査（平成 13 年 3 月）

平成 13 年 3 月に市民 2,000 人を対象として実施した「川越市民環境意識調査結果」によると、「地球規模の環境問題について」関心がある、まあ関心があるという回答がほとんどを占めており、市民の環境への関心が高いことがうかがえます。

一方、身の回りの環境問題については、「自動車の排気ガス」「ダイオキシンなどの有害化学物質問題」や「川や沼等の汚れ」などに大きな関心を寄せています。

日常生活の中で、環境に負担をかけない行動の実践状況をたずねたところ、28 項目中 14 項目は、8 割の市民が実践していると回答しています。市民生活の中で環境にやさしい行動が浸透していることがうかがえます。

川越市民環境意識調査の概要	
対象	市民 2,000 人
回収率	51.6%
有効回答数	1,031 人

地球規模の環境問題への関心度

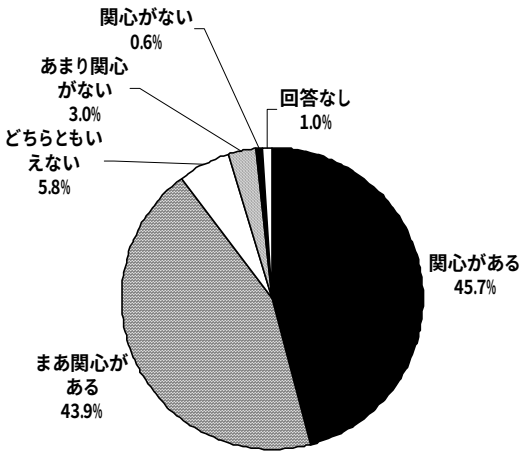

身の回りで関心のある環境問題

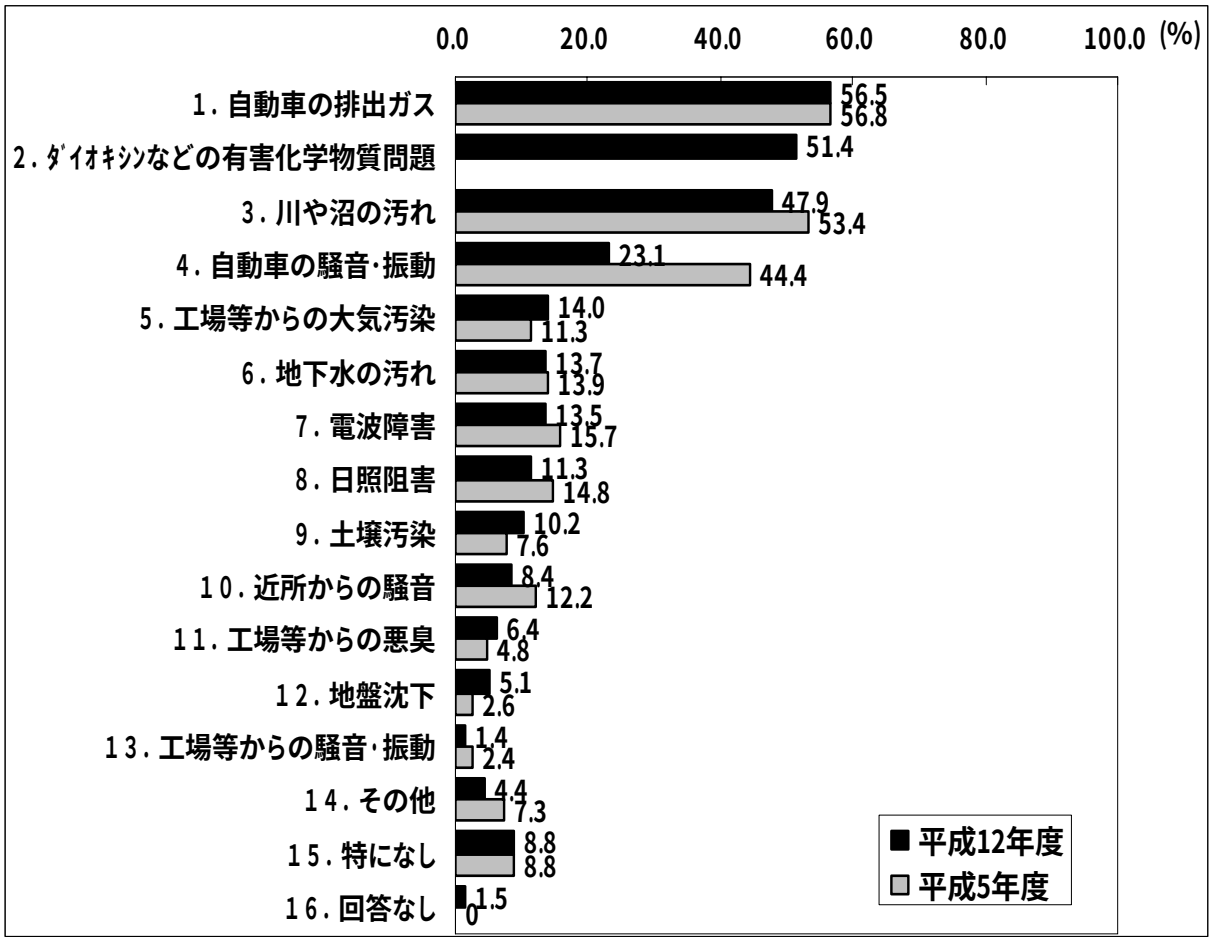

環境に負担をかけない行動の実践状況

※平成５年度(灰色)がゼロの設問は平成 12 年度のみの調査です。
※数値は「いつもしている」と「ときどきしている」の割合を合計したものです。

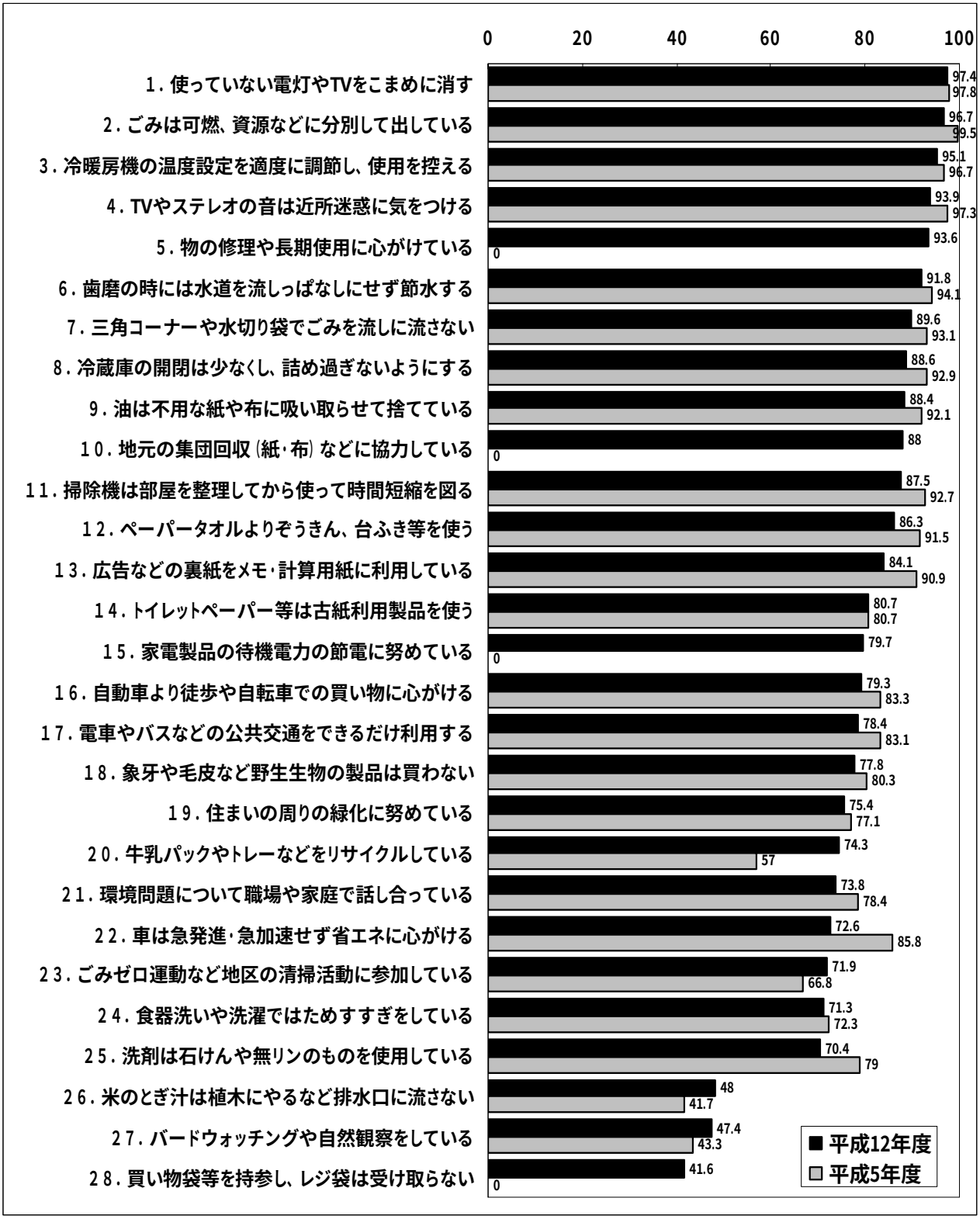

4-2　環境行政に対する市民の声

本市では、環境基本計画に基づき、川越の環境の現状値及び実施した主な施策の内容を「かわごえの環境」として毎年報告書を作成し、公表しています。その際、市民意見を募集し、環境行政に反映させています。

また、第三次川越市総合計画の策定にあたり、市民と市の協働による計画づくりを推進するため、かわごえ市民会議が平成 16 年 4 月 24 日に設置されました。市民会議からは、「市民生活」「都市基盤」「経済・産業」「環境・防災」及び「文化・教育」の 5 つのテーマについて 230 件の提言（うち環境に関する提言は 90 件）がありました。

「かわごえの環境」に関する平成 11 年から平成 17 年版までの市民意見及びかわごえ市民会議の提言について

分野	件数		
	かわごえの環境（H11～17）	かわごえ市民会議の提言	計
1.地球環境問題への取組	21 件	6 件	27 件
2.資源の有効利用とリサイクルの推進	16 件	12 件	28 件
3.人と環境にやさしい交通体系の確立	18 件	12 件	30 件
4.有害化学物質の拡散防止	0 件	2 件	2 件
5.身近な水辺環境の保全	9 件	2 件	11 件
6.湧水の復活（水の循環）	6 件	12 件	18 件
7.武蔵野の面影を残す自然的環境の保全	4 件	6 件	10 件
8.身近な生き物の生育環境の保全･創造	5 件	4 件	9 件
9.歴史的文化的遺産の継承	4 件	5 件	9 件
10.都市のうるおいの創造	43 件	17 件	60 件
11.環境教育･学習の推進	10 件	4 件	14 件
12.パートナーシップの形成	7 件	1 件	8 件
その他	28 件	7 件	35 件
合計	171 件	90 件	261 件

4-3　市民・事業者・民間団体の取組

本市では、市民、事業者、民間団体、行政がパートナーシップを組み、協働による環境保全の取組が始まっています。

かわごえ環境フォーラム
（かわごえ環境ネット主催）

本市において、環境をよくするためのさまざまな活動を行っている市民・事業者・民間団体・行政が集まり、１年間の環境活動を報告する環境フォーラムが、地元企業の協賛と川越市の後援を受けて、開催されています。

（仮称）川越市森林公園計画地における調査・保全・協働活動

平成 17 年 5 月、（仮称）川越市森林公園計画地内に「森のさんぽ道」がオープンしました。

市公園整備課が散策路の敷設を計画する際、「利活用会議」を設け、かわごえ環境ネットなどが参画して、園路のルート・柵・ベンチなどのあり方を検討しています。また、園内で観察会や調査を実施し、植生の保護に役立てています。

5 今後の課題

5-1　第一次計画の現状と評価を踏まえて

「3　第一次計画の現状と評価」で述べたとおり、第一次計画に示した施策・事業や環境指標・目標値は、おおむね計画のとおり進んだと評価されました。しかし、実行や効果が十分に伴わない施策も見受けられました。

一方、循環型社会形成推進基本法、各種リサイクル法、グリーン購入法、地球温暖化対策推進法、自然再生推進法、環境教育推進法や環境配慮促進法など、環境に関する法令が新たに制定されています。

私たちは、21 世紀半ばを見据え、望ましい環境像の実現に向けて、さらなるチャレンジを始めようとしています。今後は、第一次計画の現状と評価、国内外の動きを踏まえ、施策内容を見直すとともに、新たな環境指標・目標値を設定することが求められます。

5-2　持続可能な地域社会の実現へ

本市の将来の望ましい環境像の実現に向けて、持続可能な地域社会を構築していくためには、社会経済システムに環境配慮を織り込んでいく必要があります。他方で、環境面での持続可能なシステムとするためには、社会や経済の面でも持続的でなければなりません。

これまでのとおり、環境行政の推進はもちろん、まちづくりのさまざまな分野において環境配慮を織り込むことが重要です。第三次川越市総合計画と整合を図り、まちづくりに当たって環境の保全・創造の基本的な方向を示す本計画は、更にその役割が期待されます。

加えて、日常生活や事業活動において足元からはじめる取組が今後更に重要となってきます。市民、事業者、民間団体、滞在者といった各主体の行動にも環境配慮が織り込まれていくことが不可欠です。

5-3　物の豊かさから心の豊かさへ

本市は、荒川、入間川、伊佐沼等の水辺空間、武蔵野の面影を残す雑木林、広大な水田や畑など自然的な環境資源を有しています。また、歴史や文化、伝統が息づくなど「小江戸」と呼ばれる魅力もあります。

私たちは、自然と快適な都市環境が調和した中で、心豊かで幸せな生活を送ることを求めているのではないでしょうか。物の豊かさだけでなく、精神的な面からも、安心、豊かさ、快適な暮らし、歴史や文

化、地域社会といったものを考慮して、本市の環境の保全・創造を考えていくことが必要です。

5-4　地球に暮らす一員として

地球温暖化防止の取組を世界的に進めるため、平成 17 年 2 月に京都議定書*が発効されました。京都議定書では、日本は 2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年までの 5 年間に温室効果ガス*排出量を 1990 年レベルより全体で 6%以上削減することを約束しています。

本市においても、市民生活や事業活動を通じてエネルギーを使用しており、二酸化炭素をはじめ、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しています。

私たちは、地球に暮らす一員として、京都議定書に定めた目標の達成のため、また地球の将来のために、全地球的な課題である地球温暖化防止のための行動を起こす必要があります。

京都議定書

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、第 1 約束期間（2008～2012 年）の間に、先進国等に対して温室効果ガスを 1990 年比で一定数値（日本は 6%）以上削減することを義務付けた、国家間の合意文書。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、また一部の熱を再放射して、地表面の温度を高める効果をもつ気体（ガス）。二酸化炭素、メタン、フロン等がある。

5-5　協働による環境の保全と創造を

本市では、第一次計画策定後の平成 12 年 8 月に、市民、事業者、民間団体、行政の 4 者によるパートナーシップ組織として、かわごえ環境ネットを設立し、かわごえ環境フォーラムやリスクコミュニケーション*など、先進的な環境保全活動を展開しています。

環境行政に対する市民の関心が高まるにつれ、かわごえ環境ネットをはじめとして、地域でのさまざまな課題に対して、自主的、積極的に取り組む動きがみられるようになっています。今後、持続可能な社会を築いていくためには、市民、事業者、民間団体、行政のそれぞれが果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え協力し合う「協働」が大切です。

リスクコミュニケーション

主に化学物質の環境リスクに関する知識や情報を市民、事業者、民間団体、行政が共有し、意見を相互に交換し意志疎通を図ろうとするもの。

5-6　環境行政における進行管理、説明責任の重要性

本市は、平成 15 年 4 月に、地方分権の先導役である中核市へ移行し、事務処理権限が大幅に拡大しました。

地方分権の一層の進展のためには、厳しい財政状況の中、効果的・効率的な行財政運営が求められます。

環境行政においても、市民、事業者、民間団体の積極的な参加・参画を促進するために、事業の実施や事業の評価プロセスにおいて、できるだけ幅広い情報を提供しつつ、かつ行政として説明責任を果たすことが強く求められてきます。

第３章

計画の目標

1. 望ましい環境像と環境目標
2. 基本方針と施策の体系

1　望ましい環境像と環境目標

1-1　望ましい環境像

21 世紀半ばを展望し、本市が目指す将来の望ましい環境像は、第一次計画を引き継ぎ、また第三次川越市総合計画の趣旨を踏まえ、次のとおりとします。

みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち

各主体の協働のもとに、市街地周辺部では豊かな自然環境と共生*し、中心市街地では歴史・文化の香りを維持しながら、すべての事業や行動が人と環境にやさしいものとなり、その結果として環境、経済、社会のバランスが保たれ、市民一人ひとりが住みよいと感じることができる環境となるように努めていきます。

共生
人の営みが自然環境を荒廃させることなく、全体の調和が保たれること。

1-2　環境目標

５つの環境目標を設定します。この目標を達成することによって、人にも自然にも地球にもやさしい川越市の環境を形成し、望ましい環境像を実現させていきます。

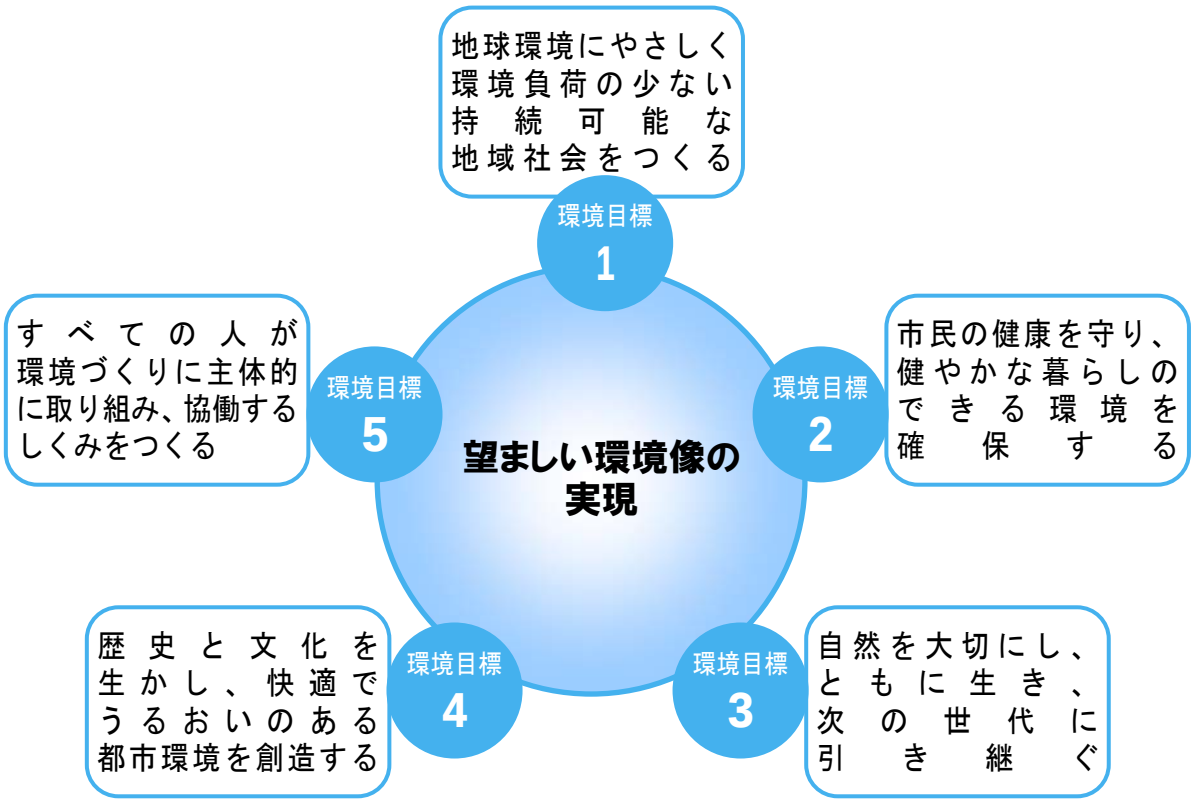

2 基本方針と施策の体系

1-1　基本方針

５つの環境目標を達成し、望ましい環境像を実現するために、次の基本方針に沿って施策を展開します。

環境目標 1

地球環境にやさしく環境負荷の少ない持続可能な地域社会をつくる

【基本方針】

今、地球温暖化*をはじめとする地球環境問題*は、年々深刻な状況となっています。

川越に暮らす私たちは、実は、日常生活や事業活動に伴うエネルギーや資源の消費を通じて地球環境に負荷を与えている一方、次世代のために良好な地球環境を伝えていく責任を有しています。私たちは、“地球市民”の一員としての認識をもって、人類共通の課題である地球環境問題の克服に向けて足元から行動していかなくてはなりません。

エネルギーや資源を効率よく利用することによって、環境負荷の少ないライフスタイルを確立します。また、ごみの発生抑制やリサイクル*を進めることによって、持続可能な資源循環型*社会を構築していきます。

地球温暖化
人の活動に伴い二酸化炭素などの「温室効果ガス」が増加することにより、地球全体の平均気温が上昇する現象。

地球環境問題
地球規模で広がり、人類の将来にとって脅威となっている環境問題。複数の問題が複雑に絡みあっている。

リサイクル
廃棄されるものを原料・材料・燃料等として再生すること。

資源循環型
開発・入手した資源を使い捨てにしないで、再利用や再生により、繰り返し活用すること。

環境目標 2

市民の健康を守り、健やかな暮らしのできる環境を確保する

【基本方針】

自動車交通は、市民等に利便性をもたらす一方、自動車排出ガスや騒音、振動などを発生し、私たちの暮らしや健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、私たちの暮らしにおいては、多くの化学物質をさまざまな用途に使うことによって成り立っていますが、その中には、人の健康や生態系*に影響を及ぼすことが懸念されている化学物質も存在します。

日常生活の中で安全･安心な暮らしと人の健康を脅かす問題に対応するため、自動車公害を減らすための交通体系を確立するとともに、化学物質拡散の未然防止を図ります。また、健やかな暮らしのできる環境を保つため、河川等の身近な水辺環境の改善を図ります。

生態系
あらゆる生き物と、それらを取り巻く大気、水、土等の無機的な環境とを総合した系（システム）。

環境目標 3

自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぐ

【基本方針】

自然環境は、ひとたび大きく改変されると、元の状態に回復するまでに長い時間が必要となります。

武蔵野の面影を残す雑木林等、身近な生き物、湧水といった特徴的な自然は、本市のまちの魅力となり、心に安らぎや豊かさを与えてくれます。

これらの自然を次の世代に引き継ぐために、都市環境的土地利用と農地や雑木林等の自然環境的土地利用のバランスを保ちながら、生き物の生息空間を確保し、人と自然が共生できるまちづくりを進めます。

環境目標 4

歴史と文化を生かし、快適でうるおいのある都市環境を創造する

【基本方針】

「小江戸*」と呼ばれる本市は、歴史的建造物や町並み、文化財が残り、多くの観光客が訪れる魅力を有しています。先人から受け継いだ歴史的文化的遺産は、本市の誇りであり、市民の宝です。

こうした歴史的文化的遺産を大切に守り、地域の特性にあった景観を形成して快適でうるおいのある都市環境を創造するとともに、環境と調和した川越らしい市民文化をはぐくみます。

小江戸
江戸時代に栄え、その伝統や文化が現在まで受け継がれているまち。

環境目標 5

すべての人が環境づくりに主体的に取り組み、協働するしくみをつくる

【基本方針】

市民、事業者、民間団体*の各主体が、持続可能なライフスタイルに切り替え自主的かつ主体的な活動を実践していくために、環境教育・学習の推進を図ります。更に、市民等との協働による環境保全活動を展開するため、協働のしくみづくりや人づくりを推進しながら、各主体が互いに認め合い、ともに知恵と力を出し合い、みんなで環境づくりに取り組んでいきます。

これまでにも本市では、地域の美化活動、歴史的町並みの保全などの活動において“協働”による環境づくりとして成果を挙げてきました。協働の取組は、同時に、地域の人と人とのつながりや絆を深め、地域コミュニティの形成にも寄与していることから、今後も更に連携を深めながら環境活動に取り組んでいきます。

民間団体
行政や企業活動とは異なる、非営利の民間の立場から、社会貢献に向けた活動を行う団体。

1-2　施策の体系

望ましい環境像達成に向けて、次のような体系に基づいて施策を推進します。

環境目標１ 地球環境にやさしく環境負荷の少ない持続可能な地域社会をつくる	1.　地球温暖化対策の推進
	2.　資源循環型地域社会の形成
環境目標２ 市民の健康を守り、健やかな暮らしのできる環境を確保する	3.　人と環境にやさしい交通体系の確立
	4.　化学物質の拡散防止
	5.　身近な水辺環境の保全
環境目標３ 自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぐ	6.　湧水の復活（水の循環）
	7.　武蔵野の面影を残す自然的環境の保全
	8.　身近な生き物の生育環境の保全・創造
環境目標４ 歴史と文化を生かし、快適でうるおいのある都市環境を創造する	9.　歴史的文化的遺産の継承
	10.　都市のうるおいの創造
環境目標５ すべての人が環境づくりに主体的に取り組み、協働するしくみをつくる	11.　環境教育・学習の推進
	12.　協働のしくみづくり・人づくり

1-1　地球温暖化対策の推進　　1-2　その他の地球環境問題への取組

2-1　4R の推進　　2-2　収集体制の整備
2-3　廃棄物処理の適正化及び処理施設の整備

3-1　自動車公害防止対策　　3-2　徒歩・自転車利用の促進
3-3　公共交通機関の利用促進　　3-4　道路交通の円滑化

4-1　化学物質のリスクについての情報収集及び提供　　4-2　監視・調査体制の充実
4-3　化学物質の使用及び管理　　4-4　事業者への指導　　4-5　その他の対策

5-1　水質調査の充実　　5-2　水質汚濁負荷の低減
5-3　水質浄化対策　　5-4　身近な水辺環境づくり

6-1　節水対策（水を大切にする）
6-2　雨水貯留施設の整備及び保水・遊水機能の確保（水をためる）
6-3　雨水及び処理水の利用促進（水を何度も使う）
6-4　雨水地下浸透の促進（水を浸み込ませる）
6-5　湧水地の調査及び環境整備等（湧水を復活させる）

7-1　土地利用施策の推進による雑木林等の保全
7-2　法律及び条例等による雑木林等の保全
7-3　公園の整備　　7-4　市民との協働による雑木林等の維持・管理
7-5　広域的な取組の推進　　7-6　環境保全型農業の促進による雑木林の保全

8-1　自然保護行政の推進　　8-2　身近な生き物の生育環境の保全・創造
8-3　身近な生き物の調査研究等の推進　　8-4　外来生物対策

9-1　歴史的町並みの保存・整備　　9-2　史跡の保存と公園整備
9-3　市民文化の創造

10-1　景観に配慮したまちづくり　　10-2　音・かおり環境の保全
10-3　住工混在地区の解消　　10-4　公害の防止
10-5　環境保全に関する条例の制定　　10-6　歴史と水と緑の回廊の整備
10-7　公園の整備　　10-8　憩いとうるおいのある都市空間の提供
10-9　緑地の保全　　10-10 緑化の推進
10-11 まちの美化の推進　　10-12 観光客への配慮

11-1　環境情報の収集・活用　　11-2　環境教育・学習の推進

12-1　市民・事業者・民間団体・市の協働のしくみづくり
12-2　人材の育成・活用　　12-3　市域を越えた広域連携の推進

1-3　環境指標・目標値の一覧表

施策の柱	指標	現状値（平成 17 年度）	目標値（平成 22 年度）	目標値（平成 27 年度）
1 地球温暖化対策の推進	家庭における電力・ガス由来の二酸化炭素排出量（kg－CO_2／年・世帯）	2,437	2,290	2,220
	市役所における二酸化炭素排出量（t－CO_2／年）	44,187	43,203	41,869
	市内太陽光発電システムの累積発電出力（kW）	3,650	6,300	9,050
	市役所の環境配慮商品購入率（%）	56.7	—	—
	公共施設新エネルギー利用施設数（施設）	77	—	—
	エコストア・エコオフィス登録件数（件）	199	—	—
2 資源循環型地域社会の形成	1 人当たりのごみ排出量（g／日）	912	892	899
	リサイクル率（%）	26.6	25 以上	30 以上
	最終処分量（トン／年）	9,084	7,500	6,500
	エコストア・エコオフィス登録件数（件）【再掲】	199	—	—
3 人と環境にやさしい交通体系の確立	沿道の SPM（浮遊粒子状物質）濃度（mg／m^3）	0.084	0.1 以下（環境基準）	0.1 以下（環境基準）
	沿道の NO_2（二酸化窒素）濃度（ppm）	0.052	0.06 以下（環境基準）	0.06 以下（環境基準）
	市役所の低公害車導入率（%）	49.6	—	—
	自転車駐車施設利用台数（台／年）	23,060	—	—
	交通事故件数（件／年）	10,025	—	—
	都市計画道路の整備率（%）	36.5	38.0 以上	40.0 以上
	生活道路の改良延長（m）	72,235	83,000 以上	95,000 以上
4 化学物質の拡散防止	大気環境基準達成状況（一般環境）（%）	75	85	100
	公共用水域環境基準達成状況（健康項目）（%）	100	100	100
	地下水環境基準達成状況（%）	69	85	100
	エコファーマーの人数（人／年）	12	19	28
	認定農業者の人数（人／年）	101	120	140
5 身近な水辺環境の保全	生活雑排水処理率（%）	89.2	92.5	94.2
	公共用水域環境基準達成状況（生活環境項目）（%）	86	95	100
	合流式下水道改善率（%）	0	40	100
6 湧水の復活（水の循環）	市内湧水の箇所数（箇所／年）	26	—	—
	湧水湧出量（代表地点）（m^3／日）	A 地点　280	—	—
		B 地点　180	—	—
		C 地点　1,300	—	—
	1 人当たり上水使用量（ℓ／日）	318	—	—
	公共施設雨水利用施設（箇所）	15	—	—
	公共施設雨水貯留浸透対策量（m^3）	40,685	—	55,000
	下水道雨水貯留浸透事業数（箇所）	15	19	20
	開発による雨水流出抑制対策量（m^3）	243,643	—	—
	家庭雨水貯留槽設置数（基）	330	600	850
7 武蔵野の面影を残す自然的環境の保全	雑木林等の面積（m^2）	4,420,000	—	—
	雑木林等の公有地化面積（m^2）	69,194	—	—
	市民の森など法令等による指定箇所数（箇所）	143	—	—
	市民の森など法令等による指定面積（m^2）	974,691	1,300,000	1,600,000
	（仮称）川越市森林公園計画区域内公有地面積（ha）	6.9	—	—
	エコファーマーの人数（人／年）【再掲】	12	19	28
	認定農業者の人数（人／年）【再掲】	101	120	140
8 身近な生き物の生育環境の保全・創造	緑地面積（ha）	2,868	—	—
	ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数（箇所）	4	—	—
	多自然型護岸の延長（m）	18,806.08	—	—
9 歴史的文化的遺産の継承	都市景観重要建築物等指定数（件）	62	75	100
	指定文化財の数（件）	220	—	—
	登録有形文化財の数（件）	7	15	20
	歴みち事業の延長（m）	870	—	—
10 都市のうるおいの創造	都市景観形成地域指定数（地域）	2	3	4
	電線類の地中化延長（m）	6,491	8,000	9,500
	公害苦情件数（件／年）	148	—	—
	保存樹木数（本）	274	—	—
	緑化本数（本／年）	3,055	—	—
	1 人当たり都市公園面積（m^2）	4.45	5.8	6.8
	都市公園数（箇所）	183	206	226
11 環境教育・学習の推進	環境学習施設数（施設）	32	—	—
	環境学習講座数（件／年）	72	—	—
	環境学習講座参加数（延べ人／年）	7,083	—	—
	こどもエコクラブ登録数（団体／年）	20	—	—
12 協働のしくみづくり・人づくり	人材登録件数（件／年）	72	—	—
	環境活動団体数（団体／年）	31	—	—
	市民の環境に対する満足度（%）	23.4	50 以上	60 以上
	かわごえ環境ネット主催の事業及び行事数（回／年）	34	40 以上	50 以上

第 4 章

施策内容

1. 地球温暖化対策の推進
2. 資源循環型地域社会の形成
3. 人と環境にやさしい交通体系の確立
4. 化学物質の拡散防止
5. 身近な水辺環境の保全
6. 湧水の復活（水の循環）
7. 武蔵野の面影を残す自然的環境の保全
8. 身近な生き物の生育環境の保全・創造
9. 歴史的文化的遺産の継承
10. 都市のうるおいの創造
11. 環境教育・学習の推進
12. 協働のしくみづくり・人づくり

1 地球温暖化対策の推進

目標

市民、事業者、民間団体*及び市が、21 世紀半ばを見通した長期的な展望に立ち、地域でできる地球温暖化*対策をはじめとした地球環境問題*への取組を推進することにより、持続可能な地域社会を構築するとともに、地球環境保全に貢献することを目指します。

指標	現状値（平成 17 年度）	目標値
家庭における電力・ガス由来の二酸化炭素排出量（kg－CO_2／年・世帯）	2,437	平成 22 年度　2,290 平成 27 年度　2,220
市役所における二酸化炭素排出量（t－CO_2／年）	44,187	平成 22 年度 43,203 平成 27 年度 41,869
市内太陽光発電システムの累積発電出力（kW）	3,650	平成 22 年度　6,300 平成 27 年度　9,050
市役所の環境配慮商品購入率（%）	56.7	―
公共施設新エネルギー*利用施設数（施設）	77	―
エコストア・エコオフィス*登録件数（件）	199	―

※家庭における電力・ガス由来の二酸化炭素排出量は、東京電力（株）から供給される使用電力量の換算分と武州ガス（株）から供給される都市ガス使用量による換算分を合計した数値となっています。

※市役所における二酸化炭素排出量の現状値は、平成 17 年度末現在の市の公共施設からの排出量です。平成 18 年度には、滝ノ下終末処理場が埼玉県へ移管、し尿処理施設が廃止されました。

※公共施設新エネルギー施設数は、市の公共施設（市内に所在する川越地区消防組合の施設を含む）で新エネルギーを利用している施設の数です。

民間団体
行政や企業活動とは異なる、非営利の民間の立場から、社会貢献に向けた活動を行う団体。

地球温暖化
人の活動に伴い二酸化炭素などの「温室効果ガス」が増加することにより、地球全体の平均気温が上昇する現象。

地球環境問題
地球規模で広がり、人類の将来にとって脅威となっている環境問題。複数の問題が複雑に絡みあっている。

新エネルギー
石油代替エネルギーとして「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」の政令により定められている。具体的には、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマス燃料製造などがある。

エコストア・エコオフィス
簡易包装やはかり売りの推進、ごみの減量や分別の徹底、節電や雨水利用など環境への負荷の低減を積極的に行っている店や事業所を、市が認定するもの。

左：エコストア、右：エコオフィス

共通理念

地球環境問題は、私たちの日常生活や事業活動と密接なつながりがあります。中でも、地球温暖化は、電力使用や化石燃料等の燃焼に伴う二酸化炭素の排出等が原因となり、人間の健康や経済社会活動への深刻な影響を及ぼす問題です。

私たちは、地球市民の一員としての認識のもと、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムを見直し、エネルギーや資源利用の効率の高い持続可能な地域社会を構築します。

具体的取組

1-1　地球温暖化対策の推進

1-1-1　総合的・計画的な推進

○（仮称）川越市地球温暖化対策条例の制定　重点

・市域における温室効果ガス*の削減等を推進し、地球温暖化防止に寄与するため、「（仮称）川越市地球温暖化対策条例」を制定します。

○（仮称）川越市地球温暖化対策地域推進計画の策定　重点

・地球温暖化対策推進法第 20 条に基づき、市の環境特性に応じて、市域から排出される温室効果ガスの排出削減を総合的・計画的に推進するため、「（仮称）川越市地球温暖化対策地域推進計画」を策定します。

○川越市環境にやさしい率先実行計画（地球温暖化対策実行計画）の推進

・地球温暖化対策推進法第 21 条に基づき、市自らが率先して環境配慮に取り組み、地球温暖化対策を推進します。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、また一部の熱を再放射して、地表面の温度を高める効果をもつ気体（ガス）。二酸化炭素、メタン、フロン等がある。

左：こまめな消灯、右：エアコンの設定

1-1-2　省エネルギーの推進

○公共施設のエコオフィス化の推進

・公共施設における省エネ活動を推進するとともに市民への意識啓発を図ります。

1% 節電プラス１（ワン）運動による省エネ啓発

○民間事業所のエコオフィス化の普及

・事業所に対し、経営の重要な要素として環境保全に取り組む環境経営を促進します。

○環境管理・監査制度等の普及

・市として、率先して環境管理・監査制度（環境マネジメントシステム*）に取り組むとともに、事業者に対しては、ISO14001*やエコアクション 21*等の環境管理・監査体制の確立に向けた情報提供を行います。

○省エネルギー設備の導入

・高効率機器や省エネ機器・住宅を普及させるための啓発を図ります。

・公共施設における ESCO 事業*等により、省エネルギーを推進します。

○ライフスタイル改善の促進

・物の購入時には、エコマーク*商品や省エネラベル商品等の環境にやさしい商品を優先的に購入することなどを市民に呼びかけ、ライフスタイル改善の促進を図ります。

環境マネジメントシステム
組織が、環境に与える影響を継続的に改善していくための、組織経営の仕組み。

ISO14001
国際標準化機構（ISO）が定めた、環境マネジメントシステムの国際規格。計画と検証を繰り返す PDCA サイクルを特徴とする。

エコアクション 21
規模の小さな組織に向けて、ISO14001 をベースとして環境省が策定した、環境マネジメントシステム。

ESCO 事業
事業所のエネルギー消費を全体的に調べ、エネルギー効率向上の対策を請け負う事業。効率向上の成果に沿って報酬がもたらされる。

エコマーク
身近な商品の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けけられている。（財）日本環境協会が認定事業を行っている。

○市民・事業者への意識啓発

・市民・事業者に対し、地球環境保全についての意識を高め、自主的な取組ができるよう広報やイベントの開催を通じて呼びかけます。

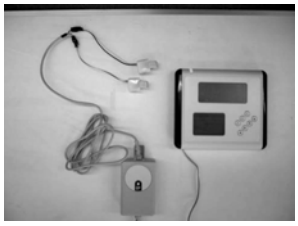

左：電力消費量や電気代がリアルタイムでわかる「省エネナビ」
右：コンセントで消費電力がわかるエコワット・ワットチェッカー

1-1-3　新エネルギー等利用の促進

○新エネルギー等の導入促進

・公共施設への太陽光発電システム及び燃料電池等の新エネルギー設備の設置を図ります。
・身近な自然エネルギーであり、省エネ意識の向上にもつながる太陽光発電システムの導入を市域全体で推進します。
・燃料電池等新エネルギーの普及を促進します。
・公共部門での小型水力発電の導入について検討します。

左：公共施設の太陽光発電、右：住宅の太陽光発電

1-1-4　その他の地球温暖化対策等

○緑の保全及び緑化

・二酸化炭素の吸収源対策として緑の保全や創出に努めます。

○ヒートアイランド対策

・地球温暖化の防止やヒートアイランド*現象の緩和のため、屋上緑化・壁面緑化を普及促進します。（施策 10-10 緑化の推進-○生活空間の緑化　参照）
・緑地の保全を図りつつ、緑地や水面からの風の通り道を確保する等の観点から、水と緑のネットワークの形成を推進するための施策を検討します。

ヒートアイランド
都市の気温が周辺部よりも上昇する現象。エネルギー利用に伴う熱と、建造物の蓄熱が原因。地表の等温線が島状になる。

○ごみの減量や資源化の推進等による二酸化炭素の排出抑制

・ごみの減量や資源化の推進等により、焼却による二酸化炭素の排出を削減します。

○交通円滑化方策の推進

・渋滞緩和対策や低燃費車の導入等により、自動車からの二酸化炭素排出を削減します。

・エコドライブの普及等により、自動車からの二酸化炭素の排出の抑制を図ります。

エコドライブ

○国及び他の地方公共団体等との連携

・国、他の地方公共団体等と連携を図りながら、地球温暖化対策を推進します。

1-2　その他の地球環境問題への取組

1-2-1　酸性雨対策

○酸性雨の監視等

・酸性雨*の監視を引き続き実施していきます。

・酸性雨の原因や影響等についての情報を収集し、市民へ情報提供していきます。

酸性雨

硫黄酸化物、窒素酸化物が雨と作用し、雨水が酸性化され、pH5.6 以下になったもの。土壌や湖沼の酸性化、樹木の枯死、建築物の劣化等の影響をもたらす。

1-2-2　森林の保全

○公共工事における対策

・市の行う公共工事の際、型枠の使用抑制や一度使用した型枠の再利用などの保護対策を図ります。

○紙の使用に関する対策

・市は、紙の使用量の削減や再生紙の使用比率の向上などを率先して行います。

○普及啓発

・森林の減少が地球環境に及ぼす影響等について市民に啓発を行います。

1-2-3　生物多様性の確保

○外来生物の情報提供

・オオクチバス（ブラックバス）など、生態系*等への悪影響を及ぼすおそれのある外来生物による生態系に係る被害を防止するため、外来生物を野外に捨てたり、それ以上繁殖させたりしないことが重要であることを啓発します。（施策 8-4 外来生物対策-○外来生物の情報提供　参照）

生態系
あらゆる生き物と、それらを取り巻く大気、水、土等の無機的な環境とを総合した系（システム）。

○外来生物の調査、対策

・民間団体等と協力して、外来生物の調査、対策等を実施します。（施策 8-4 外来生物対策-○外来生物の調査、対策　参照）

1-2-4　国際的取組

○開発途上国の公害問題対策

・開発途上国の公害問題等についての情報を収集し、市レベルの環境に関する国際協力のあり方について検討します。

○海外自治体との情報交流

・海外の自治体との環境に関する情報の交流の活性化を推進します。

JICA（国際協力機構）との連携（環境問題に関するアジア欧州会合）

2 資源循環型地域社会の形成

目 標

大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、ごみの発生をできるだけ抑え、資源の有効利用とリサイクル*を推進することにより、地域から持続可能な資源循環型*社会を目指します。

資源循環型
開発・入手した資源を使い捨てにしないで、再利用や再生により、繰り返し活用すること。

リサイクル
廃棄されるものを原料・材料・燃料等として再生すること。

指標	現状値（平成 17 年度）	目標値
1 人当たりのごみ排出量（g／日）	912	平成 22 年度　892 平成 27 年度　899
リサイクル率（%）※	26.6	平成 22 年度 25 以上 平成 27 年度 30 以上
最終処分量（トン／年）	9,084	平成 22 年度　7,500 平成 27 年度　6,500
エコストア・エコオフィス登録件数（件）【再掲】	199	―

※1 人 1 日当たりのごみ排出量＝（施設搬入ごみ量＋直接資源化量－脱水汚泥）÷人口（年度末）÷365

※ごみ総排出量は、国の循環型社会形成推進基本計画の考え方に基づき、施設搬入ごみ量のほか、直接資源化量（直接業者へ引き渡す、紙類・布類）を加えています。

※リサイクル率（%）＝（施設内資源回収量＋直接資源化量＋焼却灰等再資源化＋集団回収量）÷（施設搬入ごみ量＋直接資源化量＋集団回収量）×100

左：エコストア、右：古紙リサイクル

共通理念

廃棄物の減量・資源化は、本市の抱える種々のごみ問題にとどまらず、地球温暖化や資源の浪費といった地球環境問題にもかかわってきます。

そこで、ごみの 3R（発生抑制【リデュース；Reduce】*、再使用【リユース;Reuse】*、再利用【リサイクル；Recycle】）と、不要なものは買わない、断るという積極的な考え方【リフューズ；Refuse】*を含めた 4R を基本として、地域から持続可能な資源循環型社会の構築に取り組みます。特に市民、事業者、民間団体との連携・協働によるごみの発生抑制に努めます。

リデュース
ものを無駄なく使い、捨てる部分を減らすこと。

リユース
不具合を直したり、人に譲ったりして、不用品を再び利用すること。

リフューズ
すぐに捨ててしまうような不要なものを使わないこと。

具体的取組

2-1　4R の推進

2-1-1　発生抑制（リフューズ・リデュース）促進　重点

○過剰包装等の対策

・民間団体や店舗等と連携しながら、マイバック持参を促進し、ごみとして排出されるレジ袋の削減を図ります。
・店舗等の協力を得て、過剰包装の自粛を呼びかけます。

○生ごみ処理

・生ごみ処理機器の購入促進等により、家庭や事業所から排出される生ごみの減量化を推進します。
・公共施設から排出される生ごみの堆肥化等を推進します。

○家庭系ごみ処理有料化の検討

・家庭系ごみ処理の有料化については、減量化・資源化施策の充実を図ったうえで、環境省の基本的な方針に基づき、市民の理解・協力を得ながら、検討を進めます。

○事業系ごみの対策

・清掃センターに搬入される事業系のごみについて、ごみの組成を把握し、適切な指導を行うとともに、処理手数料の見直しも含め適正化を図ります。

○エコストア・エコオフィス認定制度の推進

・ごみ減量化や省エネルギーの実践等、環境にやさしい活動を積極的に実践している店舗等を「エコストア」「エコオフィス」として認定し、事業者のごみの減量化・資源化を促進します。

○市民、事業者への啓発

・出前講座やイベント等により、ごみの減量化・資源化の情報を提供し、啓発を図ります。

○4R を考慮した製品の開発等

・拡大生産者責任の考え方に基づき、ごみになりにくい製品の製造や再生利用・資源化しやすい製品の開発について事業者へ働きかけるよう国等に要望します。

左：4R を考慮した製品開発、右：事業者の環境配慮の公開

○グリーン購入の推進

・グリーン購入法の基本方針に基づき、グリーン購入*による物品等の調達に努めます。

グリーン購入

素材から製造、利用、廃棄にいたる様々な部分で、有害性や資源消費などの環境への負荷が減らされるように配慮を行った製品を優先的に購入すること。

2-1-2　再使用（リユース）促進

○フリーマーケット・イベント情報提供

・不用になった物の再使用・再利用を促進するため、フリーマーケットを開催するとともに、市内で開催されるフリーマーケット等の情報提供を行います。

○不用品交換情報登録制度の充実

・家庭で不用となった物の情報を収集し、必要な人に情報を提供します。

2-1-3　再利用（リサイクル）促進

○集団回収の促進

・民間団体が行う集団回収事業を支援し、地域による資源物の回収を促進します。

○分別収集の徹底

・ごみの資源化のため、紙類や容器包装リサイクル法に基づくその他プラスチック製容器包装の分別収集の徹底を図ります。
・草木類のチップ化等を推進します。

○かわごえ環境推進員制度の充実

・かわごえ環境推進員制度を充実し、地域の実情に合ったごみの減量化を促進します。

○事業系ごみの資源化の促進

・多量排出事業者やその他の事業者への指導を積極的に行い、事業系ごみの資源化を促進します。

2-2　収集体制の整備

○収集運搬システムの整備

・各種リサイクル法の施行を踏まえて、資源循環型社会の構築に向けた効率的な収集運搬体制の整備を図ります。
・高齢社会を考慮し、ふれあい収集の充実を図ります。
・家庭系ごみ処理有料化と併せて、戸別回収等の収集方法について検討します。

2-3　廃棄物処理の適正化及び処理施設の整備

2-3-1　一般・産業廃棄物処理の適正化

○一般廃棄物（ごみ）の適正処理

・一般廃棄物*処理基本計画に基づき、総合的かつ適正な廃棄物処理体制を整備します。

・災害時の処理体制の整備を図るとともに、事故発生時の広域的協力体制の整備を推進します。

○一般廃棄物（し尿）の適正処理

・既存施設の適正管理を実施します。

・老朽化する既存施設に対して、し尿処理世帯の減少に伴う適正規模の施設更新を検討します。

○監視及び管理体制の充実

・清掃センターから排出されるダイオキシン類等による周辺住民や環境への影響を未然に防止するため、排出ガスの定期的な測定調査を実施し、その結果を公表するとともに、処理施設の管理を徹底するなど排出抑制に努めます。

○産業廃棄物の適正処理

・排出事業者や処理業者への立入検査を実施するなど、監視・指導の強化を図ります。

・産業廃棄物*の減量・資源化の普及・啓発に努めます。

・PCB 廃棄物*、使用済自動車、建設残土等の適正処理及びリサイクルの推進に向けた指導に努めます。

・川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例により、事業者による事前の情報開示、周辺住民の意見表明の確保、建設的な協議による合意の形成のためのしくみづくりを推進します。

一般廃棄物

廃棄物処理法の定めで、産業廃棄物に該当しない廃棄物。家庭やオフィスのごみが主である。

ダイオキシン類

極めて毒性が強い有機塩素化合物で、ダイオキシン類特別措置法に定めるものは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニル。

産業廃棄物

廃棄物処理法で定められた、20 種類の事業活動に伴う廃棄物と、輸入された廃棄物。更に、爆発性・毒性・感染性などを有するものが特別管理産業廃棄物とされる。

PCB 廃棄物

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む廃棄物。PCB は電気機器、熱媒体、ノーカーボン紙に広く使われたが、毒性が強く、分解しにくく、生体に蓄積することから、現在では製造・輸入は原則的に禁止され、事業者の保管する PCB の廃棄処理が決められている。

○不法投棄対策

・市民の協力を得ながら、関係機関と連携し、不法投棄防止パトロールを実施します。
・空き缶やたばこの吸いがら等のポイ捨てを防止するため、民間団体と連携し啓発活動を展開します。
・ポイ捨て対策のため、観光客等へごみ持ち帰りなどの啓発に努めます。

2-3-2　中間処理施設の整備　重点

○中間処理施設の整備

・施設の老朽化に対応するため、熱エネルギーの有効利用とごみ処理の適正化を目指した新たな施設の整備を図るとともに、既存施設の安全で効率的な維持管理に努めます。

2-3-3　最終処分場の管理・整備

○監視及び管理

・最終処分場*の浸出水について、監視及び管理に努めます。

○最終処分場の延命化

・焼却残渣等の資源化を推進するとともに、外部処分場の活用を進めることで、小畔の里クリーンセンターの延命化を図ります。

○最終処分場の整備

・今後の最終処分方法を含めた更新と埋立て終了後の跡地利用について検討します。

最終処分場

ごみに焼却や分別等の処理を行ったものや、直に運び込まれた廃棄物を処分する場所・施設・設備。本市では小畔の里クリーンセンターと、市外の処分場を利用している。

3 人と環境にやさしい交通体系の確立

目標

市域の特性に応じた人と環境にやさしい交通体系を確立し、環境基準*の達成を目指します。

指標	現状値（平成 17 年度）	目標値
沿道の SPM*（浮遊粒子状物質）濃度（mg／m³）	0.084	平成 22 年度 0.1 以下（環境基準） 平成 27 年度 0.1 以下（環境基準）
沿道の NO_2*（二酸化窒素）濃度（ppm）	0.052	平成 22 年度 0.06 以下（環境基準） 平成 27 年度 0.06 以下（環境基準）
市役所の低公害車導入率（%）	49.6	—
自転車駐車施設利用台数（台／年）	23,060	—
交通事故件数（件／年）	10,025	—
都市計画道路の整備率（%）	36.5	平成 22 年度 38.0 以上 平成 27 年度 40.0 以上
生活道路の改良延長（m）	72,235	平成22年度83,000以上 平成27年度95,000以上

環境基準
環境基本法第 16 条で、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められている。

SPM
大気中に浮遊する粒子状物質。主に、工場、自動車等から排出される。大気中に比較的長時間滞留し、高濃度で肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす恐れはあると言われている。

NO_2
二酸化窒素。物の燃焼により NO が発生し、大気中で酸化されて NO_2 となる。高濃度で呼吸器に影響を及ぼす恐れがあると言われている。

共通理念

広域的な交通需要や市域の特性を踏まえ、総合的な交通体系を検討し、自動車公害の防止を図ります。その際、自動車の利用を控えて、公共交通機関や自転車・徒歩の利用を重視する視点をまちづくりに取り入れ、各種対策を実施します。

具体的取組

3-1　自動車公害防止対策　重点

○モニタリング体制の充実

・沿道の大気汚染、自動車騒音のモニタリング*体制の充実を図ります。

モニタリング
日常的、継続的に監視を行い、記録に残すこと。

○低公害車等の普及

・現有の庁用車の更新時には、電気自動車、メタノール車、天然ガス車、ハイブリッド車、八都県市指定車*等の低公害車への転換を推進します。
・国や県など、車両の低公害車化を推進する関係機関との連携のもと、低公害車の普及促進に努めます。
・バス等公共交通機関、運送業者などの輸送事業者、配送を伴う卸売・小売業やサービス業などの荷主となる事業者に、車両の低公害車化をはたらきかけます。
・自動車ユーザーである個々の市民への普及啓発を行い、低公害車への転換を促します。

八都県市指定車
関東の８つの都県市が、八都県市低公害車指定制度により指定した低公害車。

天然ガス利用のごみ収集車

○市民・事業者への啓発

・急発進、急加速をせず、不要なアイドリング*を控えるなどの環境にやさしい運転技術の普及を図ります。
・交通渋滞の緩和を図るため、自動車通勤における相乗りの促進、自動車利用自粛運動等、自動車利用の工夫を図ります。
・事業所の通勤バス運行を促進するとともに、交通需要の平準化を図るため、時差通勤の普及、フレックスタイム制の導入促進を図ります。

アイドリング
自動車や機械が止まっている時に、エンジン等を動かしていること。

○ノーカーデーの実施

・埼玉県等の実施する冬期自動車抑制対策（冬期間水曜日ノーカーデーキャンペーン）と連携し、実施します。

3-2　徒歩・自転車利用の促進　重点

○歩行者に安全な道の整備

・歩道付き道路など歩行者が安心して歩ける道路整備を推進します。

○自転車優先道の整備

・市民の自転車利用促進のため、歩行者や自転車が通行しやすい道路の整備を検討します。

○自転車駐車場の整備

・駅周辺の自転車駐車場の整備を推進し、放置自転車を削減するとともに、自転車及び自転車駐車場利用に係る市民の利便性の向上を図ります。

・バス停周辺の自転車駐車場整備を促進し、サイクルアンドバスライドを推進します。

3-3　公共交通機関の利用促進

○自家用車から公共交通機関への転換

・交通渋滞を緩和するため、過度の自動車利用を控え、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用を市民やイベント等の主催者にはたらきかけます。

・公共交通機関を利用するすべての人が利用しやすくなるよう、鉄道駅やバスターミナルのバリアフリー化や分かりやすい案内サインの設置など、施設の改善を促進します。

・路線バスを利用する人にとって快適なバス待ち空間になるよう、バス停に上屋やベンチなどの設置を促進します。

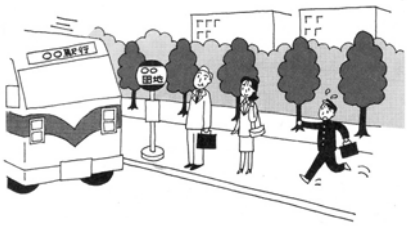

○バス輸送の充実

・バスロケーションシステムを活用した駅等における路線バスの発着案内の整備を促進し、電車とバスの乗り継ぎの抵抗感を解消します。

・高速バスの充実を図るため、新規路線の設置や既設路線の運行本数の増加などを促進します。

・ノンステップバスの導入を促進し、路線バスのバリアフリー化を推進します。

・市内循環バス「川越シャトル」は路線や運行本数、目的地などの見直しと改善を行い、利用者の増加を図ります。

3-4　道路交通の円滑化

○道路整備による渋滞の緩和

・環状道路*、広域幹線道路*、幹線道路の整備を促進し、渋滞の緩和に努めます。

・鉄道駅周辺の交通網整備を促進し、鉄道及び道路の立体交差化等を検討します。

・道路整備に当たっては、環境に配慮しながら整備を推進します。

環状道路
都市の中心を囲むように造られた道路。

広域幹線道路
市域を超える広い地域にわたる、主な道筋として位置付けられた道路。

○道路の改良

・右折レーン設置など、交通円滑化のための交差点の改良に努めます。

・道路交通の円滑化とともに、防災や交通安全の観点からも課題となっている狭あい道路の拡幅に努めます。

・車両等のすれ違いのための退避所を設けた「ゆずりあい道路」の整備を引き続き推進します。

○駐車場等の整備促進

・駅周辺や商店街など商業・業務機能の集積した地域に対しては、駐車場の整備を促進します。

○パークアンドライドシステムの導入　重点

・観光地域については、観光客などのための郊外型駐車場の整備を推進し、パークアンドライド*システムを導入します。（施策10-12 観光客への配慮-○パークアンドライドシステム等の導入参照）

パークアンドライド

駐車場まではマイカーを使い、そこで公共交通や自転車に乗り替えて目的地に行くこと。市街地や観光地の自動車を減らす効果が期待される。このための交通基盤や制度をパークアンドライドシステムと呼んでいる。

○駐車場等案内システムの整備

・駐車場相互の連携を密にして、駐車場の空き情報や道路渋滞情報を提供する案内システムの整備を検討します。

4 化学物質の拡散防止

目標

市民等の安全・安心な暮らしと健康を守るため、化学物質を適正に管理し、化学物質の拡散を未然に防ぐとともに、市民等が化学物質に対する理解を深め、適切な行動がとれることを目指します。

指標	現状値（平成 17 年度）	目標値
大気環境基準達成状況（一般環境）（%）	75	平成 22 年度 85 平成 27 年度 100
公共用水域環境基準達成状況（健康項目*）（%）	100	平成 22 年度 100 平成 27 年度 100
地下水環境基準達成状況（%）	69	平成 22 年度 85 平成 27 年度 100
エコファーマー*の人数（人／年）	12	平成 22 年度 19 平成 27 年度 28
認定農業者*の人数（人／年）	101	平成 22 年度 120 平成 27 年度 140

健康項目
水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質。

エコファーマー
「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、環境に配慮した農法に取り組んでいる農業者で都道府県が認定した者。

認定農業者
「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市町村が認定した農業者。農業経営の規模拡大、経営の合理化等の経営改善計画を市町村に提出し、認定されると農業制度資金の低利融資などの特例が受けられる。

共通理念

私たちの暮らしは、多くの種類の化学物質をさまざまな用途に使うことによって成り立っています。化学物質は、生活に利便性をもたらす一方、慢性毒性、発ガン性、催奇形性*など人体へ直接的な影響や、環境を通じて人や生態系に悪影響を及ぼす可能性（環境リスク）を持つものがあります。

市民等の安全・安心な暮らしと健康を守るため、化学物質の適正管理を徹底して環境リスクの低減を図るとともに、市民等の化学物質に対する理解や認識を深めます。

催奇形性
胎児の奇形を生じさせる性質。

具体的取組

4-1　化学物質のリスクについての情報収集及び提供

○情報収集及び提供

・国等による化学物質の規制の動向や毒性、環境中の挙動に関する調査研究結果などについて把握し、化学物質についての正しい知識の集積を図り、市民や事業者への情報提供を行います。

○リスクコミュニケーション等の促進　重点

・事業者等が自主的に実施するリスクコミュニケーション*等により、地域住民に対する化学物質に関する適切な情報提供を促進します。

リスクコミュニケーション
主に化学物質の環境リスクに関する知識や情報を市民、事業者、民間団体、行政が共有し、意見を相互に交換し意志疎通を図ろうとするもの。

リスクコミュニケーション

○“食”の安全性の確保

・食品や農作物などに含まれる化学物質についての基礎知識と、化学物質をできるだけ低減化するために心がけることなどについての情報を提供し、食の安全性に対する市民の意識を高めます。

○“住”の安全性の確保

・建材及び家具などから発散するホルムアルデヒド*やVOC*（トルエン、キシレンなどの揮発性の有機化合物）による室内空気汚染の被害を防止するための啓発を行います。

ホルムアルデヒド
刺激臭のある無色の気体で、皮膚炎や中毒、化学物質過敏症等の影響をもたらす。消毒剤や防腐剤、樹脂原料等に広く使われている。

VOC
揮発性有機化合物。常温常圧で揮発する有機化学物質の総称で、洗浄剤や溶剤、燃料等に広く利用されている。公害や健康被害をもたらす。

4-2　監視・調査体制の充実　重点

○汚染状況の監視

・大気、水質、地下水、土壌の汚染状況を引き続き監視し、異常が認められる場合は周辺調査等を実施するとともに、緊急時には的確に対応します。

○ダイオキシン類調査

・大気・河川・土壌等の汚染状況の監視を引き続き実施します。

○その他の化学物質

・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の規定に基づき、基準に適合しない、ホルムアルデヒド等を含有した家庭用品が流通しないよう監視します。

・環境ホルモン等の新たな化学物質に対する監視を行い、結果を公表します。

○公害測定機器類

・公害測定機器類の充実に努めます。

4-3　化学物質の使用及び管理

○化学物質適正使用の徹底

・市で使用する農薬などの化学物質の管理徹底及び適正な使用を図ります。

○学校・保育園等での優先対策

・子どもたちが多く利用する施設では、優先して化学物質の使用について適切な対策を講じます。

○ダイオキシン類対策

・市の清掃センターでのダイオキシン類対策を実施し、適正管理に努めます。

○アスベスト対策

・市有施設におけるアスベスト*使用調査を実施し、使用の判明した施設は順次対策を講じます。また、使用状況や対策について広報等で公表します。

アスベスト

石綿。天然に産する鉱物繊維で、建設資材や機械部品、家庭用品等に幅広く使われていた。飛散したものが肺に吸入されると、20～40 年程の潜伏期間を経て、重大な健康被害をもたらす。

4-4　事業者への指導

○水質・大気・土壌・地下水に関する法令による規制

・事業者への立入検査を実施し、法令に定められている基準の順守を図るとともに、汚染が発生した場合には、汚染物質の除去等の対策が適切に実施されるように指導します。

○特定化学物質対策

・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、事業者からの化学物質排出状況等を把握し、公表することにより、管理の改善を指導します。

○ダイオキシン類対策

・ダイオキシン類発生施設に対して立入検査を実施し、基準の順守や施設の適正管理等について指導します。

○アスベスト対策

・建築基準法及び建設リサイクル法に基づく指導等を行います。
・建物の解体、廃棄物の処分に伴うアスベストの飛散防止を図ります。また、大気中のアスベスト濃度の監視を実施します。

4-5　その他の対策

○環境保全型農業の普及

・農薬の取扱いや適正管理について農業従事者へ指導するとともに、低農薬・省農薬・有機農法など、環境保全型農業の普及を図ります。（施策 7-6 環境保全型農業の促進による雑木林の保全-○環境保全型農業の促進と雑木林の保全、施策 8-1 身近な生き物の生育環境の保全・創造-○環境保全型農業の促進　参照）

○浄水場の既設井戸の保全

・浄水場の既設井戸の保全・管理を進めます。

○受動喫煙防止対策

・公共施設等における非喫煙者の保護（受動喫煙防止）に関する情報提供や啓発を行います。

○健康相談等への対応

・アスベストに関する健康相談に対応し、健康被害の疑いがある場合、関係機関と協力して適切に対応します。

○健康診査等の普及・定着

・健康診査や各種がん検診の普及・定着を図ります。

5 身近な水辺環境の保全

目標

河川などの良好な水質を確保し、水質汚濁に係る環境基準を達成します。また、清らかな水が流れ、水に直接触れることが出来、水遊びができるような水辺環境の保全整備を目指します。

指標	現状値（平成 17 年度）	目標値
生活雑排水処理率（%）	89.2	平成 22 年度　92.5 平成 27 年度　94.2
公共用水域環境基準達成状況（生活環境項目）（%）	86	平成 22 年度　95 平成 27 年度　100
合流式下水道*改善率（%）	0	平成 22 年度　40 平成 27 年度　100

合流式下水道
下水道で、汚水と雨水を同じ管で流す方式。

共通理念

河川等に流入する汚濁負荷を減らすとともに、汚れた水質を浄化する対策を講じます。入間川を代表とする河川や伊佐沼等について、良好な水辺環境の保全整備を図ります。

また、親水空間や水路の浄化対策などにより、身近な水辺環境を保全します。

具体的取組

5-1　水質調査の充実

○水質の測定

・公共用水域水質基準点の測定に加え、市単独で測定地点をきめ細かく設置し、定期的に水質調査を実施します。

○水辺の環境調査

・水生生物など、水辺の環境調査を定期的に実施し、生物環境指標*等を活用した汚濁状況や生物の生育環境を把握します。

環境指標
環境の状態を表す物差し。代表的なものとしては環境基本法に定められた環境基準がある。

5-2　水質汚濁負荷の低減

5-2-1　生活排水対策　重点

○公共下水道等の整備

・市街化区域については、公共下水道整備が一部の区域を除き完了したため、下水道への切り替えを指導していきます。

・合流式下水道の改善対策として雨水を一時貯留する滞水池や雨水吐口の改良を順次推進します。

・市街化調整区域については、地域に応じて公共下水道と農業集落排水処理施設*、合併処理浄化槽*の設置及び維持管理を支援します。

農業集落排水処理施設
農業集落のし尿や生活雑排水を、集落全体で処理するために整備する浄化槽や排水管等の施設。

合併処理浄化槽
し尿と生活雑排水を併せて浄化処理する設備。

○啓発活動

・台所、風呂、洗濯等の排水について、家庭内での汚濁負荷低減または浄化対策を進めるための啓発活動を推進します。

5-2-2　産業排水対策

○工場・事業場系排水対策

・水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく規制や指導を徹底します。

○小規模事業所排水対策

・不老川流域について、埼玉県小規模事業所排水指導指針に基づいて小規模事業所への指導を行い、下流域への汚濁負荷の低減を図るようはたらきかけます。

5-3　水質浄化対策　重点

5-3-1　不老川浄化対策

○生活排水対策推進計画の推進

・近隣自治体との広域連携により、不老川流域の生活排水対策推進計画を推進します。併せて、県との連携を密にし、不老川流域生活排水対策推進協議会や不老川清流ルネッサンスⅡ地域協議会による対策を推進します。

○生活排水対策指導員の育成

・水質汚濁防止法に基づく生活排水対策指導員により、不老川流域の水質調査、生活排水対策研修会等への参加等の活動を促進します。

5-3-2　その他の浄化対策

○伊佐沼浄化対策

・地域住民や関係機関と協働し、伊佐沼関連水質浄化対策事業を推進します。

・生活排水対策、ヘドロのしゅんせつ等の対策を長期的に検討します。

昭和 58 年当時の伊佐沼

○河川浄化対策に関する協働事業の推進

・流域住民と事業者との連携による河川の浄化対策、水辺環境整備及び整備後の維持管理等の河川浄化対策に関する協働事業を推進・支援します。

5-4　身近な水辺環境づくり

○伊佐沼周辺の整備　重点

・伊佐沼及び伊佐沼周辺の水、緑、花の豊かな自然環境を活用し、市民共有の憩いの場、レクリエーションの場とするため、「伊佐

沼及び伊佐沼周辺整備基本構想」及び「伊佐沼公園基本計画」に基づき整備を推進します。

○親水空間の整備

・関係機関との連携を図りながら、河川や湧水地等、身近にある水辺を活用し、その地域の特性に応じた親水空間を積極的に確保します。

○水路の浄化対策

・市で管理している水路の一部区間を多自然型*護岸によって整備し、礫間浄化（礫間接触酸化法）等を利用した浄化対策を図ります。

多自然型
自然の働きや生き物の生息が保たれるような配慮がなされる工法。

霞涌水路

○河川空間利用の促進

・入間川等の河川空間については、関係機関と連携を図りながら、河川敷の公園等としての整備や桜づつみモデル事業等により、地域住民の憩いの場を提供します。

○歴史と水と緑の回廊の整備

・文化・観光の中心的位置にある歴史的ゾーンだけでなく、新河岸川周辺や伊佐沼周辺の水と緑のゾーンを歩行や自転車で周遊できる回廊の整備について検討します。（施策 10-6 歴史と水と緑の回廊の整備-○歴史と水と緑の回廊の整備　参照）

○親水公園の整備

・市民に憩いとうるおいのある都市空間を提供するため、関係機関との連携に努めながら、親水公園の整備を推進します。（施策 10-8 憩いとうるおいの都市空間の提供-○親水公園の整備　参照）

安比奈親水公園

6 湧水の復活（水の循環）

目標

水の循環を確保し、浸水被害を防止すると共に、湧水の復活を目指します。

指標	現状値（平成 17 年度）	目標値
市内湧水の箇所数（箇所／年）	26	—
湧水湧出量（代表地点）（m³／日）	A 地点　280	—
	B 地点　180	—
	C 地点　1,300	—
1 人当たり上水使用量（ℓ ／日）	318	—
公共施設雨水利用施設（箇所）	15	—
公共施設雨水貯留浸透対策量（m³）	40,685	平成 22 年度　— 平成 27 年度 55,000
下水道雨水貯留浸透事業数（箇所）	15	平成 22 年度　19 平成 27 年度　20
開発による雨水流出抑制対策量（m³）	243,643	—
家庭雨水貯留槽設置数（基）	330	平成 22 年度　600 平成 27 年度　850

※湧水湧出量の代表地点は、A 地点：龍池弁財天（小仙波町 4 丁目）、B 地点：八幡神社（大字小堤）、C 地点：青林寺付近（大字鯨井）。

共通理念

雑木林や空き地等の減少、道路や駐車場の舗装化などにより浸水機能が低下し、湧水量が減少しつつあります。一方、近年多発する集中豪雨時には、地形的に低い箇所へ短期的に雨水が集中して、各地区で浸水被害が発生します。

節水や雨水の一時貯留、地下浸水の施策などを通じて、水の循環を確保し、都市化される前には市内各所に見られていた湧水の復活を図ります。

具体的取組

6-1　節水対策（水を大切にする）

○公共施設における節水対策

・公共施設の水道施設の節水型への改善を推進します。

○市民・事業者への啓発

・広報川越や上下水道局だよりにより、節水に関する日常生活での工夫や改善等について啓発を図ります。

○上水道の漏水防止

・貴重な水の有効利用の観点から漏水調査を継続して実施し、漏水の早期発見、修理に努めます。

6-2　雨水貯留施設の整備及び保水・遊水機能の確保（水をためる）

○公共・公益施設等の雨水貯留施設の整備

・学校の校庭、駐車場、道路、公園等を利用した雨水貯留浸透事業を推進します。

南大塚駅南口の雨水貯留施設

○治水整備基本計画の推進

・浸水区域周辺の普通河川について整備基本計画を策定し、整備・推進を図ります。

○調整池の整備

・低地で浸水が著しい区域の浸水被害を防止するため、憩いの場を兼ねた調整池を維持管理します。

○農地の保全

・農業振興施策と連携し、農地を保全することにより、保水・遊水機能を確保します。

6-3　雨水及び処理水の利用促進（水を何度も使う）

○雨水利用の推進

・公共施設に雨水貯留施設を設置し、雨水をトイレや散水用の水として利用します。

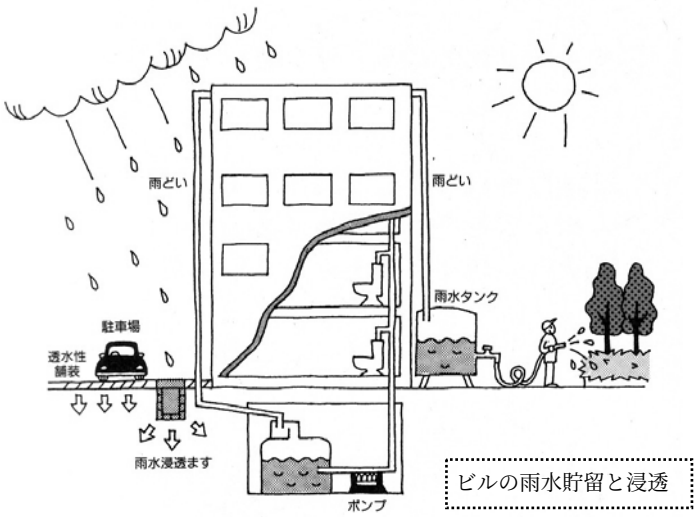

ビルの雨水貯留と浸透

○家庭用小型雨水貯留槽の設置促進

・市民への普及啓発を目的として、家庭用小型雨水貯留槽の設置を促進し、そのための支援を図ります。

家庭用雨水貯留槽

6-4　雨水地下浸透の促進（水を浸み込ませる）

○雨水貯留浸透事業の推進

・関係機関と協議の上、公共施設等の雨水貯留浸透事業を推進します。

○開発時の雨水対策

・総合治水対策に基づく、雨水流出抑制対策を推進するため、各種開発規模に応じた指導基準に基づき、施設整備を促します。

○雨水浸透ますの設置

・宅地内浸透のための雨水浸透ますの設置を促進し、そのための支援を図ります。

住宅の雨水貯留と浸透

○雨水地下浸透の推進

・歩道や公共施設の駐車場等の道路は、透水性舗装整備を推進します。

・道路整備の際に、浸透式側溝、吸込み槽、連結式浸透ます等を用いて地下浸透を推進します。

6-5　湧水地の調査及び環境整備等（湧水を復活させる）　重点

○湧水地モニタリング調査

・湧水の湧出量測定や新たな湧出地点の確認等、モニタリング調査を実施します。この際、市民参加による調査も行います。

○湧水地周辺環境整備

・湧水地周辺を、市民が身近に接することができるよう、関係者と協議の上、環境整備を推進します。

○保水涵養機能を有する緑地の保全と緑化の推進

・湧水地周辺や台地上などで保水涵養機能を有する緑地の保全と緑化の推進を行います。

○湧水復活事業

・国が進めている湧水復活事業との連携について検討します。

左：八幡神社の涌水、右：弁財天の湧水

湧水集計表

地形区分		今	昔		計
		湧水	湧水	自噴井戸	
A	坂戸台地（入間台地）	11	9	0	20
B	飯能台地（入間台地）	5	15	2	22
C	入間川扇状地	0	34	0	34
D	川越台（武蔵野台地）	7	24	1	32
E	不老川面（武蔵野台地）	1	1	1	3
F	寺尾台（武蔵野台地）	2	6	0	8
G	大井台（武蔵野台地）	0	5	0	5
H	荒川低地	0	5	27	32
計		26	99	31	156

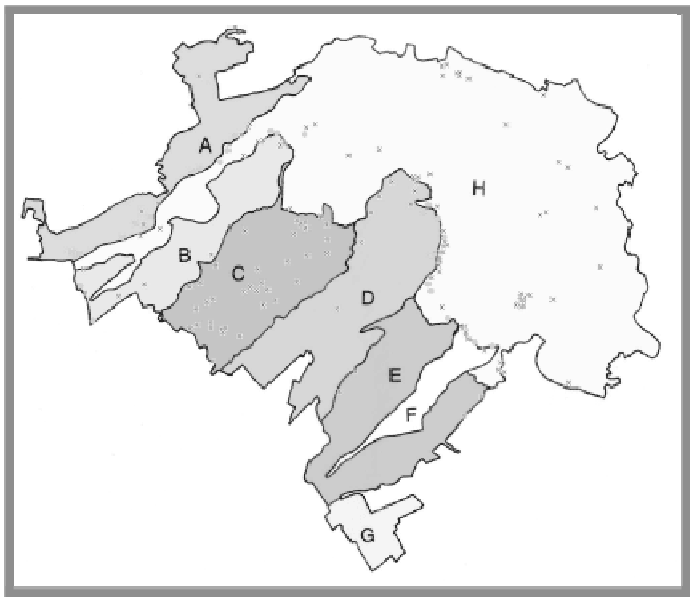

平成９年度「今と昔の湧水調査」報告書より

7 武蔵野の面影を残す自然的環境の保全

目標

市民との協働により、武蔵野の面影を残す雑木林等を健全な形で保全していくことを目指します。

指標	現状値（平成17年度）	目標値
雑木林等の面積（m²）	4,420,000	—
雑木林等の公有地化面積（m²）	69,194	—
市民の森*など法令等による指定箇所数（箇所）	143	—
市民の森など法令等による指定面積（m²）	974,691	平成22年度 1,300,000 平成27年度 1,600,000
（仮称）川越市森林公園計画区域内公有地面積（ha）	6.9	—
エコファーマーの人数（人／年）【再掲】	12	平成22年度 19 平成27年度 28
認定農業者の人数（人／年）【再掲】	101	平成22年度 120 平成27年度 140

市民の森
緑の環境を保全するため、川越市民の森指定要綱により指定し、市が管理しながら市民に公開している。おおむね3,000平方メートル以上の雑木林等が対象。

共通理念

都市環境的土地利用と農地や雑木林等の自然環境的土地利用のバランスを保ち、歴史的文化的にも重要な武蔵野の面影を残す雑木林等を農地や集落と一体的に保全し、市民との協働により、その維持・管理を進めます。

具体的取組

7-1　土地利用施策の推進による雑木林等の保全

○緑・アメニティ拠点形成の具体化

・第三次川越市総合計画における緑・アメニティ*拠点形成の緑ゾーンの位置付けを都市計画マスタープラン、緑の基本計画等策定において具体的に位置付け、その展開を図ります。

アメニティ
心地よさや快適さの質、居住地の魅力やその価値を意味する。

7-2　法律及び条例等による雑木林等の保全　重点

7-2-1　法律による指定

○緑を保全する地区の指定

・都市における緑地を保全していくため、法令に基づく、緑を保全する地区の指定について検討します。

○市民緑地

・都市緑地法に基づき、土地の所有者からの申し出により地方公共団体等が土地の所有者と契約を締結し、これに基づき、地方公共団体等が一定の期間その土地を管理し、住民に公開する市民緑地制度を検討し、雑木林等の保全・活用に努めます。

7-2-2　条例等による指定

○ふるさとの緑の景観地

・「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、ふるさとを象徴する緑を形成している地域をふるさとの緑の景観地として指定し、保全を図ります。

○市民の森

・川越市民の森指定要綱に基づき、市民の森を指定することにより、雑木林等を保全し、市民に憩いの場を提供します。

○保存樹林

・川越市緑化推進要綱に基づき、快適な緑地環境を守るため主要な雑木林等を保存樹林*に指定し、保全を図ります。

○緑の基金による保全

・川越市緑の基金条例に基づき、緑の基金の充実を図り、雑木林等の保全に努めます。

保存樹林

緑の環境を保全するため、市内各地に存在する樹木の集団で特に必要と認めたものを、川越市緑化推進要綱により指定している。

7-3　公園の整備

○（仮称）川越市森林公園の整備

・本市南部の武蔵野の面影を残す雑木林等については、大変貴重な自然であることから保全に努めていくとともに、自然とのふれあいの場、緑の中のレクリエーションの場とするため、「（仮称）川越市森林公園基本計画」に基づき整備を推進します。

・先行して公有化した雑木林等は、市民の憩いの場として有効活用します。

7-4　市民との協働による雑木林等の維持・管理

○市民との協働による雑木林等の維持・管理

・法律及び条例等により保全された雑木林等については、できる限り地域住民の憩いの場として市民との協働による維持・管理を進めます。

7-5　広域的な取組の推進

○広域的な取組の推進

・市内の南部地区から三芳町、所沢市、狭山市方面に広がるくぬぎ山地区については、埼玉県や近隣市町と広域的に連携し、自然再生推進法に基づき事業を推進します。

7-6　環境保全型農業の促進による雑木林の保全

○環境保全型農業の促進と雑木林の保全

・雑木林の落ち葉を肥料として利用する有機農法など環境保全型農業の普及を促進します。（施策 4-5 その他の対策-○環境保全型農業の普及、施策 8-1 身近な生き物の生育環境の保全・創造-○環境保全型農業の促進　参照）

・農業及び農地の持つ環境保全機能について啓発します。

○農業後継者の育成

・幼児期から農業に対する理解と関心を高めて、自然と共生*する地域農業の担い手となる意欲的な農業後継者の育成を図ります。

・認定農業者を中心とする中核的な担い手の育成と支援を図ります。

・女性農業者や高齢農業者など幅広い担い手を視野に入れた施策の展開を図ります。

・農業者が組織する法人等新たな担い手の確保を図ります。

共生
人の営みが自然環境を荒廃させることなく、全体の調和が保たれること。

○地産地消の推進

・農産物の川越ブランド化を促進するとともに、農産物直売所の設置などによる地産地消の推進を図ります。

○農業へのふれあいの場の確保

・市民農園*等農業ふれあいセンター活動の充実を図るとともに、体験を通じて、農業の役割や自然との大切さを体験できる場の確保を推進します。

市民農園
生活の楽しみや健康づくり等のために野菜や花を栽培する場として、農業者でない人々に提供される農地。

8 身近な生き物の生育環境の保全・創造

目標

身近な生き物が生息する良好な環境が保たれ、生態系のバランスがとれた、人と自然が共生できるまちづくりを目指します。

指標	現状値（平成 17 年度）	目標値
緑地面積（ha）	2,868	―
ビオトープ*の保全・創造事業の実施箇所数（箇所）	4	―
多自然型護岸の延長（m）	18,806.08	―

※緑地面積とは、農業振興地域農用地、生産緑地、法・条例の指定を受けた樹林地、都市公園等、公共施設等の面積であり、追跡調査が可能な緑地面積としています。

ビオトープ
野生の生き物の繁殖・生育や餌とり、休息・移動等に必要とされる空間。

共通理念

身近な生き物の生息空間である、緑、水辺、河川などの良好な自然環境を積極的に保全するとともに、各種の公共事業や開発事業において生き物たちの生育環境を保全・創造します。

具体的取組

8-1　自然保護行政の推進

○自然保護に対する行政の取組の推進

・庁内における自然保護の取組を推進します。

8-2　身近な生き物の生育環境の保全・創造

8-2-1　身近な生き物の生育環境の保全

○環境保全型農業の促進

・生態系に配慮し、周辺環境との調和を図る環境保全型農業を促進します。（施策 4-5 その他の対策-○環境保全型農業の普及，施策 7-6 環境保全型農業の促進による雑木林の保全-○環境保全型農業の促進と雑木林の保全　参照）

○緑地の保全

・各地にある健全な生態系をはぐくむ雑木林等を保全します。

○水辺の保全

・野生生物の生息空間を維持するため、良好な自然環境を構成する地形、緑、水辺、河川等を水系緑地として積極的に保全します。

・河川の改修・整備により生じた残地の有効利用を図ります。

小畔水鳥の郷公園

○湧水地の保全

・湧水地においては、周辺の雑木林等の保全・回復と合わせ身近な生き物の生育環境を保全します。

8-2-2　身近な生き物の生育環境の創造　重点

○公園・緑地におけるビオトープづくり

・公園の整備においては、身近な生き物の生息空間の確保を念頭におき、生態系の回復に結びつけていくよう努めます。

・荒川、入間川等の河川敷で優れた自然環境が残っている場所については、ビオトープ的要素を考慮した緑地づくりを推進します。

○学校におけるビオトープづくり

・学校内に、環境教育・学習の場としてビオトープの整備に努めます。

○多自然型工法の推進

・護岸整備等において、三面コンクリート護岸を見直し、多自然型工法を採用するなど、水生生物等の多様な野生生物の生息・生育環境の確保に努め、地域の健全な生態系の保全に努めます。

吉田の多自然型護岸

○環境に配慮した用排水路等の整備

・用排水路整備においては、環境に調和した多自然型工法の採用など、野生生物の生息・生育空間の確保に努め、地域の健全な生態系の保全に努めます。

環境に配慮した用排水路

8-3　身近な生き物の調査研究等の推進

○野生生物の分布・生態等に関する調査・研究

・埼玉県レッドデータブック*に基づき、市内に生息・生育する野生生物の生息分布・生育環境などを調査し、本市において特に保護対策を講じる必要のある希少野生生物の特定を行い、川越市版レッドデータブックの作成を検討します。

レッドデータブック
絶滅の恐れのある生き物の一覧と、それぞれの生息状況をまとめた資料。

○市民参加による生物調査

・多くの市民が本市の生き物に関心を持ち、知識を深めて自然環境の保全のために参加する態度を高めていくことを目的に、市民参加による生物調査を推進します。

8-4　外来生物対策

○外来生物の情報提供

・オオクチバス（ブラックバス）など、生態系等への悪影響を及ぼすおそれのある外来生物による生態系に係る被害を防止するため、外来生物を野外に捨てたり、それ以上繁殖させたりしないことが重要であることを啓発します。（施策 1-2 その他の地球環境問題への取組-○外来生物の情報提供　参照）

○外来生物の調査、対策

・民間団体等と協力して、外来生物の調査、対策等を実施します。（施策 1-2 その他の地球環境問題への取組-○外来生物の調査、対策　参照）

9 歴史的文化的遺産の継承

目標

川越を特徴づける歴史的文化的遺産を、そこに息づく市民の生活と共に大切に守り、次の世代へ継承することを目指します。

指標	現状値（平成 17 年度）	目標値
都市景観重要建築物等*指定数（件）	62	平成 22 年度　75 平成 27 年度　100
指定文化財の数（件）	220	—
登録有形文化財*の数（件）	7	平成 22 年度　15 平成 27 年度　20
歴みち事業*の延長（m）	870	—

都市景観重要建築物等
川越市都市景観条例に基づき、川越の都市景観を形成する上で重要な価値があると認められる建築物、工作物、樹木、樹林等を指定する制度。

登録有形文化財
届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度。建築後 50 年以上を経過した歴史的建造物等を対象に、地方自治体からの推薦等により文化庁が登録する。

歴みち事業
歴史的地区環境整備街路事業の略称。歴史的地区の環境を保全すると同時に、観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の保全を図る総合的な街路整備。

共通理念

本市は、蔵造りの町並みや時の鐘、菓子屋横丁、喜多院といった歴史的な町並み、河越館跡や川越氷川祭の山車行事といった有形・無形の文化財が豊富です。

そこで、歴史的町並みや郷土芸能などの伝統的文化的遺産を守り、次世代へ継承するとともに、歴史的景観の保全に努めます。

具体的取組

9-1　歴史的町並みの保存・整備　重点

○伝統的建造物群保存地区保存整備

・伝統的建造物群保存地区*保存計画に基づき、当該地区内における町並み保全のための具体的な決まりごとや支援策などを定め運用すると同時に、生活環境の維持向上、商業の活性化等総合的なまちづくりを進めます。

伝統的建造物群保存地区
城下町，宿場町，門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存を図るための制度。文化財保護法及び都市計画法により、市町村が指定する。

蔵造りの町並み

○防火対策の推進

・伝統的建造物群保存地区を火災等から守るため、消防用設備等の整備･充実を図ります。

○歴史的景観の保全

・伝統的建造物群保存地区を包括する約 78.3ha を川越十カ町地区都市景観形成地域として指定し、地域の住民との協働により定めたルールに沿って歴史的景観の維持保全に努めます。

○歴史的地区環境の整備

・古い町並みや歴史的建造物が多く残る北部市街地約 130ha を歴史的地区と位置付け、歴史的地区環境整備街路事業において、地区内に点在する歴史的文化的遺産を結び回遊する歩行者ネットワークを計画し整備します。

○登録有形文化財の登録の推進

・建築後 50 年以上を経過した歴史的建造物等を活用しながら保存するため、所有者の同意に基づき登録有形文化財としての登録を推進します。

○都市景観重要建築物等の指定

・川越市都市景観条例に基づき、現存する歴史的建造物等について、適切な基準を設け、所有者の同意に基づき都市景観重要建築物等の指定を行います。

9-2　史跡の保存と公園整備

○初雁公園の整備

・初雁公園整備基本構想に沿って、「城址公園」の整備を検討します。

○川越城富士見櫓の復元整備

・川越城富士見櫓の復元整備を行い、観光や教育の場とします。

○河越館跡の活用

・郷土学習の場、市民の憩いの場として河越館跡に史跡公園を開園し、その有効活用を図ります。また引き続き整備事業を継続し、史跡公園の充実を図ります。

左：本丸御殿、右：河越館跡

9-3　市民文化の創造

○文化財の保存と活用

・所有者や管理者の連携と意識を高めるため、研修会、防火訓練等を実施します。
・所有者や管理者に指導・助言を行い、保存や修理等の維持・管理の充実に努めます。
・未指定文化財の調査研究を行い、優れた文化財は指定文化財にします。
・埋蔵文化財の発掘調査を実施し、その成果を記録し保存します。

○文化財保護意識の啓発

・地域や学校教育等において、郷土意識を高めるための学習を推進します。
・講座・研修会等の開催と資料・情報の提供に努め、文化財保護意識の啓発を図ります。

○郷土芸能の保存と支援

・郷土芸能の保存・継承のため各保存会等を積極的に支援します。

○文化施設等の整備・充実

・市民会館の充実を図るため、施設の改修を実施します。
・西文化会館、南文化会館の全体的な機能の充実に努めます。
・市民の文化活動を支援するため、公民館、図書館、博物館、美術館、川越まつり会館等の施設機能、資料を整備・充実します。

左：川越氷川祭の山車行事、右：川越まつり会館

10 都市のうるおいの創造

目標

昔ながらの景観に現代的なデザインを取り入れた都市景観の形成、時の鐘など伝統的で市民に親しまれている音風景の保全、都市にうるおいを与える豊かな緑地の保全と緑化の推進により、都市のうるおいの創造を目指します。

指標	現状値（平成 17 年度）	目標値
都市景観形成地域指定数（地域）	2	平成 22 年度　3 平成 27 年度　4
電線類の地中化延長（m）	6,491	平成 22 年度　8,000 平成 27 年度　9,500
公害苦情件数（件／年）	148	―
保存樹木数（本）	274	―
緑化本数（本／年）	3,055	―
1 人当たり都市公園面積（m^2）	4.45	平成 22 年度　5.8 平成 27 年度　6.8
都市公園数（箇所）	183	平成 22 年度　206 平成 27 年度　226

共通理念

歴史的町並みを地域の重要な景観資源として保全するとともに、現代的なデザインを取り入れて、良好な都市景観の形成を図ります。また、都会の喧騒の中で埋もれている音風景の保全、都市緑化や美化の推進により、都市の生活におけるうるおいの創造に努めます。

市民花壇

具体的取組

10-1 景観に配慮したまちづくり

○都市景観形成地域の指定等

・都市景観形成地域の基準の運用を通して整備を図ります。
・都市景観重要建築物等の指定を推進し、これを契機としたまちづくりの施策を行うことにより、特徴ある町並みの形成を図ります。

○都市景観デザインの推進

・都市景観デザインに関する基準の策定の過程において、地域住民との協働、専門家の活用により、地域にあった基準づくりを推進します。
・基準等のルールが運用されている地域に対し、新たな課題解決やルールの更新等に対して技術的な援助等を推進します。
・公共施設の整備に当たっては、地域性に配慮したデザイン整備に努め、良好な都市景観の形成を図ります。
・良好な都市景観の形成を図る上では、市民一人ひとりが関心を持つことが重要であるため、市民意識の啓発及び情報提供等を推進します。

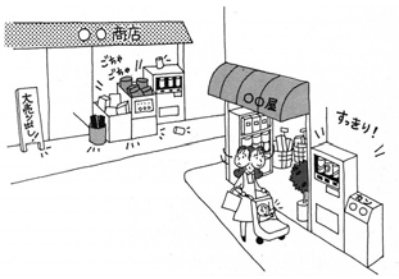

大正浪漫夢通り

○屋外広告物の適正化

・良好な都市景観の形成と安全性を確保するため、屋外広告物の適正な掲出が図られるように推進します。

○地区固有の景観整備

・住民の進める地区固有のまちづくりについては、都市景観協定*、地区計画等の制度の活用を進めます。

都市景観協定
一定の地区において、住民の自主的な協議によって、景観に関する配慮事項を定めるための制度。

10-2 音・かおり環境の保全 重点

○時の鐘の保全

・川越のシンボルであり、市民にも親しまれている時の鐘の音を聞きながら、暮らせるような音風景の保全に努めます。

○菓子屋横丁の保全

・郷愁漂う菓子屋横丁について、だんごや駄菓子の懐かしいかおりとともに、かおり風景の保全に努めます。

10-3 住工混在地区の解消

○周辺環境との調和に配慮した工業団地等の拡充

・周辺地区環境との調和に配慮した工業団地等の拡充を図り、既成市街地の住工混在地区*における工場等は、工業団地等への誘導を図ります。

住工混在地区
一般住宅と工場等が混じりあって立地しているところ。公害防止や防災、交通安全等に関して問題が生じやすい。

○地区計画等の活用

・地区計画*等の活用により、住宅と工場の共存した環境改善を図ります。

地区計画
一定の地区において、住民が主体となって、まちづくりの計画を考えるための制度。

10-4 公害の防止

○法令に基づく規制の徹底

・工場・事業場から発生する騒音・振動・悪臭などの公害を防止するため、法令に基づいた規制を更に徹底します。

○都市・生活型公害の防止

・近隣騒音、深夜営業騒音（カラオケ）、日照、電波障害に対する苦情について、適切に対応します。

10-5 環境保全に関する条例の制定

○環境保全に関する条例の制定

・環境保全に関する個別の条例の制定について検討します。

10-6 歴史と水と緑の回廊の整備　重点

○歴史と水と緑の回廊の整備

・文化・観光の中心的位置にある歴史的ゾーンだけでなく、新河岸川周辺や伊佐沼周辺の水と緑のゾーンを歩行や自転車で周遊できる回廊の整備について検討します。（施策 5-4 身近な水辺環境づくり-○歴史と水と緑の回廊の整備　参照）

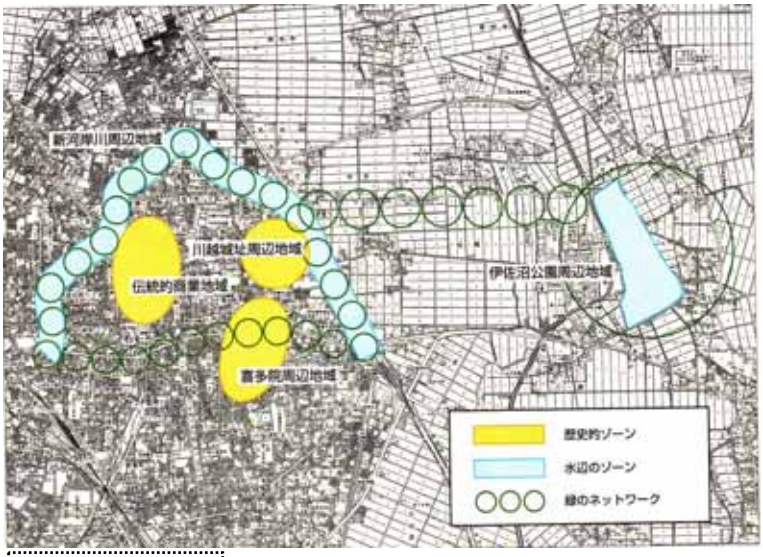

歴史と水と緑の回廊

10-7 公園の整備

○住区基幹公園の整備

・地域の身近な公園である住区基幹公園*として、街区公園*、近隣公園*等の公園を積極的に整備するとともに、既設の公園も含めた維持管理の徹底を図り、快適な住環境の整備に努めます。

○都市基幹公園の整備

・市街地を取り巻く入間川等の河川や伊佐沼の水辺、武蔵野の面影を残す雑木林等を活用した公園整備を図ります。

・スポーツやレクリエーションの場となり、市民の活動拠点となるような公園整備を図ります。

住区基幹公園
都市公園法が定める公園のうち比較的近隣の住民を対象にしたもので、街区公園、近隣公園、地区公園がある。

街区公園
都市公園法が定める公園で、もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする。

近隣公園
都市公園法が定める公園で、主に近隣に居住する者の利用を目的とする。

10-8 憩いとうるおいのある都市空間の提供

○親水公園の整備

・市民に憩いとうるおいのある都市空間を提供するため、関係機関との連携に努めながら、親水公園の整備を推進します。（施策5-4 身近な水辺環境づくり-○親水公園の整備　参照）

○流量の確保

・渇水期における流水量の確保を図るために、低水護岸*等の整備を促進します。

低水護岸
流水や雨、あるいは波の作用によって高水敷が侵食されないよう、河岸にコンクリートブロックや自然石を張ったもの

10-9 緑地の保全

○生産緑地等の保全・活用

・生産緑地*地区制度の活用により、市街地内の農地を計画的に保全するとともに、市民農園等として活用を図ります。
・休耕農地での一時的な草花の栽培への支援についても検討します。

生産緑地
生産緑地法が定める農地で、市街化区域内においてオープンスペースとしての機能を活かすため、転用に関する制限を課すことで農地として認める制度。

○保存樹木の指定

・市街地における保存樹木の指定を推進し、樹木の保存を図ります。

○雑木林等の保全・活用

・一団の雑木林等については、都市の中の貴重な緑として保全するとともに、公園としての活用等を検討します。

10-10 緑化の推進　重点

○生活空間の緑化

・良好で快適な生活空間を確保するため、公共施設や道路等の緑化を推進します。
・事業所等に緑化を指導するとともに、生け垣の奨励や緑化推進モデル地区の指定、花いっぱい運動や苗木配布の推進等によって各家庭や生活空間での緑化を奨励します。
・緑化を推進する拠点となる、緑化センターの設置を検討します。
・年々強まる自然志向、緑化の関心に対応するため、緑のアドバイザー等の人材活用を検討します。

生け垣

○屋上・壁面緑化

・地球温暖化の防止及びヒートアイランド現象の緩和のため、公共施設等において、屋上・壁面緑化を推進します。（施策 1-1 地球温暖化対策の推進-○ヒートアイランド対策　参照）

・市民や事業者が行う屋上・壁面緑化を普及・促進します。

左：市民の屋上・壁面緑化、右：川越小学校の壁面緑化

○緩衝緑地の設置

・大規模な工業団地の立地や拡充の際に緩衝緑地*の設置について指導します。

緩衝緑地

公害防止や景観保全のため、道路や工場等の周囲に設けられる緑地。煙の防止、防音、景観の向上等の効果が期待される。

10-11 まちの美化の推進

○まちの美化に対する意識の高揚

・放置自転車やごみのポイ捨てなど地域環境に対する現状認識を深め、環境美化への意識を高めます。

○空き地の管理・ペットのフン公害の防止

・広報やパンフレットを活用して空き地の管理、ペットのフン公害の防止など環境美化を図ります。

○地域環境美化の促進

・市民によるクリーン川越市民運動（ごみゼロ運動）やかわごえ環境推進員、学校、自治会等が行う自主的な地域環境美化活動を支援します。

・観光客も含め、ごみの持ち帰りを促進します。

ごみゼロ運動

10-12　観光客への配慮

○歩行者空間等の整備・推進

・歩行者の安全を確保するとともに、観光客にやさしい空間の確保に努めます。

○ポケットパーク等の整備

・公有地、民有地を有効利用し、町並みに調和したポケットパーク*等を整備します。

ポケットパーク
市街地の中で、休息の場の確保や景観の向上等の広場的機能をもつ小規模な公園。

○駐車場の整備

・駅周辺や商店街など、商業・業務機能の集積した地域に対しては、駐車場の整備を促進するとともに、観光客などのために郊外型駐車場の整備を推進します。

○パークアンドライドシステム等の導入

・パークアンドライドシステム等の導入を検討します。（施策 3-4 道路交通の円滑化-○パークアンドライドシステムの導入　参照）

11 環境教育・学習の推進

目標

持続可能なライフスタイルに切り替え、地球環境の保全・創造のための活動を実践していく市民等を増やすことを目指します。

指標	現状値（平成 17 年度）	目標値
環境学習施設数（施設）	32	—
環境学習講座数（件／年）	72	—
環境学習講座参加数（延べ人／年）	7,083	—
こどもエコクラブ*登録数（団体／年）	20	—

こどもエコクラブ
地域の身近な環境活動に自主的に取り組んでいる、幼児から高校生までの環境活動クラブで、環境省が支援している。

共通理念

各主体が自主的に環境保全活動を実践するためには、日常生活や事業活動と環境とのかかわりに気づき、自分の役割や責任を理解し、行動・参加するための力を身に付けることが重要です。そのために、環境に関する情報を広く提供するとともに、多様な場・機会での環境教育・学習を推進します。

具体的取組

11-1　環境情報の収集・活用

○市民による身近な環境調査　重点

・市民参加による市民環境調査を充実します。

上：湧水調査
左：川越の樹めぐり

○環境情報の提供

・大気・水質・騒音等の環境に関する測定データや情報をホームページ、環境に関する冊子、広報等を通じて提供していきます。

11-2　環境教育・学習の推進

11-2-1　環境学習のための場・機会の充実

○環境学習施設の整備　重点

・環境について学習し、理解し、活動する市民の交流の拠点となる環境学習施設の設置について検討します。

○施設見学会等の開催

・ごみ処理施設の見学会等を開催し、ごみ問題に関する啓発・学習機会を充実させます。

○環境学習のためのイベントの開催

・講演会、シンポジウム等環境学習を推進するためのイベントを開催します。

○環境ふれあい教室等の開催

・環境ふれあい教室や星空観察などを開催します。

・自然観察会やネイチャーゲーム*などを実施し、自然環境に関する学習機会を充実させます。

ネイチャーゲーム
自然を相手に遊ぶことを通して、自然と共存することの大切さを学ぼうとする方法のひとつ。

星空観察の集い

11-2-2　学校等での環境教育の推進

○環境教育の実践

・幼児期から感性を育み、自然との共生意識を高めるよう、身近な環境から地球環境問題を含む環境教育の実践を促進します。

・小中学校については、副読本の作成を進め、環境全般に関するモデル校の設置を検討します。

○エコチャレンジスクール認定事業

・学校版環境 ISO であるエコチャレンジスクール*認定事業を充実させ、環境学習のツールとして推進していきます。

エコチャレンジスクール
ISO14001（環境 ISO）を模した学校教育プログラム。環境保全の身近な行動について目標を立て、実践と検証を行う。

エコチャレンジスクール認定式

○こどもエコクラブの推進

・こどもエコクラブの活動を支援します。

こどもエコクラブ海洋環境保全教室

○情報・資料の提供

・環境学習に役立つ啓発用パンフレットの作成と配布に努めます。

○教材の充実

・環境関連図書や環境に関する教育資料、環境簡易測定資材等を充実させ、貸し出しを行います。

11-2-3　生涯学習等での環境学習の推進

○生涯学習等における環境学習の充実

・家庭や地域社会での環境保全の意欲を高めるため、生涯学習、消費者教育などにおいて、環境学習を組み入れます。

○大学連携による環境講座の開催

・市内の大学等と連携し、市民向けの環境講座を開催します。

11-2-4　職場における環境学習の推進

○事業者向け研修会の開催

・事業者の理解を深め、職場における環境学習を促進する研修会を開催します。

○職員への意識啓発の充実

・市役所のエコオフィス化や環境にやさしい行動の推進のために、職員への意識啓発を充実させます。

12 協働のしくみづくり・人づくり

目標

市民、事業者、民間団体及び市が、互いに認め合い、ともに考え、協力しあって、協働による環境保全活動に取り組むことを目指します。

指標	現状値（平成 17 年度）	目標値
人材登録件数（件／年）	72	―
環境活動団体数（団体／年）	31	―
市民の環境に対する満足度（%）	23.4	平成 22 年度 50 以上 平成 27 年度 60 以上
かわごえ環境ネット主催の事業及び行事数（回／年）	34	平成 22 年度 40 以上 平成 27 年度 50 以上

※人材登録件数とは、社会教育関係講師名簿（川越市教育委員会）、埼玉県環境アドバイザー・彩の国環境大学修了者人材リスト及び埼玉県環境教育アシスタント、環境カウンセラー登録簿に記載されている環境に関する講師の登録件数を表しています。

※環境活動団体数とは、かわごえ環境ネット（市民、事業者、民間団体及び市がパートナーシップを形成し、それぞれの役割を理解しつつ協働して環境保全活動を行い、「望ましい環境像」を実現していくための組織）に加入している民間団体の数です。

※市民の環境に対する満足度とは、市民アンケートにおいて、川越市の環境について「満足」と答えた人の割合（%）と「やや満足」と答えた人の割合（%）を足したものです。

共通理念

環境保全活動は、環境教育・学習や普及啓発を積極的に推進し、市民、事業者、民間団体及び市が自主的、積極的に行動し、更にそれぞれの力を合わせて団体活動や主体間の連携が協働の取組に発展してこそ、大きな効果が期待できます。そのために、第三次川越市総合計画基本構想の理念として掲げている「市民と行政の協働によるまちづくり」に基づき、各主体が協働できるしくみづくりと人づくりを推進します。

具体的取組

12-1 市民・事業者・民間団体・市の協働のしくみづくり　重点

○市民参加のしくみづくり

・環境の保全に関する条例・規則・計画を定める際に川越市意見公募手続条例により、市民が意志決定過程から参画できるしくみづくりを推進します。

○情報の共有化

・協働による環境保全活動を推進するため、さまざまなメディアを活用して環境に関する情報の積極的な提供に努めます。
・アンケート調査等を実施し、市民の意見等の把握に努めます。

○行政の透明性の向上

・行政運営の透明性を確保するため、環境の保全に関する施策に対する説明責任の確保を図ります。

○協働のしくみづくり

・協働による事業を展開していくための情報交換や相互交流など、市民等の環境保全活動を支援する場の確保に努めます。
・市民、自治会等の公共的団体、NPO、企業、大学等との協働による事業展開を図ります。
・時代の要請に応えて団体の自主活動ができるよう、民間団体の育成に努めるとともに団体間のネットワーク化を図ります。

左：緑のパートナー制度
右：アースデイイベント

○かわごえ環境ネットとの協働

・かわごえ環境ネットの活動を充実させていくとともに、支援を行います。

かわごえ環境フォーラム

12-2 人材の育成・活用 重点

○職員の育成

・協働のしくみをつくるため、職員の育成と行政体制の整備に努めます。

○コミュニティリーダーの養成

・コミュニティにおける環境保全活動のリーダーを養成するため、講演会、研究会等の学習の機会を提供します。

○環境活動団体リーダーの養成

・環境に関する自主的活動団体のリーダーを養成します。

○アドバイザー等の登録・活用

・環境に関するアドバイザーの登録を行い、指導・助言体制を充実させます。国の環境カウンセラー登録*制度や、埼玉県環境アドバイザー*制度・環境教育アシスタント*制度の活用も検討します。

○高齢者の活用

・高齢者の経験を生かした環境に関する世代間交流のあり方を検討します。

環境カウンセラー登録
環境省が進めている事業で、市民や事業者等に対して環境保全に関する助言を行う人材を登録し、人材活用を図る制度。

埼玉県環境アドバイザー
埼玉県が進めている事業で、環境に関する有識者や活動実践者を登録し、講演会や観察会等に講師として派遣する制度。

埼玉県環境教育アシスタント
埼玉県が進めている事業で、小･中･高校における環境教育やこどもエコクラブの環境保全活動を支援する指導助言者を登録する制度。

12-3 市域を越えた広域連携の推進

○関係市町の関係強化

・関係市町の交流を深め、大気汚染・水質汚濁・廃棄物・交通問題など広域的な取組が必要な課題について、連携を強化するとともに、埼玉県西部第一広域行政推進協議会で実施している環境に係る事業を充実させ、広域行政を更に推進します。

○広域行政圏計画等の推進

・埼玉県西部第一広域行政圏計画、埼玉圏央道沿線西部地域活性化計画及び第２次埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画に基づいて、今後も、計画の推進に向けて近隣市町との連携を図ります。

第二次川越市環境基本計画の重点施策

施策の柱	重点施策
1　地球温暖化対策の推進	（仮称）川越市地球温暖化対策条例の制定
	（仮称）川越市地球温暖化対策地域推進計画の策定
2　資源循環型地域社会の形成	発生抑制（リフューズ・リデュース）促進
	中間処理施設の整備
3　人と環境にやさしい交通体系の確立	自動車公害防止対策
	徒歩・自転車利用の促進
	パークアンドライドシステムの導入
4　化学物質の拡散防止	リスクコミュニケーション等の促進
	監視・調査体制の充実
5　身近な水辺環境の保全	生活排水対策
	水質浄化対策
	伊佐沼周辺の整備
6　湧水の復活（水の循環）	湧水地の調査及び環境整備等（湧水を復活させる）
7　武蔵野の面影を残す自然的環境の保全	法律及び条例等による雑木林等の保全
8　身近な生き物の生育環境の保全・創造	身近な生き物の生育環境の創造
9　歴史的文化的遺産の継承	歴史的町並みの保存・整備
10　都市のうるおいの創造	音・かおり環境の保全
	歴史と水と緑の回廊の整備
	緑化の推進
11　環境教育・学習の推進	市民による身近な環境調査
	環境学習施設の整備
12　協働のしくみづくり・人づくり	市民・事業者・民間団体・市の協働のしくみづくり
	人材の育成・活用

資料編

1. 策定経過
2. 環境審議会答申
3. 市民参加
   1）かわごえ環境ネットからの提言等
   2）パブリックコメント
4. 川越市良好な環境の保全に関する基本条例
5. 用語解説

1　策定経過

1）庁内策定体制

川越市環境推進会議

委員長	助役
委員	教育長
委員	市長室長
委員	総務部長
委員	財政部長
委員	市民部長
委員	保健福祉部長
委員	環境部長
委員	経済部長
委員	まちづくり部長
委員	建設部長
委員	上下水道局経営管理部長
委員	上下水道局事業推進部長
委員	教育委員会生涯学習部長
委員	教育委員会学校教育部長
委員	農業委員会事務局長
委員	消防局長

同幹事会

幹事長	環境部長
副幹事長	環境政策課長
幹事	秘書課長
幹事	政策企画課長
幹事	行政管理課長
幹事	総務課長
幹事	財政課長
幹事	管財課長
幹事	市民活動支援課長
幹事	保健福祉推進課長
幹事	保健総務課長
幹事	環境保全課長
幹事	産業廃棄物指導課長
幹事	環境業務課長
幹事	新清掃センター建設事務所長
幹事	商工振興課長
幹事	農政課長
幹事	まちづくり計画課長
幹事	総合交通政策課長
幹事	公園整備課長
幹事	建設管理課長
幹事	経営総務課長

調査研究会　環境基本計画部会

会員	政策企画課
会員	総務課
会員	管財課
会員	市民活動支援課
会員	環境保全課
会員	産業廃棄物指導課

会員	環境業務課
会員	新清掃ｾﾝﾀｰ建設事務所
会員	まちづくり計画課
会員	総合交通政策課
会員	公園整備課
会員	経営総務課

2）策定に係る会議等の開催

環境審議会

平成 17 年度 1 回、平成 18 年度 5 回

環境推進会議

平成 17 年度 1 回、平成 18 年度 2 回

環境推進会議幹事会

平成 17 年度 1 回、平成 18 年度 1 回

調査研究会　環境基本計画部会活動

平成 17 年度 16 回（単独部会 3 回、合同部会 1 回、個別打ち合わせ 12 回）
平成 18 年度 10 回（全て個別打ち合わせ）

かわごえ環境ネット勉強会

平成 17 年度 8 回

2　環境審議会答申

1）答申

川環審発　　第１０号
平成１８年１０月１９日

川越市長　舟　橋　功　一　様

川越市環境審議会
会 長　栗　原　博　司

川越市の環境行政のあり方について（答申）

平成 17 年 10 月 14 日川環政発第 857 号をもって諮問のあった「川越市の環境行政のあり方について」のうち「（仮称）第二次川越市環境基本計画について」に関して、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申する。

（仮称）第二次川越市環境基本計画について（答申）

はじめに

本市は、平成 10 年 3 月に川越市環境基本計画を策定し、環境行政の総合的かつ計画的な施策展開を図ってきた。

本計画が策定されてから今日までの間に、地球温暖化や廃棄物の問題などの環境問題は多様化、深刻化してきた。これらの解決に向けた世界の動きとしては、平成 17 年 2 月に「京都議定書」が発効されるなど、様々な国際的な取組が進められている。

国においては、平成 18 年 4 月に、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の総合的な向上を目指した「第三次環境基本計画」を策定したところである。

このような中、本市では、平成 18 年 9 月に「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」が制定され、これに基づき現在「第二次川越市環境基本計画」の策定を進めようとしているところである。

当審議会では、平成 17 年 10 月 14 日、第 36 回川越市環境審議会において、市長より「川越市の環境行政のあり方について」の諮問を受け、「（仮称）川越の良好な環境を保全する基本を定める条例の基本的な考え方」の議論に引き続き、「（仮称）第二次川越市環境基本計画」について、延べ 4 回にわたり慎重に審議を重ねてきた。ここに審議の結果を次のとおりまとめたので、この答申の趣旨と国内外の動向を踏まえ、また「第三次川越市総合計画（平成 18 年 3 月策定）」との整合を図りながら「第二次川越市環境基本計画」を策定し、本市の環境行政をさらに推進されたい。

1．共通事項

（役割と責務について）

・市、市民、事業者、民間団体及び滞在者がそれぞれの役割と責務に応じて行動し、計画を推進していく旨を明記すること。

（市民意見の反映について）

・パブリックコメント等の市民意見を十分取り入れた計画とすること。

（計画の表現について）

・文章表現については、市民にわかりやすい表現とすること。

2．環境指標・目標値について

・環境指標は、現状の環境問題を考慮し、適切なものを掲げ、その達成状況がわかるようにできる限り具体的な目標値を設定すること。

3. 施策の内容について

（重点施策について）

・施策については、その重要度により優先的に実施すべき施策として、重点施策を掲げること。

（地球温暖化対策の推進）

・高効率機器の導入等による省エネルギー対策や新エネルギーの導入施策などの地球温暖化対策を推進していくこと。

・二酸化炭素の吸収源及びヒートアイランド現象の緩和として、自然環境の保全を推進していくこと。

（資源循環型地域社会の形成）

・4R推進のため、ごみ有料化の検討やごみの分別徹底等を図っていくこと。

（環境と経済の好循環について）

・環境と経済の好循環を目指すため、環境的側面ばかりでなく、経済的側面についても考慮していくこと。

（人と環境にやさしい交通体系の確立）

・パークアンドライドシステム等の交通政策の充実や低公害車の導入促進により、大気環境の保全及びエネルギーの消費抑制を図っていくこと。

（化学物質の拡散防止）

・化学物質の拡散防止のため、リスクコミュニケーション等により、事業者の自主的な環境配慮行動を促進すること。

（身近な水辺環境の保全）

・身近な水辺環境の保全について、規制的施策ばかりでなく、都市のうるおいの観点も含めてさらに施策を充実させていくこと。

（湧水の復活）

・湧水環境の保全のため、雨水の地下浸透などをさらに進めるための支援策について検討すること。

（武蔵野の面影を残す自然的環境の保全）

・武蔵野の面影を残す雑木林等を保全するために、法律及び条例等により保全地区の指定及び環境保全型農業の普及等を今後ともさらに促進していくこと。

（身近な生き物の生息環境の保全・創造）

・生き物と生息空間（水・緑）が身近にイメージできる施策を推進していくこと。

（歴史的文化的遺産の継承）

・川越を特徴づける歴史や文化を大切に守り、次の世代へ引き継いでいくこと。

（都市のうるおいの創造）

・都市のうるおいを創造するため、都市景観の形成及び豊かな緑地の保全と緑化を推進していくこと。

（環境教育・学習の推進）

・環境教育・学習については、学校や地域の中で、様々な人材を活用しながら積極的に推進していくこと。

（協働のしくみづくり・人づくり）

・市、市民、事業者及び民間団体が協働するためのしくみづくりや広域連携の推進により、環境保全に関する施策を展開していくこと。

4. 計画の推進について

（推進体制について）

・ISO14001 等を活用し、庁内の横断的な推進体制の充実を図り、今後とも進行管理を適切に実施していくこと。

（他の計画との整合について）

・第三次川越市総合計画と整合を図り、他の個別計画と環境の保全に関して基本的方向を合わせていくこと。

（市民や事業者の行動計画について）

・市民、事業者及び民間団体が自主的かつ積極的に環境基本計画を推進していくための行動計画については、市民等との協働により策定していくこと。

5. その他

（環境の保全に関する個別条例の制定等について）

・必要に応じて、環境の保全に関する個別条例の制定又は個別計画等を策定すること。

（環境基本計画の見直しについて）

・必要に応じて、環境指標・目標値等について見直しを検討すること。

（財政的措置について）

・環境保全に関する施策について、財政的措置を確保すること。

2）審議経過

日　程		会議等
平成　5 年 11 月		環境基本法　施行
平成　6 年　8 月		川越市環境審議会設置（平成 6 年 6 月 24 日条例第 18 号）
平成 10 年　3 月		川越市環境基本計画策定
平成 17 年度	10 月 14 日	市長から川越市環境審議会へ諮問 「川越市の環境行政のあり方について」
平成 18 年度	5 月 23 日	第 41 回川越市環境審議会 審議「川越市の環境行政のあり方について」 ・第二次川越市環境基本計画について
	6 月 30 日	第 42 回川越市環境審議会 審議「川越市の環境行政のあり方について」 ・第二次川越市環境基本計画について
	7 月 10 日～8 月　9 日	第二次川越市環境基本計画（素案）に関する意見募集 ・5 名から 28 件の意見
	7 月 28 日	第 43 回川越市環境審議会 審議「川越市の環境行政のあり方について」 ・第二次川越市環境基本計画について
	10 月　3 日	第 44 回川越市環境審議会 審議「川越市の環境行政のあり方について」 ・第二次川越市環境基本計画について
	10 月 19 日	川越市環境審議会から市長へ答申 答申「川越市の環境行政のあり方について」 ・第二次川越市環境基本計画について
	2 月 15 日	第 45 回川越市環境審議会 報告「第二次川越市環境基本計画（原案）について」 審議「会長・副会長の選出について」

3）環境審議会委員名簿

第 6 期（平成 16 年 11 月 1 日～平成 18 年 10 月 31 日）

会長　　栗原　博司

副会長　　永田　康子

種　別	氏　名	備　　考
1 号委員： 関係団体の代表者	大久保　敏三	川越商工会議所
	小澤　徳二郎	かわごえ環境推進員協議会（～平成 18 年 5 月 13 日）
	小野　浩	かわごえ環境推進員協議会（平成 18 年 5 月 14 日～）
	小原　康史	川越市医師会
	栗原　博司	川越市自治会連合会
	髙木　克弘	川越環境保全連絡協議会（～平成 17 年 7 月 5 日）
	新井　勉	川越環境保全連絡協議会（平成 17 年 7 月 6 日～）
2 号委員： 学識経験者	新井　金作	市議会議員（～平成 17 年 10 月 2 日）
	飯田　芳男	成蹊大学名誉教授
	牛窪　多喜男	市議会議員
	江田　俊雄	市議会議員
	荻窪　一郎	市議会議員（平成 17 年 10 月 3 日～）
	小野澤　康弘	市議会議員（平成 17 年 10 月 3 日～）
	笠原　啓一	（財）埼玉県生態系保護協会　川越･坂戸･鶴ヶ島支部
	川口　知子	市議会議員
	神田　寿雄	市議会議員（～平成 17 年 10 月 2 日）
	小瀬　博之	東洋大学工学部助教授
	白石　功一	川越市農業委員会（～平成 18 年 2 月 7 日）
	府川　又七	川越市農業委員会（平成 18 年 2 月 8 日～）
	髙橋　剛	市議会議員
	中原　秀久	市議会議員
	永田　康子	消費生活コンサルタント
	西村　匡弘	東京電力㈱川越支社
	橋村　昭紀	弁護士
	濱口　惠子	十文字学園女子大学教授
3 号委員： 関係行政機関の職員	西崎　泉	埼玉県川越農林振興センター（～平成 18 年 3 月 31 日）
	中澤　正至	埼玉県川越農林振興センター
	星野　剛	埼玉県西部環境管理事務所（～平成 18 年 3 月 31 日）
	谷口　通朗	埼玉県西部環境管理事務所

（各号委員ごとに 50 音順、敬称略）

3　市民参加

1）かわごえ環境ネットからの提言等

川越市環境基本計画の見直しに関する勉強会および検討会　最終報告書

2006 年 4 月 27 日
かわごえ環境ネット

はじめに

かわごえ環境ネットでは、（仮称）川越市環境基本条例の制定に関する勉強会・検討会の終了を受け、2005 年 11 月から 2006 年 3 月にかけて、川越市環境基本計画の見直しに関する勉強会・検討会を 8 回にわたり開催し、21 名のメンバーで審議してきた。その結果を、「第二次川越市環境基本計画の策定に向けた行政への提言」「かわごえ環境ネットの活動推進に向けての今後の課題」「『（仮称）かわごえアジェンダ 21』の策定に向けての課題」の 3 つの項目について以下の通りまとめた。

第二次川越市環境基本計画の策定に向けた行政への提言

1　**協働による施策の推進にあたってのしくみづくり**

i　公共における行政の対応領域を見直し、市民・事業者・民間団体との協働と役割の委譲を進めること。

ii　市民・事業者・民間団体の公共サービスへの取り組みが円滑に行えるよう、例規や資金的な援助、報奨制度を整理、整備すること。

iii　施策の策定前の段階から施策後の評価まで、市民・事業者・民間団体の意見を反映させるための手続き方法の確立と、条例の制定による法的な整備を行うこと。

iv　川越市における環境政策の周知と意見の収集を行うため、市民・事業者・民間団体との直接対話の機会をつくること。

v　環境基本計画を平易な記述にするとともに、全市民に内容の積極的な周知を図ること。

2　**行政機構の整備**

i　環境配慮を前提とした施策を、環境部が所管する分野だけでなく、あらゆる分野においてさらに推進するため、分野横断的な施策が円滑に行えるトップダウンの組織体制を整備すること。

ii　現在、行政が市民参加の主体と位置づけている、地域別である自治会及び自治会を主体とした連絡組織に加えて、かわごえ環境ネットのような専門分野別組織の活用を積極的に図ること。

3　**「環境に配慮した行動」について**

i　現行の『川越市環境基本計画』の第 6 章「環境に配慮した行動」は、『第二次川越市環境基本計画』においては、市民・事業者・民間団体・行政の各主体、または各主体がいっしょになって川越市の環境をよくするために取り組む行動の指針としてまとめるべきである。

ii　上記を『（仮称）かわごえアジェンダ 21』と位置づけ、市民・事業者・民間団体・行政の賛同を得て、川越市環境基本計画の協働による推進組織であるかわごえ環境ネッ

トが検討のための組織を作って内容を検討したい。また、第 7 章「進行管理」のかわごえ環境ネットの位置づけについても、かわごえ環境ネットで検討したい。

iii　その際、（仮称）かわごえアジェンダ 21 を川越市環境基本計画に取り込むか、別冊化するか検討を行っていただきたい。

iv　『（仮称）かわごえアジェンダ 21』の検討にあたっては、第 1 章の「基本的考え方」から第 5 章「施策内容」までの内容との連動を図る必要があることから、行政による施策の十分な情報提供を求める。

4　川越市環境基本計画の進捗管理に関して検討すべき事項

i　見直しにあたって、目標値の妥当性を検証する必要がある。また、目的の達成には質的な検討も重要なことから、これの評価方法を検討する必要がある。

ii　行政の施策の進行管理における、市民・事業者・民間団体との連携策を明確にすべきである。わかりやすい報告、対話による意見の収集、意見の反映についての説明責任を明確にする必要がある。

iii　川越市環境基本計画の推進体制の中で位置づけられているかわごえ環境ネットの役割を明確にする必要がある。

かわごえ環境ネットの活動推進に向けての今後の課題

1　川越市環境基本計画を推進する組織としてのかわごえ環境ネットの立場

i　各主体の環境活動を支援するための情報整理やツールづくり、先進的な活動を行う

ii　協働して行うべき重点プロジェクトを決めて、これらの企画、運営を行う

iii　上記事項を達成するための広報活動を行う

iv　市民・事業者・民間団体の立場から、行政の環境政策に対して計画段階からの提言と、施策の実施後の評価を行う

2　かわごえ環境ネットのめざすべき組織体制

i　自然環境部会、社会環境部会［（仮）都市環境部会、（仮）市民生活部会］、（仮）事業活動部会という各分野の協働によるプロジェクト活動と各主体の活動支援を行う専門分野別の推進組織

ii　協働事業の企画、運営、渉外、広報活動を司る企画・広報委員会

iii　上記の活動の調整を行うとともに、他団体との渉外の窓口となる決定機関としての理事会

3　会の持続的な活性化に向けた課題

i　広報活動の充実

ii　川越市自治会連合会や川越環境保全連絡協議会などの連合組織との積極的な連携

iii　活動プロジェクトの明確化と活動地区の絞り込み（すべてを全市的に取り組むのではなく、活動地区を限定したり分割したりする）

iv　会員の活動への参加促進（参加しやすい企画の実行、全会員の各部会への担当割り振り）

v　新規会員の獲得（入会条件の緩和、主催事業における会員を前提とした参加費の設定、有用な情報の提供）

vi　部会の充実（調査活動、情報収集、情報交換の拠点、会員の活動の場）

『（仮称）かわごえアジェンダ 21』の策定に向けての課題

1　（仮称）かわごえアジェンダ 21 の位置づけ

i　（仮称）かわごえアジェンダ 21 は、将来世代にわたり地球全体および川越市が持続的に発展していくためのビジョンを示すとともに、川越市における市民・民間団体・事業者・行政の各主体が、取り組むべき具体的プログラムを示すものである。

ii　公共や行政の範囲を超えた､川越市における持続的発展計画の基本を定めるものであり、環境、福祉、教育に取り組むあらゆる主体の行動規範にもなるものである。

iii　特に環境面においては、『川越市環境基本計画』の「目標年度」「対象とする環境の範囲」「望ましい環境像」「環境目標」「12 の目標（施策体系）」等を同一にし、「施策内容」との連動を図るものとする。

2　（仮称）かわごえアジェンダ 21 策定の前提となる社会的背景

i　少子高齢社会における人口減少社会の到来

ii　公共への市民・事業者・民間団体の積極的な参画の必要性

iii　環境への配慮（自然環境の保全・資源循環・省エネルギー）を前提とした豊かな人間生活の追求

iv　市民や子どもたちの環境意識や環境行動をさらに高めていく必要性

v　事業者の環境に対する取り組みのさらなる充実

3　川越市で問題となる環境問題

i　環境負荷の提言目標と現状の乖離
ア）継続的なエネルギー需要の増大
イ）清掃センターの更新に伴う予想される廃棄物処理の方法と最終処分量の変化
　　まちの活性化対策における環境配慮の欠如

ii　人間による開発行為の継続による自然的な土地利用の減少と人工的な土地利用の増加
ア）中心市街地におけるマンションの乱立と秩序のない景観
イ）中心市街地の観光客、買物客の集中による交通問題とポイ捨てごみ問題

iii　自然環境の破壊
ア）循環型農業の衰退による雑木林など農地の自然環境の悪化や破壊
イ）市内に多くある河川や水路の改修とそれに伴う環境の変化

4　アジェンダ実施にあたっての配慮すべき事項

i　環境への負荷の低減

ii　生態系の保護・保全・創出

iii　多くの人の参加

iv　震災、水害などの防災対策

v　事故を未然に防ぐ防犯対策

vi　あらゆる人が差別なくアクセス、利用できるユニバーサルデザイン

vii　法令の遵守

5　川越市として取り組むべき課題

ⅰ　環境優先型地域づくり【都市環境・自然環境】

①人口減少社会における環境最優先のまちづくりの推進

A）土地利用、建築、交通体系の見直し

環境最優先の方策の検討、環境配慮型建築・まちづくりの紹介や表彰、環境マップづくり

B）人間中心の都市形成

歩行者優先の都市、良好な景観形成のためのルールづくり

②良好な都市環境の創造に関する行動

A）都市緑化の推進

屋上緑化・壁面緑化などの特殊空間緑化の推進、商店街や駅などへの樹木・草木の植栽

B）交通に関する環境負荷の低減

公共交通・シャトルバス・レンタサイクルなどの連携利用による脱クルマ社会に向けた交通システムの構築

③自然環境の保全に関する行動

A）自然環境の保全と再生

生物生息空間の確保のための調査、保全活動

B）農地の保全

雑木林の再生・保全に関する市民参加プログラムの充実、地産地消の推進、営農組織の育成

C）健全な水循環の確保

雨水地下浸透、雨水利用の推進（シミュレーション、モデル事業）、水質浄化、河川等の維持管理活動（アダプトプログラム）

ⅱ　健康と持続可能性を重視するライフスタイル（LOHAS）の推進【市民生活】

①地球温暖化防止活動の推進

A）省資源、省エネルギーによる二酸化炭素排出量の削減

資源使用調査、環境家計簿の推進

②交通利用における環境配慮

A）自動車利用における配慮

エコドライブの推進、乗り合いの推進

B）公共交通の利用促進

バス・鉄道の利用促進、公共交通からのアクセスがよい場所でのイベントの開催

③ごみの減量と資源化

A）家庭ごみの削減

ごみ発生の抑制、分別の徹底、生ごみの資源化と再利用先の確保

B）不法投棄・ポイ捨てごみ対策

学校教育、ボランティア推進（アダプトプログラム）、捨てづらい環境づくり（研究会、監視、啓発）、清掃の徹底

④安全で健康な暮らしの維持

A）食の安全対策

環境に配慮した農産物の普及促進（地産地消）、食育の推進、農産物・販売店の認定制度、安全性に対する情報提供

B）排出物の環境への配慮

排気、排水、廃棄物における環境への負荷の低減についての調査、情報提供

ⅲ　環境配慮施策や事業の推進【事業活動】

①環境に配慮した行政施策と執行

A）市民・事業者・民間団体の公共への巻き込み

環境情報の積極的な開示、経済的助成によるインセンティブの付与（家庭用高効率機器購入補助制度など）、環境保全にかかる持続可能な起業への支援、民間活力の導入、

B）環境への配慮を優先した行政システムの構築

グリーン調達、環境マネジメントの実行、環境最優先の視点での財政の検討

②環境に配慮した事業の推進

A）事業活動における環境配慮

エコオフィス・エコストア認定の取得、環境マネジメントシステムの構築と実行（ISO14001、エコアクション 21、エコアップ宣言など）

B）環境配慮製品の普及促進

新エネルギー機器、省エネラベル機器に関する積極的な情報提供

C）有害化学物質の環境リスク軽減

情報共有のためのデータ整理、リスクコミュニケーション、環境活動報告

D）市民・行政・事業者間の協働事業の推進

環境 NPO 活動への参加・支援、事業者間の意見交換および循環型産業形成

iv　各主体の環境活動への参加のしくみづくり【推進体制】

①市民・民間団体・事業者・行政の各主体及び協働による行動計画の策定・実行

A）『（仮）かわごえアジェンダ 21』の策定と実行

B）シンクタンクとしての市民会議の組織化

②環境情報の共有

A）川越市環境基本計画・（仮）かわごえアジェンダ 21 の進捗管理

『かわごえの環境』『（仮）かわごえアジェンダ 21 報告書』の作成

『かわごえ環境活動報告集』の編集

B）ホームページの充実による情報交換の活発化

あらゆる人が情報提供、情報交換できるブログの作成、メーリングリストの作成

③環境活動の活性化

A）退職者等のまちづくりへの参画

高齢者、団塊の世代を活用したまちづくり制度、男女共同参画の方策の検討

B）かわごえ環境ネットの活性化

行動計画の策定、協働事業の委託、調査の委託

④環境教育の推進

A）学校・生涯教育での環境教育の推進

環境学習の拠点づくり、教育プログラムの作成と実施、指導者への教育、イベントの実施、講師派遣、楽しく観察できる自然観察会

おわりに

本報告書をもとに、かわごえ環境ネットでは、第二次川越市環境基本計画の策定（主に、（仮称）かわごえアジェンダ 21 の内容検討と進行管理のかわごえ環境ネットとしての立場の検討、さらに、行政が提示する施策内容についての提案）に向けての組織を早急に立ち上げる必要がある。川越市においては、本報告書の内容をふまえ、今後の（仮称）第二次川越市環境基本計画の策定に際して、今後、本会がとるべき具体的な作業とその手順についての話し合いを行うとともに、川越市長、ならびに環境政策課、政策企画課の担当者との直接の話し合いの機会の確保をお願いしたい。

2）パブリックコメント

平成 18 年 7 月１０日～8 月 9 日かけて「第二次川越市環境基本計画（素案）」に関する意見募集を行ったところ、5 名から 28 件の意見が寄せられた。

意見一覧

NO.	項目	市民意見内容
1	市の施策全般 施策 12	市民と協働による計画の推進を図るため、パブリックコメントの条例化・自治基本の条例化の方策を示してほしい。
2	全体的	数値目標がもっと具体的に示されると良いのではないか。
3	全体的	目標値設定の根拠を明らかにし、進行管理などが評価できるようにしておくべきである。
4	全体的	冊子を何人に読ませることを想定しているのか。もう少し簡素にできないか。
5	全体的	市民にどのような手段で周知させるのか。
6	全体的	第一次計画のどの部分が計画のとおり進んだと評価されたとなっているのか。
7	全体的	施策内容の担当部署を明示してほしい。
8	全体的	具体的取組については、意識改革に関する記述が多いため、施策１１にまとめてしまった方が良いのではないか。
9	施策 1 施策 11	地球温暖化防止を図るため、市民が取り組める省エネ活動を各公民館等で紹介するような活動の強化を希望する。
10	施策 1	地球の温暖化がこの 100 年でどのような原因で、どれだけ進んでいるかを示してほしい。
11	施策 1	環境にやさしい新エネルギーが開発されており、調査して方策を示してほしい。
12	施策 1	川越の地勢・気候を活用した自然エネルギーの導入方策を示してほしい。
13	施策 2	P46 の一人一日あたりのゴミ排出量は平成 27 年度でなぜ増加となるのか。
14	施策 2	ごみについて減量化・分別化の徹底を図り、リサイクルの方策を示してほしい。
15	施策 2	環境のため、焼却を最小限にする方策を示してほしい。
16	施策 2	廃棄物（の発生原因）は、発生原因者の責任で処理する方策を示してほしい。
17	施策 2	管理者（すべての公共公益施設・個人所有管理敷地等）は、管理者の自己でごみ処理や環境の創生、保持する責任の方策を示してほしい。
18	施策 3	高齢者の自家用自動車の利用抑制と低公害車利用への誘導の方策を示してほしい。
19	施策 3	川越駅西口より所沢街道への道について、安全な歩道を整備してほしい。
20	施策 4	化学物質の使用者、農薬使用者等に自己責任のもと、管理と報告を義務づける方策を示してほしい。
21	施策 6	湧水環境に影響する開発行為の規制と保水涵養の方策を示してほしい。
22	施策 7 その他	農地と隣接しており、土埃、肥料のにおい、農作業機具の音が気になることがある。農地と住環境のバランスを取るためのガイドラインづくりを望む。
23	施策 7 施策 8 施策 10	都市計画法（市街化区域と市街化調整区域）に基づく区域区分（昭和 45 年 8 月 25 日告示）時点の全市域の緑地面積に対して現在の緑地面積を示し、その保全や創出の方策を示してほしい。
24	施策 10	農地の休耕地、駐車場、学校校庭、河川敷のグランド等、地肌の緑化方策を示してほしい。
25	施策 10	宅地の面積当たりの緑地率の方策を示してほしい。
26	施策 10 施策 11 施策 12	川越駅近くに公園、図書館、コミュニティー施設を造っていただきたい。
27	施策 12	施策 12 は、第二次計画の目玉である。市民参加のしくみづくりや透明性の確保については、広報等を活用するといった実効性のある方策を明記すべきではないか。
28	その他	川越駅西口にショッピングモールや飲食街をつくり活性化してほしい。

項目別分類

※1 つの意見で複数の項目に該当しているものがあるため、合計件数は 34 件である

市の施策全般に関すること	1 件
素案の全体的なことに関すること	7 件
施策 1　　地球温暖化対策の推進に関すること	4 件

施策 2	資源循環型地域社会の形成に関すること	5 件
施策 3	人と環境にやさしい交通体系の確立に関すること	2 件
施策 4	化学物質の拡散防止に関すること	1 件
施策 5	身近な水辺環境の保全に関すること	0 件
施策 6	湧水の復活（水の循環）に関すること	1 件
施策 7	武蔵野の面影を残す自然的環境の保全に関すること	2 件
施策 8	身近な生き物の生育環境の保全・創造に関すること	0 件
施策 9	歴史的文化的遺産の継承に関すること	0 件
施策 10	都市のうるおいの創造に関すること	4 件
施策 11	環境教育・学習の推進に関すること	2 件
施策 12	協働のしくみづくり・人づくりに関すること	3 件
その他	（環境基本計画素案以外に関することなど）	2 件
合計		34 件

4　川越市良好な環境の保全に関する基本条例

平成 18 年 9 月 25 日
条例第 36 号

目次

前文
第 1 章　総則（第 1 条－第 8 条）
第 2 章　環境の保全に関する基本方針等（第 9 条－第 12 条）
第 3 章　環境の保全に関する施策（第 13 条－第 27 条）
第 4 章　地球環境保全の推進（第 28 条－第 30 条）
第 5 章　川越市環境審議会（第 31 条）
附則

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

私たちのまち川越は、荒川、入間川、伊佐沼などの水辺空間や武蔵野の面影を残す雑木林など恵まれた自然環境の下で、蔵造りの町並み、時の鐘、川越まつりなどの多くの歴史的又は文化的遺産を継承し、市民の活力と英知により今日まで発展を続けてきた。

一方、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、地域の環境問題だけでなく、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

ここに、私たちは、市、市民、事業者等それぞれの役割の下に、自主的かつ積極的にその責務を果たし、協働することによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するとともに地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この条例は、環境の保全（良好な環境の創造を含む。以下同じ。）について、基本理念を定め、及び市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2)　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3)　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条　環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

2　環境の保全は、生物の多様性が確保され、人と自然との共生が実現されるように行われなければならない。

3　環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように、市、市民、事業者及び民間団体（市民及び事業者の組織する民間の団体をいう。以下同じ。）のそれぞれの責務に応じた役割分担及び協働の下に積極的に行われなければならない。

4　地球環境保全は、人類共通の課題であり、地域の環境が地球環境に深く関わっていることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条　市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2　市民は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自主的かつ積極的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2　事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3　事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自主的かつ積極的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(民間団体の責務)

第7条　民間団体は、基本理念にのっとり、その活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2　民間団体は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自主的かつ積極的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(滞在者の責務)

第8条　観光旅行者その他の滞在者は、その滞在に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するように努めなければならない。

第2章　環境の保全に関する基本方針等

(施策の基本方針)

第9条　市は、基本理念にのっとり、次に掲げる環境の保全に関する基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1)　市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2)　地域の特性を生かした都市景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保存及び活用により、快適な都市環境を創造すること。

(3)　森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を図ることにより、人と自然が共生できる健全で恵み豊かな環境を確保すること。

(4)　資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生の抑制等を推進し、及び地球温暖化の防止、オゾン層の保護等を図ることにより、地球環境保全に資する社会を構築すること。

(5)　市、市民、事業者及び民間団体が環境の保全に関し協働して取り組むことができる社会を形成す

ること。

(環境基本計画)

第 10 条　市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、川越市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向

(2)　前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、第 31 条第 1 項に規定する川越市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4　市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び民間団体の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

5　市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6　前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第 11 条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(年次報告)

第 12 条　市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 3 章　環境の保全に関する施策

(環境影響評価)

第 13 条　市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮ができるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第 14 条　市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に対し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2　前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(財政上の措置)

第 15 条　市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備)

第 16 条　市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設及び公園その他の自然との触れ合いを図るための公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の確保)

第 17 条　市は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な自然環境を確保するため、緑地及び水環境の保全及び形成に関し必要な措置を講ずるものとする。

(都市景観の形成等)

第 18 条　市は、地域の特性を生かした快適な都市環境を確保するため、良好な景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保存及び活用に関し必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の推進等)

第 19 条　市は、市民、事業者及び民間団体が環境の保全についての関心と理解を深め、環境への負荷の低減その他の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等との協働)

第 20 条　市は、環境の保全に関する施策について、市民、事業者及び民間団体と協働して、これを推進していくものとする。

(意見の反映)

第 21 条　市は、環境の保全に関する施策に、市民、事業者及び民間団体の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)
第 22 条　　市は、市民、事業者及び民間団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
(情報の提供)
第 23 条　　市は、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに市民、事業者及び民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。
(監視等の体制の整備)
第 24 条　　市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。
第 25 条　　市は、環境の保全に関する施策について、総合的に調整し、及び推進するため、必要な体制を整備するものとする。
(環境管理等)
第 26 条　　市は、自らが環境管理（環境の保全に関する目標等を定めた行動計画を作成し、実行し、見直す等の一連の取組をいう。以下同じ。）及び環境監査（環境管理の状況についての監査をいう。以下同じ。）を実施するとともに、事業者の自主的な環境管理及び環境監査が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(国及び他の地方公共団体との協力)
第 27 条　　市は、環境の保全のための広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第 4 章　地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)
第 28 条　　市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。
2　市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めるものとする。
(資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等)
第 29 条　　市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生の抑制等を積極的に推進するものとする。
2　市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、事業者及び民間団体による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生の抑制等が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(新エネルギーの活用)
第 30 条　　市は、環境への負荷の低減を図るため、新エネルギーの活用に努めるとともに、市民、事業者及び民間団体による新エネルギーの活用が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 5 章　川越市環境審議会

(川越市環境審議会)
第 31 条　　環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、川越市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2　審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。
3　審議会は、前項に規定する事項に関し市長に意見を述べることができる。
4　審議会は、委員 25 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　学識経験者
(2)　公募による者
(3)　関係団体の代表者
(4)　関係行政機関の職員
5　委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
6　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条第 3 項及び第 31 条並びに次項の規定は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。
2　川越市環境審議会条例（平成 6 年条例第 18 号）は、廃止する。

5　用語解説

【アルファベット】

BOD

生物化学的酸素要求量。水中の微生物により有機物が酸化・分解される際に酸素が消費されることから、有機物により汚濁が進むと、微生物が求める酸素の量も増える。

CO

一酸化炭素。主に物の不完全燃焼により発生する。血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害する等の影響を及ぼすと言われている。

ESCO **事業**

事業所のエネルギー消費を全体的に調べ、エネルギー効率向上の対策を請け負う事業。効率向上の成果に沿って報酬がもたらされる。

ISO14001

国際標準化機構（ISO）が定めた、環境マネジメントシステムの国際規格。計画と検証を繰り返す PDCA サイクルを特徴とする。

NO_2

二酸化窒素。物の燃焼により NO が発生し、大気中で酸化されて NO2 となる。高濃度で呼吸器に影響を及ぼす恐れがあると言われている。

PCB **廃棄物**

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む廃棄物。PCB は電気機器、熱媒体、ノーカーボン紙に広く使われたが、毒性が強く、分解しにくく、生体に蓄積することから、現在では製造・輸入は原則的に禁止され、事業者の保管する PCB の廃棄処理が決められている。

pH

水素イオン濃度。酸性やアルカリ性を示す指標で、７が中性、７未満は酸性、７を超えるとアルカリ性を示す。

SO_2

無色、有刺激臭の有毒な気体で、人体の粘膜質、特に気道を刺激する。亜硫酸ガスとも言い、硫黄分の燃焼に伴って生じる。

SPM

大気中に浮遊する粒子状物質。主に、工場、自動車等から排出される。大気中に比較的長時間滞留し、高濃度で肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼすと言われている。

SS

浮遊物質量。水中に浮遊する直径 2mm 以下の固形物を示す指標。

VOC

揮発性有機化合物。常温常圧で揮発する有機化学物質の総称で、洗浄剤や溶剤、燃料等に広く利用されている。公害や健康被害をもたらす。

【ア行】

アイドリング

自動車や機械が止まっている時に、エンジン等を動かしていること。

亜硝酸・硝酸性窒素

ここでは、水中に溶け込んだ NO_2、NO_3 を意味する。血液中のヘモグロビンに作用して健康被害を生じさせる。

アスベスト

石綿。天然に産する鉱物繊維で、建設資材や機械部品、家庭用品等に幅広く使われていた。飛散したものが肺に吸入されると、20～40 年程の潜伏期間を経て、重大な健康被害をもたらす。

アメニティ

心地よさや快適さの質、居住地の魅力やその価値を意味する。

一般廃棄物

廃棄物処理法の定めで産業廃棄物に該当しない廃棄物。家庭やオフィスのごみが主である。

エコアクション２１

規模の小さな組織に向けて、ISO14001 をベースとして環境省が策定した、環境マネジメントシステム。

エコストア・エコオフィス

簡易包装やはかり売りの推進、ごみの減量や分別の徹底、節電や雨水利用など環境への負荷の低減を積極的に行っている店や事業所を、市が認定するもの。

エコチャレンジスクール

ISO14001（環境 ISO）を模した学校教育プログラム。環境保全の身近な行動について目標を立て、実践と検証を行う。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、環境に配慮した農法に取り組んでいる農業者で都道府県が認定した者。

エコマーク

身近な商品の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けけられている。（財）日本環境協会が認定事業を行っている。

オープンスペース

都市の中の建物がない空間のことで、快適性や防災に欠かせないものとして公共的な価値が位置付けられる。

オキシダント

光化学スモッグの原因物質で、オゾン・PAN 等の総称。大気中の NO_2 や HC が強い紫外線により光化学反応を起こして発生する。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、また一部の熱を再放射して、地表面の温度を高める効果をもつ気体（ガス）。二酸化炭素、メタン、フロン等がある。

【カ行】

街区公園

都市公園法が定める公園で、もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて浄化処理する設備。

環境カウンセラー登録

環境省が進めている事業で、市民や事業者等に対して環境保全に関する助言を行う人材を登録し、人材活用を図る制度。

環境基準

環境基本法第 16 条で、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められている。

環境基本法

国の環境政策の枠組みを示す基本的な法律。平成 5 年 11 月に施行された。

環境指標

環境の状態を表す物差し。代表的なものとしては、環境基本法に定められた環境基準がある。

環境審議会

市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法第 44 条に基づき設置される機関。

環境負荷

汚染に代表されるような、環境に悪影響を与える働きのこと。

環境マネジメントシステム

組織が、環境に与える影響を継続的に改善していくための、組織経営の仕組み。

環状道路

都市の中心を囲むように造られた道路。

緩衝緑地

公害防止や景観保全のため、道路や工場等の周囲に設けられる緑地。煙の防止、防音、景観の向上等の効果が期待される。

共生

人の営みが自然環境を荒廃させることなく、全体の調和が保たれること。

京都議定書

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、第一約束期間（2008～2012 年）の間に、先進国等に対して温室効果ガスを 1990 年比で一定数値（日本は 6%）以上削減することを義務付けた、国家間の合意文書。

近隣公園

都市公園法が定める公園で、主に近隣に居住する者の利用を目的とする。

グリーン購入

素材から製造、利用、廃棄にいたる様々な部分で、有害性や資源消費などの環境への負荷が減らされるように配慮を行った製品を優先的に購入すること。

健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質。

広域幹線道路

市域を超える広い地域にわたる、主な道筋として位置付けられた道路。

合流式下水道

下水道で、汚水と雨水を同じ管で流す方式。

小江戸

江戸時代に栄え、その伝統や文化が現在まで受け継がれているまち。

こどもエコクラブ

地域の身近な環境活動に自主的に取り組んでいる、幼児から高校生までの環境活動クラブで、環境省が支援している。

【サ行】

催奇形性

胎児の奇形を生じさせる性質。

最終処分場

ごみに焼却や分別等の処理を行ったものや、直に運び込まれた廃棄物を処分する場所･施設･設備。本市では小畔の里クリーンセンターと、市外の処分場を利用している。

埼玉県環境アドバイザー

埼玉県が進めている事業で、環境に関する有識者や活動実践者を登録し、講演会や観察会等に講師として派遣する制度。

埼玉県環境教育アシスタント

埼玉県が進めている事業で、小･中･高校における環境教育やこどもエコクラブの環境保全活動を支援する指導助言者を登録する制度。

酸性雨

硫黄酸化物、窒素酸化物が雨と作用し、雨水が酸性化され、pH5.6 以下になったもの。土壌や湖沼の酸性化、樹木の枯死、建築物の劣化等の影響をもたらす。

資源循環型

開発・入手した資源を使い捨てにしないで、再利用や再生により、繰り返し活用すること。

市民農園

生活の楽しみや健康づくり等のために野菜や花を栽培する場として、農業者でない人々に提供される農地。

市民の森

緑の環境を保全するため、川越市民の森指定要綱により指定し、市が管理しながら市民に公開している。おおむね 3,000 平方メートル以上の雑木林等が対象。

住区基幹公園

都市公園法が定める公園のうち比較的近隣の住民を対象にしたもので、街区公園、近隣公園、地区公園がある。

住工混在地区

一般住宅と工場等が混じりあって立地しているところ。公害防止や防災、交通安全等に関して問題が生じやすい。

新エネルギー

石油代替エネルギーとして「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」の政令により定められている。具体的には、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマス燃料製造などがある。

生活雑排水

家庭からの排水のうち、し尿を除いたすべての排水を指す。

生産緑地

生産緑地法が定める農地で、市街化区域においてオープンスペースとしての機能を活かすため、転用に関する制限を課すことで農地として認める制度。

生態系

あらゆる生き物と、それらを取り巻く大気、水、土等の無機的な環境とを総合した系（システム）。

【タ行】

ダイオキシン類

極めて毒性の強い有機塩素系化合物で、ダイオキシン類特別措置法に定めるものは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニル。

多自然型

自然の働きや生き物の生息が保たれるような配慮がなされる工法。

地球温暖化

人間の活動に伴い二酸化炭素などの「温室効果ガス」が増加することにより、地球全体の平均気温が上昇する現象。

地球環境問題

地球規模で広がり、人類の将来にとって脅威となっている環境問題。複数の問題が複雑に絡みあっている。

地区計画

一定の地区において、住民が主体となって、まちづくりの計画を考えるための制度。

中核市

政令指定都市の他に、人口 30 万人以上の規模や能力などが比較的大きな都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度。

低水護岸

流水や雨、あるいは波の作用によって高水敷が侵食されないよう、河岸にコンクリートブロックや自然石を張ったもの。

伝統的建造物群保存地区

城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落･町並みの保存を図るための制度。文化財保護法及び都市計画法により、市町村が指定する。

登録有形文化財

届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度。建築後 50 年以上を経過した歴史的建造物等を対象に、地方自治体からの推薦等により文化庁が登録する。

都市景観協定

一定の地区において、住民の自主的な協議によって、景観に関する配慮事項を定めるための制度。

都市景観重要建築物等

川越市都市景観条例に基づき、川越の都市景観を形成する上で重要な価値があると認められる建築物、工作物、樹木、樹林等を指定する制度。

都市・生活型公害

特定の工場ではなく、都市の活動や住民の生活に起因する公害。

【ナ行】

認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市町村が認定した農業者。農業経営の規模拡大、経営の合理化等の経営改善計画を市町村に提出し、認定されると農業制度資金の低利融資などの特例が受けられる。

ネイチャーゲーム

自然を相手に遊ぶことを通して、自然と共存することの大切さを学ぼうとする方法のひとつ。

ネットワーク

構成要素が連結され、網のようにつながっていること。

農業集落排水処理施設

農業集落のし尿や生活雑排水を、集落全体で処理するために整備する浄化槽や配水管等の施設。

【ハ行】

パークアンドライド

駐車場まではマイカーを使い、そこで公共交通や自転車に乗り替えて目的地に行くこと。市街地や観光地の自動車を減らす効果が期待される。このための交通基盤や制度をパークアンドライドシステムと呼んでいる。

パートナーシップ

様々な人々や団体が、公平な役割分担を基本として、協力や連携を行うこと。

八都県市指定車

関東の 8 つの都県市が、八都県市低公害車指定制度により指定した低公害車。

ヒートアイランド

都市の気温が周辺部よりも上昇する現象。エネルギー利用に伴う発熱と、建造物の蓄熱が原因。地表の等温線が島状になる。

ビオトープ

野生の生き物の繁殖･生育や餌とり、休息･移動等に必要とされる空間。

フロンガス

冷蔵庫等の冷媒や電子部品の洗浄用等に広く使われていた化学物質。オゾン層を破壊するため、国際的な削減策が進められている。

ポケットパーク

市街地の中で、休息の場の確保や景観の向上等の広場的機能をもつ小規模な公園。

保存樹林

緑の環境を保全するため、市内各地に存在する樹木の集団で特に必要と認めたものを、川越市緑化推進要綱により指定している。

ホルムアルデヒド

刺激臭のある無色の気体で、皮膚炎や中毒、化学物質過敏症等の影響をもたらす。消毒剤や防腐剤、樹脂原料等に広く使われている。

【マ行、ヤ行】

民間団体

行政や企業活動とは異なる、非営利の民間の立場から、社会貢献に向けた活動を行う団体。

モニタリング

日常的、継続的に監視を行い、記録に残すこと。

有機塩素系化合物

塩素を含む有機化合物の総称で、溶剤や農薬等のために人工的に製造されるものが多い。代表的なものとしては、トリクロロエチレン、ダイオキシン類、PCB 等。

【ラ行、ワ行】

リサイクル

廃棄されるものを原料・材料・燃料等として再生すること。

リスクコミュニケーション

主に化学物質の環境リスクに関する知識や情報を市民、事業者、民間団体、行政が共有し、意見を相互に交換し意志疎通を図ろうとするもの。

リデュース

ものを無駄なく使い、捨てる部分を減らすこと。

リフューズ

すぐに捨ててしまうような不要なものを使わないこと。

リユース

不具合を直したり、人に譲ったりして、不用品を再び利用すること。

歴みち事業

歴史的地区環境整備街路事業の略称。歴史的地区の環境を保全すると同時に、観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の保全を図る総合的な街路整備。

レッドデータブック

絶滅の恐れのある生き物の一覧と、それぞれの生息状況をまとめた資料。

市の木（かし）　市の花（山吹）　市の鳥（雁）

第二次川越市環境基本計画

■発行　埼玉県川越市　平成19年3月
■編集　川越市環境部環境政策課

〒350-8601　埼玉県川越市元町1丁目3番地1
電話 049-224-8811（代表）

R100 この冊子は、古紙配合率100%再生紙を使用しています。

PRINTED WITH SOYINK この冊子のインキは、環境にやさしい大豆油インキを使用しています。